

目 次

津市規則

津市げいのうわんばーくの管理に関する規則

津市告示

平成27年度固定資産の価格等固定資産課税台帳登録

津市応急診療所の使用料及び手数料徴収事務の一部委託

放置自転車等の撤去及び保管

公示送達

公示送達

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

予防接種の実施

自動車臨時運行許可番号標の失効

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

条件付一般競争入札執行

条件付一般競争入札執行

条件付一般競争入札執行

条件付一般競争入札執行

条件付一般競争入札執行

条件付一般競争入札執行

条件付一般競争入札執行

開発行為に係る工事の完了

平成27年度津市救急・健康相談ダイヤル24事業業務委託に係る条件付一般競争入札の執行

犬の抑留

土地収用法第24条第1項の規定による縦覧

平成27年3月分津市農用地利用集積計画の決定

津市上下水道事業管理規程

津市公共下水道条例施行規程

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程

津市水洗便所改造資金融資あっせんに関する規程

津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程

津市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例施行規程

津市上下水道事業公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行に係る共通事項

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市公共下水道事業受益者負担金（分担金）の賦課区域

津市選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

津市長選挙における候補者届等の書類の提出場所

津市長選挙における投票所の開閉時間

津市長選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日

津市長選挙における不在者投票用紙等の交付場所

津市長選挙における選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時

津市長選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを行う場所及び日時

津市波瀬財産区議会議員選挙における候補者届等の書類の提出場所

津市波瀬財産区議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所

津市波瀬財産区議会議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを行う場所及び日時

津市波瀬財産区議会議員選挙における選挙人名簿の登録

津市波瀬財産区議会議員選挙における選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票所の決定

三重県議会議員選挙における期日前投票所の決定

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における開票の場所及び日時

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

三重県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

三重県議会議員選挙における開票立会人のくじを行う場所及び日時

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者の選任

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者の選任

選挙人名簿からの抹消者

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の選任

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票管理者の選任

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市げいのうわんぱーくの管理に関する規則をここに公布する。

平成 27 年 4 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 32 号

津市げいのうわんぱーくの管理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市げいのうわんぱーく（以下「わんぱーく」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 わんぱーくの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市げいのうわんぱーく
- (2) 位置 津市芸濃町棕本 6 1 4 6 番地 2

(施設)

第 3 条 わんぱーくは、次に掲げる施設により構成する。

- (1) 交流プラザ
- (2) 芝生広場

(休業日)

第 4 条 交流プラザの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が交流プラザの管理上特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 毎週木曜日
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(利用時間)

第 5 条 交流プラザを利用することができる時間は、午前 10 時から午後 5 時までとする。ただし、市長が交流プラザの管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用者の範囲)

第 6 条 交流プラザを利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの児童（以下「未就学児童」という。）及び小学校に就学している児童（以下「就学児童」という。）並びにこれらの保護者

(2) その他市長が適当と認める者

2 未就学児童及び就学児童のうち小学4年生以下の児童が利用する場合は、保護者又はこれに準ずる者が同伴しなければならない。

(入場の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、交流プラザへの入場を拒否し、又は退場させることができる。

(1) 感染性の疾病のある者

(2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携行する者

(3) その他管理上支障があると認められる者

(原状回復の義務)

第8条 わんぱくを利用する者（以下「利用者」という。）は、施設及び設備器具の利用を終えたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(遵守事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設、設備器具等を損傷し、又は汚損しないこと。

(2) 許可なくして張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。

(3) 喫煙をし、又は許可なくして火気を使用しないこと。

(4) 許可なくして指定された場所以外の場所に自動車を乗り入れ、又は駐車しないこと。

(5) ごみその他の汚物を捨てないこと。

(6) 交流プラザにおいて、所定の場所以外で飲食をしないこと。

(7) 他人に危害及び迷惑を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

(8) その他管理上必要な指示に従うこと。

(損害賠償の義務)

第10条 利用者又は入場者が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

(職員)

第11条 わんぱくに館長を置く。

2 わんぱくに副館長その他必要な職員を置くことができる。

(職務権限)

第12条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

(1) 館長 上司の命を受けてわんぱくの事務を掌理し、所属職員を指揮監

督する。

(2) 副館長 館長の業務を補佐し、館長が不在のときはその職務を代行する。

(3) その他の職員 上司の命を受けてわんぱーくの事務を処理する。

(委任)

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか、わんぱーくの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 4 日から施行する。

津市告示第 8 1 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 0 条第 1 項の規定に基づき平成 2 7 年度に係る固定資産の価格等を決定し、同法第 4 1 1 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定によりその旨を告示する。

平成 2 7 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市告示第 8 2 号

津市休日応急・夜間こども応急クリニック、津市久居休日応急診療所及び津市夜間成人応急診療所の使用料及び手数料の徴収事務の一部を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 7 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市休日応急・夜間こども応急クリニック、津市久居休日応急診療所及び津市夜間成人応急診療所

受託者
家城 介子
池田 千恵子
岡本 陽子
小野寺 香里
元坂 いく子
島田 成美
末松 和子
中林 みち代
中村 美穂
服部 夫佐代
森 智重美

津市告示第 8 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 1 2 条第 2 項及び第 1 3 条第 2 項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 7 年 4 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
半田地内	1	平成 2 7 年 3 月 4 日
白塚町地内	1	平成 2 7 年 3 月 9 日
東丸之内地内	1	平成 2 7 年 3 月 9 日
大門地内	1	平成 2 7 年 3 月 9 日
阿漕町地内	1	平成 2 7 年 3 月 1 2 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	8	平成 2 7 年 3 月 1 6 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 3 月 1 7 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 7 年 3 月 1 8 日
大谷町地内	1	平成 2 7 年 3 月 1 8 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 3 月 1 9 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 3 月 1 9 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 7 年 3 月 2 0 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	7	平成 2 7 年 3 月 2 3 日
片田志袋町地内	1	平成 2 7 年 3 月 2 3 日
白山町南出地内	1	平成 2 7 年 3 月 2 3 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 7 年 3 月 2 4 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 7 年 3 月 2 4 日
津興地内	1	平成 2 7 年 3 月 2 4 日
津市本庁舎	2	平成 2 7 年 3 月 3 0 日
津市本庁舎	1	平成 2 7 年 3 月 3 0 日
津偕楽公園	1	平成 2 7 年 3 月 3 0 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 7 年 3 月 2 6 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 3 月 2 7 日

津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成27年 3月31日
----------------	---	-------------

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第 8 4 号

下記の者の差押調書（謄本）および配当計算書（謄本）、充当通知書は、あてどころ不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 7 年 4 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇	差押調書（謄本）、配当 計算書（謄本）、充当通 知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

下記の者の差押調書（謄本）および配当計算書（謄本）、充当通知書は、あてどころ不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成27年4月7日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇	差押調書（謄本）、配当 計算書（謄本）、充当通 知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 8 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年安濃町告示第 2 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 7 年 4 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

妙法寺自治会

三重県津市安濃町妙法寺 4 8 番地 2

代表者 森 谷 徹

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	小 林 芳 雄 三重県津市安濃町妙法寺 8 3 番地 2
変更後	森 谷 徹 三重県津市安濃町妙法寺 4 8 番地 2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 7 年 3 月 2 2 日の通常総会において新任され、平成 2 7 年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 8 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 2 年津市告示第 2 7 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 7 年 4 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

コモンヒルズ西が丘自治会

三重県津市一身田上津部田 3 0 9 0 番地 4 1

代表者 岡田 佑紀

2 変更に係る事項

(1)主たる事務所の所在地

変更前	三重県津市一身田上津部田 8 6 7 番地 2 0
変更後	三重県津市一身田上津部田 3 0 9 0 番地 4 1

(2)代表者の氏名及び住所

変更前	谷口 雄祐 三重県津市一身田上津部田 8 6 7 番地 2 0
変更後	岡田 佑紀 三重県津市一身田上津部田 3 0 9 0 番地 4 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 7 年 2 月 1 5 日の定時総会において改選されたため。

津市告示第 8 8 号

下記の者の差押調書謄本、配当計算書謄本及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 7 年 4 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇 〇 〇〇	差押調書謄本、配当計算書謄本、充当通知書
〇〇	〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇	差押調書謄本、配当計算書謄本、充当通知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 8 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年安濃町告示第 2 0 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 7 年 4 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

南神山自治会

三重県津市安濃町南神山 1 1 0 番地

代表者 増 井 健 二

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	松 島 雅 樹 三重県津市安濃町南神山 1 6 1 番地
変更後	増 井 健 二 三重県津市安濃町南神山 1 1 0 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 7 年 3 月 2 8 日の通常総会において新任され、平成 2 7 年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 9 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年安濃町告示第 1 7 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 7 年 4 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

前田区自治会

三重県津市安濃町中川 3 3 3 番地

代表者 伊 嶋 三 男

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	野 田 隆 夫 三重県津市安濃町中川 4 4 6 番地 2
変更後	伊 嶋 三 男 三重県津市安濃町中川 3 3 3 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 7 年 3 月 1 日の定期総会において新任され、平成 2 7 年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 9 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年久居市告示第 2 7 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 7 年 4 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

小野辺自治会

三重県津市久居小野辺町 1 2 8 5 番地 1

代表者 石田 旭

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	小西 秀嗣 三重県津市久居小野辺町 1 3 2 5 番地
変更後	石田 旭 三重県津市久居小野辺町 1 2 8 5 番地 1

事務所の所在地

変更前	三重県津市久居小野辺町 1 3 2 5 番地
変更後	三重県津市久居小野辺町 1 2 8 5 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 7 年 3 月 1 5 日の定期総会において新任されたため。

津市告示第 9 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 2 年津市告示第 1 6 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 7 年 4 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

片田志袋町自治会

津市片田志袋町 1 1 5 2 番地

代表者 萩野 善平

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	高岸 義雄 三重県津市片田志袋町 1 2 0 1 番地
変更後	萩野 善平 三重県津市片田志袋町 1 1 5 2 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 7 年 3 月 2 9 日の定期総会において改選されたため。

津市公告第 37 号

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、下記のとおり公告します。

平成 27 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

1 A 類予防接種の種類、対象者の範囲及び実施期間

種類		対象者の範囲	実施期間
急性灰白髄炎（ポリオ）		生後 3 か月から 90 か月に至るまでの間にある者	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風混合		生後 3 か月から 90 か月に至るまでの間にある者	
ジフテリア、百日せき及び破傷風混合		生後 3 か月から 90 か月に至るまでの間にある者	
ジフテリア及び破傷風混合		11 歳以上 13 歳未満の者、生後 3 か月から 90 か月に至るまでの間にある者	
麻しん及び風しん混合	第 1 期	生後 12 か月から 24 か月に至るまでの間にある者	
	第 2 期	5 歳以上 7 歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	
麻しん	第 1 期	生後 12 か月から 24 か月に至るまでの間にある者	
	第 2 期	5 歳以上 7 歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	
風しん	第 1 期	生後 12 か月から 24 か月に至るまでの間にある者	

	第 2 期	5 歳以上 7 歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
日本脳炎		生後 6 か月から 9 0 か月に至るまでの間にある者及び 9 歳以上 1 3 歳未満の者並びに平成 7 年 4 月 2 日から平成 1 9 年 4 月 1 日までの間に生まれた者で、2 0 歳未満の者
結核		生後 1 歳に至るまでの間にある者
H i b 感染症		生後 2 か月以上 6 0 か月未満の者
小児の肺炎球菌感染症		生後 2 か月以上 6 0 か月未満の者
ヒトパピローマウイルス感染症		小学 6 年生から高校 1 年生までの相当年齢の女子
水痘		生後 1 2 か月から生後 3 6 か月に至るまでの間にある者並びに、生後 3 6 か月に至った日の翌日から生後 6 0 か月に至るまでの間にある者

2 A 類予防接種の実施場所

別表「津市 A 類予防接種実施医療機関一覧表」のとおり。

3 A 類予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

予防接種を受けることが適当でない者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (6) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾患の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 B類予防接種の種類及び対象者

種 類	対 象 者
インフルエンザ	満 6 5 歳以上の者
	満 6 0 歳以上 6 5 歳未満の者であつて、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障がいをする者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをする者
高齢者肺炎球菌	平成 2 7 年 3 月 3 1 日において 1 0 0 歳以上の者及び同年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの間に 6 5 歳、7 0 歳、7 5 歳、8 0 歳、8 5 歳、9 0 歳、9 5 歳又は 1 0 0 歳となる者で、初めて 2 3 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種する者。
	満 6 0 歳以上 6 5 歳未満の者であつて、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障がいをする者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをする者

本人が接種を希望していることが明確に認められる場合に限りです。

対象者の意思が確認できない場合は、接種を受けることはできません。

5 B類予防接種の実施期間

- (1) インフルエンザ 平成 2 7 年 1 0 月 1 5 日から平成 2 8 年 1 月 3 1 日まで
- (2) 高齢者肺炎球菌 平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

6 実施場所

別表「津市 B 類予防接種実施医療機関等一覧表」のとおり

7 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

予防接種を受けることが適当でない者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 以前にインフルエンザ予防接種を受けて、接種後 2 日以内に発熱及び全身性発疹等の反応があった者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

津市A類予防接種実施医療機関一覧表

(順不同・平成27年4月1日現在)

医療機関名	所在地	電話番号
赤塚クリニック	芸濃町棕本890番地1	265-2511
明合クリニック	安濃町田端上野970番地41	268-1111
飛鳥メディカルクリニック	乙部5番3号	213-7615
熱田小児科クリニック	大倉11番15号	225-7100
安濃中央クリニック	安濃町川西332番地	268-4141
あのつクリニック	一身田上津部田1817番地	233-6700
荒木医院	安濃町安濃1366番地	268-2351
伊勢谷医院	安濃町川西51番地5	268-2023
いたみ眼科	藤方87番地	238-2800
いとう内科胃腸科	丸之内17番14号	223-1122
稻上耳鼻咽喉科・気管食道科	河芸町東千里111番地1	244-2222
井ノ口胃腸科外科	一身田町208番地1	231-1500
岩尾こどもクリニック	河芸町杜の街一丁目1番5号	245-1155
上島小児科	新町二丁目7番28号	226-8282
上村医院	雲出本郷町1222番地	234-2897
うめもとこどもクリニック	栄町一丁目857番地1	222-2332
大西内科ハートクリニック	半田3431番地5	225-2597
大橋クリニック	桜橋三丁目61番地4	246-1000
奥田医院	半田1481番地2	225-6488
おくだ内科クリニック	上浜町五丁目57番地	221-3000
加藤医院	藤方1590番地1	221-5001
カトウ内科	新町三丁目5番17号	226-0118
金丸産婦人科	観音寺町799番地7	229-5722
かわいクリニック	河芸町浜田688番地1	245-5900
川田デンタル・小児科クリニック	広明町418番地5	227-6601
川浪内科	八町二丁目15番9号	223-3211
河村クリニック	津興2911番地2	221-6711
北村内科循環器科	白塚町31番地123	232-2866
草川医院	大里窪田町1735番地1	232-2210
久藤内科	中央2番11号	228-2646
上津台小児科クリニック	一身田上津部田1504番地16	231-2121
駒田医院	芸濃町林190番地2	265-2016
坂口医院	垂水1889番地30	228-2262
坂倉内科医院	幸町4番6号	226-7770
坂の上クリニック	藤方154番地1	238-5566

医療機関名	所在地	電話番号
しおりの里クリニック	野田 2 0 3 3 番地 1	239-1313
白塚いけだクリニック	白塚町 2 0 8 0 番地 1	236-6006
白塚診療所	白塚町 3 5 6 8 番地 4	232-0749
世古口消化器内科なぎさまち診療所	海岸町 4 番 1 0 号	226-3030
セントローズクリニック	新町一丁目 5 番 1 6 号	221-5555
高茶屋診療所	高茶屋五丁目 1 1 番 4 8 号	234-5384
高野尾クリニック	高野尾町 1 8 9 0 番地 7 6	230-3738
たかはし内科	西丸之内 3 8 番 1 1 号	221-1000
たなか内科	観音寺町 4 4 6 番地 7 7	224-7711
つおき高橋クリニック	三重町津興 4 3 3 番地 8 7	246-7771
津坂内科眼科医院	藤方 1 5 3 5 番地 2	226-2483
津西産婦人科	納所町 6 8 6 番地 1	225-2235
津生協病院	船頭町津興 1 7 2 1 番地	225-2848
津ファミリークリニック	押加部町 1 6 番 4 6 号	273-5000
内科MYクリニック	片田新町 2 1 番地 1	237-2000
なかせ内科胃腸科	一身田上津部田 4 7 6 番地 1	233-6611
ながたレディースクリニック	藤方 1 5 0 番地	238-5678
中森内科	観音寺町 7 9 9 番地 7	229-5725
中屋医院	半田 2 0 2 番地 5	229-7227
西山産婦人科	栗真中山町 2 0 2 番地	232-0123
はやかわこどもクリニック	一身田上津部田 1 8 1 7 番地	233-6600
藤田産婦人科	南中央 2 番 2 号	227-7288
藤田内科	乙部 1 6 番 2 号	225-9955
二神クリニック	高野尾町 4 9 5 6 番地 2 7	230-2221
前川内科	垂水 1 4 2 5 番地	221-3700
まきのクリニック	美里町足坂 1 6 5 番地 2	279-5111
増井内科	長岡町 8 0 0 番地 5 0 1	226-8555
ますだこどもクリニック	河芸町東千里 2 5 9 番地 1	244-2515
丸岡医院	片田志袋町 4 8 3 番地	237-0013
三重大学医学部附属病院	江戸橋二丁目 1 7 4 番地	232-1111
三重病院	大里窪田町 3 5 7 番地	232-2531
水谷皮フ科クリニック	新町三丁目 6 番 2 2 号	223-4645
三井整形外科	雲出本郷町 1 4 0 0 番地 1	234-3838
緑の街医院	長岡町 3 0 1 8 番地 3	213-5111
ヤナセクリニック	乙部 5 番 3 号	227-5585
やまかみクリニック	長岡町 2 5 番地 1	273-5577
やまかみ内科クリニック	河芸町中別保 3 1 4 番地 1	245-0024

医療機関名	所在地	電話番号
やまぐちクリニック	垂水 2 7 9 7 番地 1	224-7777
山崎循環器内科	渋見町 5 7 7 番地 5	229-6300
山の手内科クリニック	一身田上津部田 3 0 8 6 番地 3	213-1024
山本産婦人科	雲出本郷町 1 9 0 7 番地 3	235-2118
ゆうあいクリニック	雲出本郷町 1 3 1 番地 8 3	234-3344
ゆり形成内科整形	柳山津興 3 3 0 6 番地	221-0500
吉田クリニック	栗真中山町 7 9 番地 5	232-3001
荒岡内科	久居野村町 8 7 2 番地 2	255-5730
いのもと医院	白山町南家城 8 8 9 番地 5	262-3175
上野内科	庄田町 2 0 9 0 番地	254-0300
コスモスクリニック	一志町小山 1 4 3 4 番地 2	295-0005
小渕医院	一志町高野 2 5 4 番地 1	293-5111
こやま内科消化器科	久居新町 3 0 0 6 番地	254-0001
塩崎内科クリニック	久居新町 1 1 2 4 番地 1	255-2280
清水レディースクリニック	久居新町 3 0 0 6 番地	254-3500
白山内科	久居明神町 2 6 0 0 番地	255-1200
田中内科	久居新町 8 6 7 番地 2	256-0700
刀根クリニック	香良洲町 1 8 7 5 番地 1	292-7007
中浜胃腸科・外科	久居元町 1 8 7 0 番地 7	256-6856
にしい耳鼻咽喉科クリニック	久居北口町 5 7 0 番地 7	272-4187
にしかわ小児科医院	久居新町 6 1 2 番地 5	256-3500
西出医院	久居野村町 6 0 0 番地 2 1	255-1115
のむら小児科	久居井戸山町 4 5 番地 5	254-1234
はくさんクリニック	白山町二本木 1 1 3 9 番地 5	264-1234
まつしまクリニック	久居小野辺町 1 7 6 3 番地 5	255-8600
三重県立一志病院	白山町南家城 6 1 6 番地	262-0600
三重中央医療センター	久居明神町 2 1 5 8 番地 5	259-1211
やましろ小児科	久居中町 2 5 4 番地 1 1	256-8855
山本クリニック	白山町川口 4 9 番地 1	262-5175

津市B類予防接種実施医療機関等一覧表

(順不同・平成27年4月1日現在)

医療機関名	所在地	電話番号
竹原診療所	美杉町竹原2777番地	262-3076
赤塚クリニック	芸濃町棕本890番地1	265-2511
明合クリニック	安濃町田端上野970番地41	268-1111
旭耳鼻咽喉科	下弁財町津興3230	255-8733
飛鳥メディカルクリニック	乙部5番3号	213-7615
熱田小児科クリニック	大倉11番15号	225-7100
介護老人保健施設あのを	安濃町東観音寺353番地	267-1801
安濃中央クリニック	安濃町川西332番地	268-4141
あのかクリニック	一身田上津部田1817番地	233-6700
あめさら耳鼻咽喉科	観音寺町799番地7	213-1200
荒木医院	安濃町安濃1366番地	268-2351
津老人保健施設 アルカディア	乙部11番5号	227-6681
伊勢谷医院	安濃町川西51番地5	268-2023
イタミ内科・整形外科	本町8番16号	225-1980
いとう内科胃腸科	丸之内17番14号	223-1122
稻上耳鼻咽喉科・気管食道科	河芸町東千里111番地1	244-2222
井ノ口胃腸科外科	一身田町208番地1	231-1500
今中医院	栄町一丁目835番地	228-6505
岩尾こどもクリニック	河芸町杜の街一丁目1番地5	245-1155
岩崎病院	一身田町333番地	232-2216
上島小児科	新町二丁目7番28号	226-8282
上村医院	雲出本郷町1222番地	234-2897
植村整形外科	藤方2566番地	225-1878
うめもとこどもクリニック	栄町一丁目857番地1	222-2332
海野整形外科	安濃町栗加2212番地	267-1211
おおうち内科	羽所町345番地	246-5511
大川耳鼻咽喉科	中央18番8号	228-2816
大西内科ハートクリニック	半田3431番地5	225-2597
大橋クリニック	桜橋三丁目61番地4	246-1000
おがわ脳神経外科クリニック	一身田上津部田1414番地1	221-0234
奥田医院	半田1481番地2	225-6488
おくだ内科クリニック	上浜町五丁目57番地	221-3000
加藤医院	藤方1590番地1	221-5001
カトウ内科	新町三丁目5番17号	226-0118

医療機関名	所在地	電話番号
かわいクリニック	河芸町浜田 6 8 8 番地 1	245-5900
川田デンタル・小児科クリニック	広明町 4 1 8 番地 5	227-6601
川浪内科	八町二丁目 1 5 番 9 号	223-3211
河村クリニック	津興 2 9 1 1 番地 2	221-6711
北村内科循環器科	白塚町 3 1 番地 1 2 3	232-2866
草川医院	大里窪田町 1 7 3 5 番地 1	232-2210
久藤内科	中央 2 番 1 1 号	228-2646
倉本内科	下弁財町津興 3 0 4 0 番地	227-6711
倉本内科病院	下弁財町津興 3 0 4 0 番地	227-6712
黒川医院	安濃町栗加 2 1 1 番地	268-2352
上津台小児科クリニック	一身田上津部田 1 5 0 4 番地 1 6	231-2121
小西ヒフ科医院	栄町二丁目 4 5 7 番地	228-5498
駒田医院	芸濃町林 1 9 0 番地 2	265-2016
さいとう内科	新東町塔世 2 3 番地	223-0313
坂口医院	垂水 1 8 8 9 番地 3 0	228-2262
坂倉内科医院	幸町 4 番 6 号	226-7770
坂の上クリニック	藤方 1 5 4 番地 1	238-5566
しおりの里クリニック	野田 2 0 3 3 番地 1	239-1313
しのぎ耳鼻咽喉科クリニック	大園町 1 0 番 4 9 号	213-8741
白塚いけだクリニック	白塚町 2 0 8 0 番地 1	236-6006
白塚診療所	白塚町 3 5 6 8 番地 4	232-0749
シルバーケア豊壽園	高茶屋小森上野町 7 3 7 番地	235-5511
新町整形外科診療所	大園町 4 番 2 9 号	222-5111
整形外科たかしクリニック	一身田上津部田 1 8 1 7 番地	233-6800
世古口消化器内科なぎさまち診療所	海岸町 4 番 1 0 号	226-3030
セントローズクリニック	津市新町一丁目 5 番 1 6 号	221-5555
曾野医院	西丸之内 2 2 番 1 9 号	225-3432
第二岩崎病院	一身田町 3 8 7 番地	232-2316
大門病院	大門 1 番 3 号	226-5525
高茶屋クリニック	高茶屋小森上野町 7 3 3 番地	235-5300
高田福祉事業協会附属診療所	大里野田町 1 1 2 4 番地 1	230-7814
タカオカクリニック	河辺町 3 0 4 1 番地 1	253-3131
高茶屋診療所	高茶屋五丁目 1 1 番 4 8 号	234-5384
高野尾クリニック	高野尾町 1 8 9 0 番地 7 6	230-3738
たかはし耳鼻咽喉科	藤方 1 4 6 番地 1	235-3387
たかはし内科	西丸之内 3 8 番 1 1 号	221-1000

医療機関名	所在地	電話番号
武内病院	北丸之内 8 2 番地	226-1111
たじま泌尿器科皮フ科	鳥居町 2 7 8 番地 6	221-2121
たなか内科	観音寺町 4 4 6 番地 7 7	224-7711
たにクリニック	河辺町 3 5 4 7 番地 1	213-5005
千里クリニック	河芸町東千里 6 番地 1	245-6111
つおき高橋クリニック	三重町津興 4 3 3 番地 8 7	246-7771
津北整形外科	栗真中山町 2 4 8 番地 1	236-2588
津在宅ケア診療所	大谷町 2 5 5 番地	224-1661
津坂内科眼科医院	藤方 1 5 3 5 番地 2	226-2483
辻内科	栄町二丁目 3 4 8 番地	227-4918
津生協病院	船頭町津興 1 7 2 1 番地	225-2848
津生協病院附属診療所	船頭町 3 4 5 3 番地	225-6161
津整形外科医院	観音寺町 4 4 5 番地 1 3	228-9100
津ファミリークリニック	押加部町 1 6 番 4 6 号	273-5000
寺田医院	野田 7 7 8 番地 1	237-3378
寺西胃腸科内科クリニック	野田 3 6 番地 1 0	239-1777
遠山病院	南新町 1 7 番 2 2 号	227-6171
介護老人保健施設 トマト	殿村 8 6 0 番地 2	237-5050
豊里クリニック	豊が丘二丁目 4 6 番 3 号	230-1120
内科MYクリニック	片田新町 2 1 番地 1	237-2000
永井病院	西丸之内 2 9 番 2 9 号	228-5181
なかせ内科胃腸科	一身田上津部田 4 7 6 番地 1	233-6611
ながたレディースクリニック	藤方 1 5 0 番地	238-5678
中根医院	西古河町 1 4 番 1 1 号	228-3562
中本耳鼻咽喉科	河芸町東千里 2 4 番地	244-0277
中森内科	観音寺町 7 9 9 番地 7	229-5725
中屋医院	半田 2 0 2 番地 5	229-7227
にし整形外科	垂水 1 2 5 6 番地 2	213-2424
はぎの医院	藤方 1 9 1 2 番地 3	229-6699
はやかわこどもクリニック	一身田上津部田 1 8 1 7 番地	233-6600
林耳鼻いんこう科クリニック	大門 1 0 番 6 号	224-9900
はやし整形外科	観音寺町 7 9 9 番地 7	229-5711
ひおきクリニック	高茶屋小森町 2 5 9 6 番地 1	235-0886
ふじおかクリニック	雲出本郷町 1 9 1 8 番地	238-2222
藤田産婦人科	南中央 2 番地 2	227-7288
藤田内科	乙部 1 6 番 2 号	225-9955

医療機関名	所在地	電話番号
ふじた耳鼻咽喉科	中央 6 番 1 4 号	228-3546
二神クリニック	高野尾町 4 9 5 6 番地 2 7	230-2221
ベタニヤ内科神経内科クリニック	豊が丘五丁目 4 7 番 7 号	230-7373
前川内科	垂水 1 4 2 5 番地	221-3700
まきのクリニック	美里町足坂 1 6 5 番地 2	279-5111
増井内科	長岡町 8 0 0 番地 5 0 1	226-8555
ますだこどもクリニック	河芸町東千里 2 5 9 番地 1	244-2515
まつおか整形外科	幸町 1 2 番 1 0 号	221-2200
丸岡医院	片田志袋町 4 8 3 番地	237-0013
三重耳鼻咽喉科	観音寺町 4 4 5 番地 1 5	228-0100
みえ消化器内科	観音寺町 7 9 9 番地 7	213-1001
三重大学医学部附属病院	江戸橋二丁目 1 7 4 番地	232-1111
三重病院	大里窪田町 3 5 7 番地	232-2531
三井整形外科	雲出本郷町 1 4 0 0 番地 1	234-3838
緑の街医院	長岡町 3 0 1 8 番地 3	213-5111
箕浦内科	広明町 3 4 0 番地	226-0800
三宅医院	大門 1 9 番 1 7 号	225-1020
むらしま整形外科	野田 3 3 番地 3	237-0838
森田内科クリニック	雲出本郷町 1 3 7 0 番地 1	234-3100
ヤナセクリニック	乙部 5 番 3 号	227-5585
やまかみ内科クリニック	河芸町中別保 3 1 4 番地 1	245-0024
ヤマギシズム生活豊里実顕地診療所	高野尾町 5 0 1 0 番地	230-8033
やまぐちクリニック	垂水 2 7 9 7 番地 1	224-7777
山崎循環器内科	渋見町 5 7 7 番地 5	229-6300
山の手内科クリニック	一身田上津部田 3 0 8 6 番地 3	213-1024
ゆうあいクリニック	雲出本郷町 1 3 1 番地 8 3	234-3344
ゆう心のクリニック	河芸東千里 1 5 5 番地 1	273-5651
ゆたクリニック	修成町 2 番 3 号	227-4187
ゆり形成内科整形	柳山津興 3 3 0 6 番地	221-0500
吉田クリニック	栗真中山町 7 9 番地 5	232-3001
介護老人保健施設 ロマン	芸濃町椋本 6 1 7 6 番地	265-6500
若葉病院	南中央 2 8 番 1 3 号	227-0207
渡部クリニック	乙部 5 番 3 号	246-6771
天野医院	久居西鷹跡町 4 7 5 番地 3	259-2001
荒岡内科	久居野村町 8 7 2 番地 2	255-5730
飯田医院	一志町八太 9 9 2 番地	293-0026

医療機関名	所在地	電話番号
井上内科病院	久居井戸山町 7 5 9 番地	256-6665
いのもと医院	白山町南家城 8 8 9 番地 5	262-3175
上野内科	庄田町 2 0 9 0 番地	254-0300
大北内科	久居東鷹跡町 8 2 番地 1 0	255-2077
奥田医院	久居東鷹跡町 2 6 1 番地 3	255-5264
おくのクリニック	久居元町 1 7 0 9 番地 3	255-7766
小田内科	美杉町下多気 2 2 6 6 番地	275-0032
河原林医院	久居烏木町 4 3 5 番地 2	255-3076
グリーンタウン内科クリニック	白山町南出 5 3 0 番地 4 2	264-1011
コスモスクリニック	一志町小山 1 4 3 4 番地 2	295-0005
小林医院 多気診療所	美杉町上多気 1 0 3 1 番地	275-0211
小渕医院	一志町高野 2 5 4 番地 1	293-5111
こやま内科消化器科	久居新町 3 0 0 6 番地	254-0001
榊原温泉病院	榊原町 1 0 3 3 番地 4	252-1111
榊原白鳳病院	榊原町 5 6 3 0 番地	252-2300
榊原病院	榊原町 7 7 7 番地	252-0211
介護老人保健施設 さくら苑	榊原町 5 6 3 0 番地	252-2751
塩崎内科クリニック	久居新町 1 1 2 4 番地 1	255-2280
清水レディースクリニック	久居新町 3 0 0 6 番地	254-3500
白山内科	久居明神町 2 6 0 0 番地	255-1200
関口整形外科	一志町井関 1 1 7 番地 1	295-0707
芹の里介護老人保健施設	久居井戸山町 7 5 9 番地 7	256-8180
高岡医院	一志町田尻 6 0 3 番地	293-2255
田中内科	久居新町 8 6 7 番地 2	256-0700
タナハシ医院	久居本町 1 3 8 8 番地	255-2417
津田クリニック	久居新町 3 0 0 6 番地	259-1212
介護老人保健施設 つつじの里	白山町二本木 1 1 6 3 番地	264-0111
津みなみクリニック	久居野村町 6 0 0 番地 2	254-0777
刀根クリニック	香良洲町 1 8 7 5 番地 1	292-7007
中浜胃腸科・外科	久居元町 1 8 7 0 番地 7	256-6856
にしい耳鼻咽喉科クリニック	久居北口町 5 7 0 番地 7	272-4187
西出医院	久居野村町 6 0 0 番地 2 1	255-1115
のむら小児科	久居井戸山町 4 5 番地 5	254-1234
はくさんクリニック	白山町二本木 1 1 3 9 番地 5	264-1234
英クリニック	久居明神町 2 0 9 0 番地 1	259-0808
久居病院	津市戸木町 5 0 4 3 番地	255-2986

医療機関名	所在地	電話番号
日高クリニック	一志町田尻 3 0 番地 1 0	293-6260
藤田保健衛生大学七栗サナトリウム	大鳥町 4 2 4 番地 1	252-1555
藤本内科	戸木町 7 8 6 0 番地 3	255-0585
ほらやま内科	久居元町 2 3 2 7 番地 5	256-7070
前沢整形外科	久居相川町 2 1 1 2 番地	255-5288
まつしまクリニック	久居小野辺町 1 7 6 3 番地 5	255-8600
介護老人保健施設 万葉の里	一志町高野 2 3 6 番地 5	295-1600
三重県立一志病院	白山町南家城 6 1 6 番地	262-0600
みえ診療所	久居新町 7 5 3 番地 2	254-4500
三重中央医療センター	久居明神町 2 1 5 8 番地 5	259-1211
美杉診療所	美杉町八知 5 5 7 8 番地	272-0310
みどりクリニック	久居野村町 3 1 4 番地 1 3	254-3636
やましろ小児科	久居中町 2 5 4 番地 1 1	256-8855
山本クリニック	白山町川口 4 9 番地 1	262-5175

津市公告第 3 8 号

津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則第 5 条第 3 項の規定に基づき、失効した番号標について次のとおり公告します。

平成 2 7 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

自動車臨時運行許可番号標

三重 1 2 - 1 4 津	三重 1 2 - 1 5 津
三重 1 2 - 3 0 津	三重 1 2 - 3 4 津
三重 1 2 - 3 6 津	三重 1 2 - 3 8 津
三重 1 2 - 4 3 津	三重 1 2 - 5 7 津
三重 1 2 - 7 0 津	三重 1 2 - 7 4 津
三重 1 2 - 7 7 津	三重 1 2 - 7 9 津
三重 1 3 - 1 1 津	三重 1 3 - 1 8 津
三重 1 3 - 6 6 津	三重 1 3 - 6 9 津
三重 1 3 - 7 2 津	三重 1 3 - 7 6 津
三重 1 4 - 4 5 津	三重 1 4 - 4 9 津
三重 1 4 - 5 0 津	三重 1 4 - 6 5 津

津市公告第 39 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 27 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 27 年 3 月 27 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市垂水字法ヶ広1892番5ほか7筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
ダイワロイヤル株式会社
代表取締役 原田 健

津市公告第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成27年4月1日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成27年3月30日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市あのかつ台三丁目地内（中勢北部サイエンスシティ第1期事業5-2工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市河芸町浜田808番地

津市土地開発公社

理事長 葛西 豊一

津市公告第41号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成27年4月6日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

427040607

公 告 日	平成27年4月6日	業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	平成 2 7 年度営財管第 1 - 1 号 旧県営住宅跡地応急診療所等新築工事に係る実施設計業務委託				
業 務 場 所	津市 西丸之内	地内			
業 務 概 要	新築 鉄筋コンクリート造4階建 延面積1,603m2 ※上記に係る設計業務委託 一式				
期 間	契約締結の日から 平成27年11月30日 まで				
発 注 業 種	建築関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント	部 門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	一級建築士（本市発注業務における専任配置）		
その他要件	一級建築士の資格を有する技術者を3名以上有すること				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成27年4月17日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成27年4月17日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成27年4月9日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成27年4月14日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成27年4月17日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成27年4月22日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	33,898,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

427040608

公 告 日	平成27年4月6日	工 事 担 当 課	新最終処分場建設推進課	
工 事 名	平成27年度環新第1号 美杉町八手俣地内道路舗装工事			
工 事 場 所	津市 美杉町八手俣	地内		
工 事 概 要	アスファルト舗装工 432m2 縁石工 203m 掘削工 150m3			
工 期	契約締結の日から 平成27年7月31日 まで			
発注業種	ほ装			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】久居	【地区】美杉・久居・一志・白山	【格付】B・A
		【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】B・A
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成27年4月17日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成27年4月17日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成27年4月9日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回答日	平成27年4月14日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成27年4月17日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成27年4月22日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	7,270,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、 事後審査型条件付一般競争入札共通事項 のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

427040609

公 告 日	平成27年4月6日	工 事 担 当 課	新最終処分場建設推進課	
工 事 名	平成27年度環新第2号 (仮称)下之川住民交流施設整備に伴う造成工事			
工 事 場 所	津市 美杉町下之川 地内			
工 事 概 要	盛土工 5,400m ³ コンクリートブロック工 89m ² 水路工 60m 管渠工 19m 集水樋工 4箇所			
工 期	契約締結の日から 平成27年9月25日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】久居	【地区】美杉	【格付】B・A2・A1
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】久居	【地区】久居・一志・白山	【格付】B・A2
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成27年4月17日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成27年4月17日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成27年4月9日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回答日	平成27年4月14日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成27年4月17日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成27年4月22日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	26,938,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

事後審査型条件付一般競争入札

427040610

公 告 日	平成27年4月6日	工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	平成27年度建整道新第1号 江戸橋上浜町線道路改良工事に伴う立入防止柵設置工事			
工 事 場 所	津市 上浜町三丁目	地内		
工 事 概 要	工事用道路工 一式 防護施設工 一式			
工 期	契約締結の日から 平成27年7月17日 まで			
発 注 業 種	とび・土工・コンクリート			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間の官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり とび・土工・コンクリート工事等で発注されたフェンス設置工事等（土木一式工事などに含まれるものを除く）		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成27年4月17日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成27年4月17日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成27年4月9日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	平成27年4月14日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	平成27年4月17日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成27年4月22日 午前9時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予定価格	3,654,000 円（税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

427040611

公 告 日	平成27年4月6日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成27年度宮杉地第10号 (仮称) 下之川住民交流施設建築工事			
工 事 場 所	津市 美杉町下之川	地内		
工 事 概 要	新築 木造平家建 延面積466m2 ※上記に係る建築工事 一式			
工 期	契約締結の日から 平成28年1月29日 まで			
発 注 業 種	建築一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成27年4月24日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成27年4月24日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成27年4月14日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成27年4月21日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成27年4月24日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成27年4月28日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	137,729,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

事後審査型条件付一般競争入札

427040612

公 告 日	平成27年4月6日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成 2 7 年度宮杉地第 1 2 号 (仮称) 下之川住民交流施設機械設備工事			
工 事 場 所	津市 美杉町下之川	地内		
工 事 概 要	新築 木造平家建 延面積466m2 ※上記に係る機械設備工事 一式			
工 期	契約締結の日から 平成28年1月29日 まで			
発 注 業 種	管			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成27年4月24日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成27年4月24日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成27年4月14日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成27年4月21日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成27年4月24日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成27年4月28日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	116,532,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

事後審査型条件付一般競争入札

427040613

公 告 日	平成27年4月6日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成 2 7 年度宮杉地第 1 1 号 (仮称) 下之川住民交流施設電気設備工事			
工 事 場 所	津市 美杉町下之川	地内		
工 事 概 要	新築 木造平家建 延面積466m2 ※上記に係る電気設備工事 一式			
工 期	契約締結の日から 平成28年1月29日 まで			
発注業種	電気			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A 1		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級電気工事施工管理技士又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成27年4月24日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成27年4月24日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成27年4月14日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	平成27年4月21日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成27年4月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成27年4月28日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	31,609,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

津市公告第42号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告します。

平成27年4月6日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成27年度営環施補第2号
(仮称)津市リサイクルセンター車庫棟及びストックヤード
棟建築工事
- (2) 工事場所 津市片田田中町地内
- (3) 工事概要 新築
車庫棟
鉄骨造2階建 延面積896m²
ストックヤード棟
鉄骨造平家建 延面積896m²
※上記に係る建築工事 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から160日間
- (5) 予定価格 204,668,000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」という。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行

に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登録されている者
- (6) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がＡの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者
（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、契約する時点で他の工事の完成検査が終了していること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続３か月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成２７年４月６日（月）から４月１７日（金）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

4 入札参加資格の確認等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 提出期間 平成２７年４月６日（月）から４月１７日（金）午後５時まで
 - イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当
 - ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めない。

(2) 提出書類

- ア 津市条件付一般競争入札参加申込書
- イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し
- ウ 審査基準日が平成24年10月1日から平成25年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し
- オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
- カ 営業所専任技術者証明書の写し（建設業許可申請に必要な営業所の専任技術者調書の写し）
- キ 施工計画書

- (3) 入札参加資格の審査結果については、平成27年4月24日（金）までに文書により通知する。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

- ア 閲覧期間 平成27年4月6日（月）から5月8日（金）まで
- イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札情報」

(2) 購入

- ア 購入期間 上記(1)アに同じ
- イ 購入場所 津市垂水2870-20
(有)オグラ（電話 059-228-9811）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

- ア 質問受付 平成27年4月10日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。
- イ 回答方法 平成27年4月15日（水）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

(2) 見積に関する質疑等

- ア 質問受付 平成27年4月24日（金）正午までに指定の質問書によ

り F A X 又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、F A X の場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

イ 回答方法 平成 27 年 4 月 30 日（木）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成 27 年 5 月 8 日（金）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成 27 年 5 月 12 日（火）午前 9 時 00 分から

(2) 場所 津市本庁舎 7 階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除する。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第 27 条第 1 項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第 28 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第 2 号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人 2 者を選定し、該当者に連絡する。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 応募資料に虚偽の記載があるとき。
- (3) 応募資料に不備があるとき。
- (4) 入札者が同一事項の入札に対し 2 以上の入札をしたとき。
- (5) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (6) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (7) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (8) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (9) 入札金額を訂正しているとき。
- (10) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (11) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (12) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (13) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (14) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (15) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (16) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (17) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (18) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (19) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とする。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとする。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の住所（所在地）、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示すること。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、3箇所の封印をすること。

- (2) 前金払 有

- (3) 部分払 無

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。

- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。

- (9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第43号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告します。

平成27年4月6日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成27年度営教総補第3号
津市立一志中学校大規模改造（第二期）工事
- (2) 工事場所 津市一志町高野地内
- (3) 工事概要 大規模改造
改修
特別教室棟Ⅱ
鉄筋コンクリート造2階建 延面積734m²
普通教室棟Ⅱ
鉄筋コンクリート造2階建 延面積700m²
渡り廊下
鉄筋コンクリート造平家建 延面積115m²
柔剣道場
鉄骨造平家建 延面積381m²
※上記に係る建築工事等 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から250日間
- (5) 予定価格 209,118,000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」という。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登録されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がAの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者
（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、契約する時点で他の工事の完成検査が終了していること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成27年4月6日（月）から4月17日（金）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

4 入札参加資格の確認等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期間 平成２７年４月６日（月）から４月１７日（金）午後５時まで

イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めない。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成２４年１０月１日から平成２５年９月３０日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書の写し（建設業許可申請に必要な営業所の専任技術者調書の写し）

キ 施工計画書

(3) 入札参加資格の審査結果については、平成２７年４月２４日（金）までに文書により通知する。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

ア 閲覧期間 平成２７年４月６日（月）から５月８日（金）まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札情報」

(2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市垂水２８７０－２０
(有)オグラ（電話 ０５９－２２８－９８１１）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 平成２７年４月１０日（金）正午までに指定の質問書によりＦＡＸ又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、ＦＡＸの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

イ 回答方法 平成２７年４月１５日（水）までに津市ホームページ「入

札情報」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成27年4月24日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

イ 回答方法 平成27年4月30日（木）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成27年5月8日（金）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成27年5月12日（火）午前9時20分から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除する。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡する。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 応募資料に虚偽の記載があるとき。
- (3) 応募資料に不備があるとき。
- (4) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (5) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (6) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (7) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (8) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (9) 入札金額を訂正しているとき。
- (10) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (11) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (12) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (13) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (14) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (15) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (16) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (17) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (18) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (19) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的

に開示してはならない。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とする。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとする。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の住所（所在地）、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示すること。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、3箇所を封印をすること。

- (2) 前金払 有

- (3) 部分払 無

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。

- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。

- (9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てる

ことはできない。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第 4 4 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により公告します。

平成 2 7 年 4 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成 2 7 年度営消総補第 4 号
津市白山消防署一志分署建築工事
- (2) 工事場所 津市一志町高野地内
- (3) 工事概要 新築
鉄骨造 2 階建 延面積 8 3 2 m²
※上記に係る建築工事 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から 2 4 5 日間
- (5) 予定価格 2 1 5, 2 0 3, 0 0 0 円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成 1 8 年 1 月 1 日施行。以下「要領」という。）第 4 条第 1 項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第 4 条第 2 項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 7 年法律第 8 7 号）第 6 4 条の規定による改正前の商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始

の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がAの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者
（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、契約する時点で他の工事の完成検査が終了していること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成27年4月6日（月）から4月17日（金）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

4 入札参加資格の確認等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 提出期間 平成27年4月6日（月）から4月17日（金）午後5時まで
 - イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当
 - ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めない。
- (2) 提出書類
 - ア 津市条件付一般競争入札参加申込書
 - イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し
 - ウ 審査基準日が平成24年10月1日から平成25年9月30日までの

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書の写し（建設業許可申請に必要な営業所の専任技術者調書の写し）

キ 施工計画書

(3) 入札参加資格の審査結果については、平成27年4月24日（金）までに文書により通知する。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

ア 閲覧期間 平成27年4月6日（月）から5月8日（金）まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札情報」

(2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市垂水2870-20
(有)オグラ（電話 059-228-9811）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 平成27年4月10日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

イ 回答方法 平成27年4月15日（水）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成27年4月24日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

イ 回答方法 平成27年4月30日（木）までに津市ホームページ「入

札情報」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成27年5月8日（金）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成27年5月12日（火）午前9時40分から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除する。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡する。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。

(2) 応募資料に虚偽の記載があるとき。

(3) 応募資料に不備があるとき。

(4) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。

- (5) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (6) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (7) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (8) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (9) 入札金額を訂正しているとき。
- (10) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (11) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (12) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (13) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (14) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (15) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (16) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (17) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (18) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (19) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とする。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとする。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の住所（所在地）、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示すること。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、3箇所の封印をすること。

(2) 前金払 有

(3) 部分払 無

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。

(7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。

(9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第 4 5 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により公告します。

平成 2 7 年 4 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成 2 7 年度営教総補第 5 号
津市立南が丘小学校増築その他工事
- (2) 工事場所 津市垂水地内
- (3) 工事概要 増築
普通教室棟
鉄筋コンクリート造 2 階建 延面積 1 , 1 3 1 m²
改修
普通教室・管理棟
鉄筋コンクリート造 3 階建 延面積 6 , 9 3 4 m²
※上記に係る建築工事 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から 2 6 5 日間
- (5) 予定価格 2 7 4 , 0 8 5 , 0 0 0 円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成 1 8 年 1 月 1 日施行。以下「要領」という。）第 4 条第 1 項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第 4 条第 2 項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行

に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登録されている者
- (6) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がＡの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者
（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、契約する時点で他の工事の完成検査が終了していること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続３か月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成２７年４月６日（月）から４月１７日（金）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

4 入札参加資格の確認等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 提出期間 平成２７年４月６日（月）から４月１７日（金）午後５時まで
 - イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当
 - ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めない。

(2) 提出書類

- ア 津市条件付一般競争入札参加申込書
- イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し
- ウ 審査基準日が平成24年10月1日から平成25年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し
- オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
- カ 営業所専任技術者証明書の写し（建設業許可申請に必要な営業所の専任技術者調書の写し）
- キ 施工計画書

- (3) 入札参加資格の審査結果については、平成27年4月24日（金）までに文書により通知する。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

- ア 閲覧期間 平成27年4月6日（月）から5月8日（金）まで
- イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札情報」

(2) 購入

- ア 購入期間 上記(1)アに同じ
- イ 購入場所 津市垂水2870-20
(有)オグラ（電話 059-228-9811）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

- ア 質問受付 平成27年4月10日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。
- イ 回答方法 平成27年4月15日（水）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

(2) 見積に関する質疑等

- ア 質問受付 平成27年4月24日（金）正午までに指定の質問書によ

り F A X 又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、F A X の場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

イ 回答方法 平成 27 年 4 月 30 日（木）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成 27 年 5 月 8 日（金）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成 27 年 5 月 12 日（火）午前 10 時 00 分から

(2) 場所 津市本庁舎 7 階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除する。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第 27 条第 1 項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第 28 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第 2 号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人 2 者を選定し、該当者に連絡する。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 応募資料に虚偽の記載があるとき。
- (3) 応募資料に不備があるとき。
- (4) 入札者が同一事項の入札に対し 2 以上の入札をしたとき。
- (5) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (6) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (7) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (8) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (9) 入札金額を訂正しているとき。
- (10) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (11) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (12) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (13) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (14) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (15) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (16) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (17) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (18) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (19) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とする。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとする。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の住所（所在地）、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示すること。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、3箇所の封印をすること。

- (2) 前金払 有

- (3) 部分払 無

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。

- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。

- (9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第46号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告します。

平成27年4月6日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成27年度営教総補第6号
津市立戸木小学校増築その他工事
- (2) 工事場所 津市戸木町地内
- (3) 工事概要 増築
鉄筋コンクリート造3階建 延面積1,299m²
改修
管理教室棟
鉄筋コンクリート造3階建 延面積2,805m²
屋内運動場
鉄筋コンクリート造2階建 延面積969m²
※上記に係る建築工事 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から270日間
- (5) 予定価格 308,472,000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」という。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、

会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登録されている者
- (6) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がＡの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者
（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、契約する時点で他の工事の完成検査が終了していること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続３か月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成２７年４月６日（月）から４月１７日（金）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

4 入札参加資格の確認等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 提出期間 平成２７年４月６日（月）から４月１７日（金）午後５時まで
 - イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めない。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成24年10月1日から平成25年9月30日までの
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書の写し（建設業許可申請に必要な営業所の専任技術者調書の写し）

キ 施工計画書

(3) 入札参加資格の審査結果については、平成27年4月24日（金）までに文書により通知する。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

ア 閲覧期間 平成27年4月6日（月）から5月8日（金）まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ
「入札情報」

(2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市垂水2870-20
(有)オグラ（電話 059-228-9811）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 平成27年4月10日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

イ 回答方法 平成27年4月15日（水）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成27年4月24日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

イ 回答方法 平成27年4月30日（木）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成27年5月8日（金）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成27年5月12日（火）午前10時20分から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除する。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡する。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 応募資料に虚偽の記載があるとき。
- (3) 応募資料に不備があるとき。
- (4) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (5) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (6) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (7) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (8) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (9) 入札金額を訂正しているとき。
- (10) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (11) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (12) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (13) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (14) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (15) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (16) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (17) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (18) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (19) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とする。また、契約条項については、津市工事請負契約約

款によるものとする。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の住所（所在地）、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示すること。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、3箇所の封印をすること。

- (2) 前金払 有

- (3) 部分払 無

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。

- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。

- (9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第 47 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により公告します。

平成 27 年 4 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成 27 年度営危管補第 7 号
津市防災物流施設建築工事
- (2) 工事場所 津市雲出伊倉津町地内
- (3) 工事概要 新築
鉄筋コンクリート造 3 階建 延面積 1,815m²
※上記に係る建築工事 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から 265 日間
- (5) 予定価格 383,744,000 円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成 18 年 1 月 1 日施行。以下「要領」という。）第 4 条第 1 項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第 4 条第 2 項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始

の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がAの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者
（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、契約する時点で他の工事の完成検査が終了していること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成27年4月6日（月）から4月17日（金）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

4 入札参加資格の確認等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 提出期間 平成27年4月6日（月）から4月17日（金）午後5時まで
 - イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当
 - ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めない。
- (2) 提出書類
 - ア 津市条件付一般競争入札参加申込書
 - イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し
 - ウ 審査基準日が平成24年10月1日から平成25年9月30日までの

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書の写し（建設業許可申請に必要な営業所の専任技術者調書の写し）

キ 施工計画書

(3) 入札参加資格の審査結果については、平成27年4月24日（金）までに文書により通知する。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

ア 閲覧期間 平成27年4月6日（月）から5月8日（金）まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札情報」

(2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市垂水2870-20
(有)オグラ（電話 059-228-9811）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 平成27年4月10日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

イ 回答方法 平成27年4月15日（水）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成27年4月24日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

イ 回答方法 平成27年4月30日（木）までに津市ホームページ「入

札情報」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成27年5月8日（金）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成27年5月12日（火）午前10時40分から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除する。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡する。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。

(2) 応募資料に虚偽の記載があるとき。

(3) 応募資料に不備があるとき。

(4) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。

- (5) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (6) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (7) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (8) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (9) 入札金額を訂正しているとき。
- (10) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (11) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (12) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (13) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (14) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (15) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (16) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (17) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (18) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (19) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とする。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとする。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の住所（所在地）、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示すること。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、3箇所の封印をすること。

(2) 前金払 有

(3) 部分払 無

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。

(7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。

(9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第48号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告します。

平成27年4月6日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成27年度営教総補継第8号
美里地域施設一体型小中一貫校整備に伴う津市立美里中学校
増築その他工事
- (2) 工事場所 津市美里町三郷地内
- (3) 工事概要 増築
管理教室棟
鉄筋コンクリート造2階建 延面積1,083m²
給食室棟
鉄筋コンクリート造平家建 延面積429m²
屋内運動場器具庫
鉄筋コンクリート造平家建 延面積36m²
改修
管理教室棟
鉄筋コンクリート造（一部木造・鉄骨造）
2階建 延面積3,677m²
屋内運動場
鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
2階建 延面積1,329m²
※上記に係る建築工事 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から335日間
- (5) 予定価格 445,213,000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも

該当する者とする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」という。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がAの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者
（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、契約する時点で他の工事の完成検査が終了していること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成27年4月6日（月）から4月17日（金）まで

- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「
入札情報」からダウンロード

4 入札参加資格の確認等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期間 平成27年4月6日（月）から4月17日（金）午後5時まで

イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めない。

- (2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成24年10月1日から平成25年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書の写し（建設業許可申請に必要な営業所の専任技術者調書の写し）

キ 施工計画書

- (3) 入札参加資格の審査結果については、平成27年4月24日（金）までに文書により通知する。

5 設計図書等の閲覧等

- (1) 閲覧

ア 閲覧期間 平成27年4月6日（月）から5月8日（金）まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札情報」

- (2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市垂水2870-20

(有)オグラ（電話 059-228-9811）

6 工事の質疑等

- (1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 平成27年4月10日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

イ 回答方法 平成27年4月15日（水）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成27年4月24日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

イ 回答方法 平成27年4月30日（木）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成27年5月8日（金）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成27年5月12日（火）午前11時00分から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除する。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供すること

により、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第 28 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第 2 号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人 2 者を選定し、該当者に連絡する。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 応募資料に虚偽の記載があるとき。
- (3) 応募資料に不備があるとき。
- (4) 入札者が同一事項の入札に対し 2 以上の入札をしたとき。
- (5) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (6) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (7) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (8) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (9) 入札金額を訂正しているとき。
- (10) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (11) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (12) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (13) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (14) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (15) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (16) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (17) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (18) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (19) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和

22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とする。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとする。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の住所（所在地）、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示すること。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、3箇所の封印をすること。

- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 無
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。
- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができない

いときは、入札を延期又は中止することがある。なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。

- (9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第 4 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 7 年 4 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 2 7 年 3 月 3 0 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居元町字見地1757番4ほか7筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
松阪市駅部田町620-6
株式会社ハウスエージェント
代表取締役 高橋 伸久

津市公告第 5 0 号

条件付一般競争入札（以下「本件入札」という。）を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 2 7 年 4 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 本件入札に付する事項

(1) 業務委託名

平成 2 7 年度津市救急・健康相談ダイヤル 2 4 事業業務委託

(2) 業務委託の概要

ア 業務の内容

電話による救急医療相談、健康相談、妊娠・出産・育児相談、健康づくりに関する相談、メンタルヘルスに関する相談、介護相談、医療機関の紹介等

イ 業務の実施体制

（ア）業務の実施期間等

業務の実施期間は、平成 2 7 年 5 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの毎日とし、1 日当たり 2 4 時間とする。

（イ）コールセンターの設置等

相談業務に対応するためコールセンターを設置し、コールセンターには、前号アに掲げる各種相談に応じて、適切なアドバイス等を提供するための必要な知識・経験等を有する医師、看護師、保健師、管理栄養士、心理カウンセラー、ケアマネージャー等専門職を配置すること。医師にあつては、相談業務の実施期間中、コールセンターに常駐（2 4 時間対応）させること。

2 本件入札の参加者に必要な資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 次の地方税及び国税について、申請日における未納の徴収金がないこと。

ア 本件入札の参加を希望する本社または委託先となる営業所等の所在地

が三重県内の場合、所在地における市町税について未納の徴収金がないこと。

イ 法人税並びに消費税及び地方消費税について未納の徴収金がないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て又は通告がなされていない者であること。

(4) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者であること。

(5) 本件入札の公告日の前5年以内に、本件業務委託と同種、同規模以上の救急・健康相談に係る電話相談業務を国、地方公共団体又は独立行政法人等から1件以上受注実績があること。

(6) 日本国内に本社又は支社が所在していること。

(7) プライバシーマークを取得していること。

3 本件入札の参加申込みに係る書類の配付

(1) 期間

平成27年4月7日（火）から平成27年4月16日（木）まで

(2) 場所

津市健康福祉部地域医療推進室（〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津リージョンプラザ1階）

(3) 時間

市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 上記以外の配布先

インターネットによるダウンロードサービス

津市ホームページ＞地域医療推進室

（<http://www.info.city.tsu.mie.jp/modules/dept1055/article.php?articleid=86>）

4 本件入札に係る仕様書等に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

平成27年4月10日（金）午後5時15分まで

イ 提出場所

津市健康福祉部地域医療推進室（〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津リージョンプラザ1階）

ウ 提出方法

仕様書等に関する質問書（第1号様式）に質問内容を記入の上、提出場所に持参、郵送、電子メール又はファクシミリ（電子メールの場合は、押印が分かるように第1号様式をPDFファイル等に複写すること。）により提出すること。

《送信先》

電子メールアドレス 229-3372@city.tsu.lg.jp

ファクシミリ番号 059-229-3287

エ その他

電話及び口頭による質問、提出期限を過ぎて提出された質問書及び押印のない質問書はこれを受け付けない。また、郵送、電子メール及びファクシミリの場合は電話等で到着の確認を必ず行うこと。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

平成27年4月13日（月）

イ 回答方法

津市ホームページ地域医療推進室ページ内で公開する。再質問は受け付けないので、質問内容を明確に記載すること。（質問者名は非公開とする。）

5 本件入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければならない。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできない。

(1) 提出期限

平成27年4月16日（木）午後5時15分まで

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しないこととする。

また、郵送等の場合、未達等のトラブルに関して、本市では一切の責任を負わないので、必ず電話等で到着の確認を行うこと。

(2) 提出場所

津市健康福祉部地域医療推進室（〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津リージョンプラザ1階）

(3) 提出方法

提出場所に持参又は郵送によるものとし、郵送の場合においては、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとする。

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、それぞれ正本1部を提出すること。

ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとする。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、エからキまでの書類の提出を省略することができるので、その旨をアの書類に記載すること。

※申請書類は、提出書類一覧表の番号順に並べて提出すること。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（第2号様式）

イ 宣誓書（第3号様式）

ウ 業務実績届出書（第4号様式）及び当該業務委託契約書等（仕様書を含む。）の写し。

エ 納税証明書

(ア) 国税に係る納税証明書

「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書（その3の3）

(イ) 市町税完納証明書等（本件入札の参加を希望する本社または委任先となる営業所等の所在地が三重県内の場合は必須）

所在地における市町税の完納証明書（新規に営業所等を開設した場合は法人市民税等の「法人等開設届（写）」を添付してください。

オ 登記事項証明書（全部証明書）（条件付一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前3か月以内に証明されたものに限る。カについて同じ。）

カ 印鑑証明書

キ 使用印鑑届（第5号様式）

入札、見積及び契約について使用する印鑑が異なる場合は使用印を、
実印と同じ場合は実印を押印したもの提出すること。

ク プライバシーマークを取得していることが分かる書類。（コピー可）

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、平成27年4月17日(金)までに条件付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（第6号様式）により通知するものとする。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した際に提出された書類は、本件入札の参加資格の確認の有無にかかわらず、返却しないものとする。

6 入札及び開札

(1) 日時

平成27年4月20日（月）午後2時

(2) 場所

津市中央保健センター健康づくり室（津リージョンプラザ1階）

(3) その他

入札前に入札者確認票（第7号様式）を提出し、確認を受けること。

7 入札保証金

入札保証金は、免除する。

8 入札の無効

規則第19条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 契約保証金

契約の締結に際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

10 その他の注意事項

(1) 入札に当たっては、入札書（第8号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（条件付一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼合わせ部分に3箇所の封印をすること。入札金額は、総合計金額（消費税及び地方消費税額抜き）をもって表示すること。また、再度入札（原則として2回）に備えて、入札書の予備を準備しておくこと。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分

の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札者の決定は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が 2 者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

- (3) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とする。
- (4) 天災その他やむを得ない事由により、入札を延期又は中止した場合における見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。
- (5) その他入札に関しての詳細は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」のとおりとする。

【問い合わせ先】

〒514-8611 津市西丸之内 2 3 番 1 号

津市健康福祉部地域医療推進室（地域医療担当）

電話番号 059-229-3372

ファクシミリ番号 059-229-3287

電子メールアドレス 229-3372@city.tsu.lg.jp

津市公告第 5 1 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 7 年 4 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 7 年 4 月 2 日

2 抑留期間 平成 2 7 年 4 月 9 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市須ヶ瀬	紀州犬	白	雌	中	9 1 日 以上	首輪なし

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 5 2 号

土地収用法（昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により国土交通大臣から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けましたので、同条第 2 項の規定によりこれを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、土地収用法第 2 3 条第 1 項の規定により、国土交通大臣に土地収用法施行規則（昭和 2 6 年建設省令第 3 3 号）第 4 条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、同法第 2 5 条第 1 項の規定により三重県知事に意見書を提出することができます。

平成 2 7 年 4 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道 2 3 号改築工事（中勢バイパス・三重県鈴鹿市北玉垣町字細田地内から同市野町字西山地内まで及び同市御薊町字郷堂地内から津市河芸町三行字椽本地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

三重県津市河芸町杜の街四丁目並びに河芸町三行字住持及び字椽本地内

(2) 使用の部分

三重県津市河芸町杜の街四丁目及び河芸町三行字椽本地内

4 縦覧場所

津市役所建設部事業調整室

5 縦覧期間

公告の日から 4 月 2 2 日まで

津市公告第 5 3 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

平成 2 7 年 4 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公共下水道条例施行規程をここに公布する。

平成 27 年 4 月 1 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市上下水道事業管理規程第 1 号

津市公共下水道条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津市公共下水道条例（平成 18 年津市条例第 201 号。以下「条例」という。）第 44 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(排水設備の構造等の基準)

第 2 条 条例第 4 条の規定により排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、条例に定めるほか、別表に定める構造基準によらなければならない。ただし、この基準により難い特別の理由があるときは、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の指示を受けなければならない。

(排水設備の特例)

第 3 条 条例第 4 条第 2 号ただし書に規定する管理者が別に定める場合とは、冷却水、プール排水その他雨水と同程度の汚水を排除する場合で、汚水の排水設備を雨水の排水設備に接続させても支障がないと管理者が認めるときとする。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、排水設備接続特例許可申請書（第 1 号様式）を管理者に提出しなければならない。

(排水設備を公共下水道に固着させる技術上の基準)

第 4 条 条例第 4 条第 3 号の規定により排水設備を公共ます等に固着させる場合は、公共下水道の本管に近い場所で次の技術上の基準によらなければならない。

- (1) 汚水を排除するための排水設備は、汚水ますのインバート上流端の接続孔に管底高に食い違いの生じないように、かつ、ますの内壁に突き出ないように差し入れ、その周囲をモルタル仕上げとすること。
- (2) 雨水のみを排除するための排水設備は、雨水ますの管底高以上の箇所に必要な孔を開け、ますの内壁に突き出さないように差し入れ、その周囲をモ

ルタル仕上げとすること。

(3) 前2号により難い特別の理由があるときは、管理者の指示を受けること。

(4) 取付管を公共下水道の本管に固着する場合は、管理者の指示及び監督を受けること。

(排水設備等の計画の確認の申請)

第5条 条例第5条第1項の規定による排水設備等の計画の確認を受けようとする者は、排水設備計画確認申請書(第2号様式)又は除害施設計画確認申請書(第3号様式)を管理者に提出しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、管理者は、関係資料を添付させることができる。

2 前項の申請者が工事の変更又は取消しをしようとするときは、直ちに具体的な手続を管理者に届け出なければならない。

(指定工事店の申請)

第6条 条例第7条第2項又は第4項の規定による申請は、下水道排水設備指定工事店指定申請書(第4号様式)により行うものとする。

2 条例第7条第3項の規定により前項の申請書に添付する書類の様式は、同項第3号にあっては営業所の平面図及び付近見取図(第5号様式)と、同項第4号にあっては専属責任技術者名簿(第6号様式)と、同項第5号にあっては設備及び器材調書(第7号様式)と、同項第8号にあっては誓約書(第8号様式)とする。

(指定工事店証)

第7条 条例第12条第1項に規定する指定工事店証は、下水道排水設備指定工事店証(第9号様式。以下「指定工事店証」という。)とする。

2 指定工事店は、指定工事店証を汚損し、又は紛失したときは、直ちに指定工事店証再交付申請書(第10号様式)を管理者に提出して再交付を受けなければならない。書換え交付を受けようとするときも、同様とする。

(指定の辞退及び異動の届出)

第8条 条例第14条第1項の規定による届出は、指定辞退届(第11号様式)により行うものとする。

2 条例第14条第2項の規定による届出は、異動届(第12号様式)により行うものとする。

(指定の取消し等の通知)

第9条 条例第15条第3項の規定による通知は、指定工事店取消等通知書(第13号様式)により行うものとする。

(排水設備等の工事完了届)

第10条 条例第19条第1項の規定による届出は、排水設備工事完了届（第14号様式）又は除害施設工事完了届（第15号様式）により行うものとする。

(工事検査済証の交付)

第11条 管理者は、条例第19条第1項に規定する排水設備等の新設等に係る工事の検査を行った場合において、当該工事が関係法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証（第14号様式又は第15号様式）を交付するものとする。

2 前項の検査済証を交付の際、くみ取便所（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号の浄化槽を含む。以下同じ。）を水洗便所に改造した者又は水洗便所を新設した者に対し証標（第16号様式）を、除害施設を設けた者に対し除害施設標示板（第17号様式）をそれぞれ交付する。

3 前項の規定により交付を受けた証標は門戸その他適当な場所に、標示板は事務所の最も見やすい所に掲示しなければならない。

(除害施設の設置等の特例)

第12条 条例第22条第2項に規定する項目は、次のとおりとする。

- (1) 温度
- (2) 水素イオン濃度
- (3) 生物化学的酸素要求量
- (4) 浮遊物質
- (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量

イ 動植物油脂類含有量

- (6) 窒素含有量
- (7) りん含有量

(水質管理責任者の業務)

第13条 条例第23条に規定する水質管理責任者の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 汚水の発生施設の使用方法、汚水の発生量及び水質の適正な管理に関すること。
- (2) 汚水の処理施設及び除害施設の水質管理、運転管理等に関すること。
- (3) 公共下水道に排除する下水の量及び水質の測定及び記録に関すること。

- (4) 汚水の処理施設及び除害施設から発生する汚泥の把握に関すること。
- (5) 前各号の業務に係る施設の事故及び緊急時の措置に関すること。

(使用開始等の届出)

第14条 条例第26条第1項の規定による使用開始等の届出は、公共下水道使用開始(休止・廃止)届(第18号様式)によるものとする。

(悪質下水の排除の開始等の届出)

第15条 条例第27条第1項の規定による悪質下水の排除の開始等の届出は、除害施設使用開始等届(第19号様式)によるものとする。

(代理人の選定等の届出)

第16条 条例第28条第1項の規定による代理人の選定又はその変更をしようとする者は、公共下水道使用代理人選定(変更)届(第20号様式)によるものとする。

(代表者の選定等の届出)

第17条 条例第29条第1項の規定による代表者の選定又はその変更をしようとする者は、公共下水道使用代表者選定(変更)届(第21号様式)によるものとする。

(公共下水道一時使用申請)

第18条 条例第30条第3項の規定による公共下水道の一時使用をしようとする者は、公共下水道一時使用申請書(第22号様式)を管理者に提出しなければならない。

(使用料の算定月等)

第19条 条例第31条第1項に規定する使用月は、次に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合の汚水については、津市水道事業給水条例施行規程(平成18年津市水道事業管理規程第13号)第21条に定める期間とする。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合の汚水については、1月ごとに計算する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、2月以上一括して計算することができる。この場合の排除汚水量は、各月均等とみなす。

(排除汚水量の認定)

第20条 条例第32条第2号に規定する水道水以外の水を使用した場合の排除汚水量の認定は、次に定めるところによる。

- (1) 計測装置を設置している場合は、当該計測装置により測定した量とする。
- (2) 家事用のみに使用する場合は、1人使用月につき8立方メートル(当該

月の使用日数が15日以内のときは4立方メートル)とする。ただし、水道水と併用の場合は、使用状況を勘案した量とする。

- (3) 家事用以外に使用する場合は、その用途、人員、業態、揚水能力及び使用状況を勘案した量とする。

(排除汚水量の申告)

第21条 条例第32条第3号の規定による排除汚水量の申告をしようとする者は、排除汚水量申告書(第23号様式)によるものとする。

(使用料の納期限)

第22条 使用料の納期限は、納入通知書を発した日から起算して1箇月以内とする。

(使用料の減免申請)

第23条 条例第34条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号の生活扶助を受けている者(くみ取便所を水洗便所に改造するまでの期間に限る。)

(2) 前号に掲げる者のほか、管理者が特別の事情があると認める者

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、下水道使用料減免申請書(第24号様式)を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が天災その他特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による減免を受けている者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(過誤納金の取扱い)

第24条 管理者は、過誤納に係る使用料(以下「過誤納金」という。)があるときは、使用者に還付するものとする。

2 前項の場合において、還付を受けるべき使用者に未納の使用料があるときは、過誤納金を当該未納の使用料に充当することができる。

3 管理者は、前2項の規定により、過誤納金を還付し、又は充当するときは、下水道使用料過誤納金還付(充当)通知書(第25号様式)により使用者に通知するものとする。

(加入金の申告)

第25条 条例第36条の規定により新たに受益者となる者(以下この条において「新規受益者」という。)は、新規受益者申告書(第26号様式)を管

理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項に規定する申告書の提出があったときは、加入金決定通知書（第27号様式）により新規受益者に通知するものとする。

（行為の許可）

第26条 条例第37条の規定による許可を受けようとする者又は許可を受けた事項を変更しようとする者は、物件設置（変更）許可申請書（第28号様式）を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その申請に係る事項がやむを得ないものであり、かつ、法令で定める技術上の基準に適合するものであるかどうかについて審査し、その結果を物件設置（変更）許可（不許可）決定通知書（第29号様式）により通知するものとする。

- 3 前項の規定による物件の設置に係る許可の期間は、5年とする。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、5年未満の期間に限定することができる。

（身分証明書）

第27条 下水道法（昭和33年法律第79号）第13条第2項及び第32条第5項の規定による身分を示す証明書は、公共下水道検査員立入証（第30号様式）とする。

- 2 下水道使用料の賦課及び徴収に従事する職員は、下水道使用料徴収職員証（第31号様式）を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

（設置者等の異動）

第28条 排水設備等の設置者又は使用者に異動があったときは、直ちに排水設備等設置者（使用者）異動届（第32号様式）を管理者に提出しなければならない。

（排水設備等の清掃）

第29条 排水設備等は、使用者において清掃し、常に清潔にしなければならない。

（ディスポーザキッチン排水処理システムの維持管理）

第30条 ディスポーザキッチン排水処理システム（以下「システム」という。）の利用者は、そのシステムの維持管理を条例第5条第3項第3号に基づき実施し、当該維持管理に関する資料を作成の上、当該資料を作成後3年間保存しなければならない。

- 2 管理者は、システムの維持管理が適切になされているか確認するため、システムの利用者に対し前項に規定する資料の提出を求め、又はそのシステムが設置されている建築物の立入検査をすることができる。
- 3 管理者は、前項の規定による確認の結果、システムの維持管理が適切になされていないと認めるときは、利用者に対し、必要な改善の措置を命ずることができる。
- 4 利用者は、前項の規定により必要な改善の措置を命ぜられたときは、速やかに当該措置を履行しなければならない。

(委任)

第31条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に津市公共下水道条例施行規則（平成18年津市規則第189号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（同規則附則第2項の規定により同規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなされたものを含む。）は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第2条関係）

種別	排水設備の構造基準
管渠 ^{きよ}	(1) 排水管に塩化ビニール管を使用する場合は、接着剤を十分塗り、水漏れのないように施工する。 (2) 排水管に鉄筋コンクリート管、陶管等を使用する場合は、凹凸のないよう布設し、管の継目は、水漏れのないよう施工する。 (3) 排水管をますに接続させる場合は、排水管がますの内壁に突き出ないよう差し入れ、その周囲を水漏れのないようモルタルで埋め、内外面を滑らかに仕上げる。 (4) 排水管の土かぶりは、建築物の敷地内では20センチメートル以上、建築物の敷地外では60センチメートル以上を標準とする。ただし、これにより難しい場合で必要な防護を施した場合は、この限りでない。
ます	(1) 設置箇所 ますの設置箇所は、管渠^{きよ}の起点、終点、合流点、屈曲点、内径又は種類を異にする接続箇所及び勾配^{こうはい}が著しく変化する箇所に設けること。ただし、維持管理の容易な場所には、枝付管又は曲管を用いることができる。 (2) 間隔 ますは、管渠^{きよ}の直線部においては、管径の120倍以下の間隔に設けること。 (3) 大きさ ますの大きさは、内径又は内のりが15センチメートル以上の円径又は角形とし、管渠^{きよ}の内径及び埋設の深さに従って維持管理に支障のない大きさとすること。

	(4) 蓋、その他 ア まずは、密閉蓋を設けること。ただし、雨水管渠用のまずは、格子蓋を設けることができる。 イ まずは、雨水管渠に属するものは、深さ15センチメートル以上の泥ため、その他のものは、これに集合又は接続する管渠の内径及び内径に応じたインバートを設け、汚泥のたまらないようにすること。
防臭装置	水洗便器、台所、浴室、洗濯場その他汚水の流出箇所には、トラップを取り付けること。トラップの封水がサイホン作用又は逆圧によって破損するおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。
ごみよけ装置	台所、浴室、洗濯場その他汚水の流通を妨げる固型物を排水するおそれのあるはけ口には、10ミリメートル目以下の堅固なスクリーンを取り付けること。
油脂遮断装置	油脂販売店、自動車修理工場、飲食店その他油脂類を多量に排出する場所のはけ口には、油脂遮断装置を設けること。
沈砂装置	洗車場その他土砂を多量に排水する場所には、適当な砂たまりを設けること。
構造及び材料	管渠及びまずはその他附属装置は、鉄筋コンクリート管、コンクリート管、陶管、硬質塩化ビニール管、セメントモルタル、コンクリート、れんが、石材その他耐水性のものをを用い、不浸透耐久構造とすること。
水洗便所	水洗便所は、便器内のし尿を公共下水道に支障なく排除するに足る圧力水を注流することができる構造とすること。

第1号様式（甲）（第3条関係）

排水設備接続特例許可申請書	
年 月 日	
（宛先）津市上下水道事業管理者	
（〒 ）	
申請者	住所 氏名 ㊟ 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所又は事業所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕 電話
次のとおり申請します。	
排 出 場 所	
放流水の種類	
放流水量	m ³ /日
敷地面積	
排出期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	
備 考	

※ 申請者は、これより上欄を記入してください。

上記の申請について、次のとおり決定してよろしいか。		起 案	年 月 日
（決裁欄）	合 議	決 裁	年 月 日
		許可証 交 付	年 月 日
決 定 区 分	許可する ・ 許可しない		
決定理由			
条件等			

第1号様式（乙）（第3条関係）

排水設備接続特例許可申請書	
(宛先) 津市上下水道事業管理者	年 月 日
(〒) 住所 氏名 申請者 ⑩ 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所又は事業所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕 電話	
次のとおり申請します。	
排出場所	
放流水の種類	
放流水量	m ³ /日
敷地面積	
排出期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	
備考	

※ 申請者は、これより上欄を記入してください。

排水設備接続特例許可（不許可）決定通知書	
年 月 日付けで申請のあった排水設備の接続については、 とする。	許 可 不 許 可
年 月 日 津市上下水道事業管理者 (氏 名) 印	
条件等	

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第2号様式 (第5条関係)

排水設備計画確認申請書		年 月 日
(宛先) 津市上下水道事業管理者		
申請者 (設置者)	住 所 氏 名	☐ 法人その他の団体にあつては、 主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名
電 話		
次のとおり申請します。		
申 請 区 分	☐ 水洗便所 ☐ 排水設備 ☐ 浄化槽撤去 新設・増設・改築	
設 置 場 所	☐ 自家 ☐ 借家 公共ま すの有 無 ☐ 有 ☐ 無	
使 用 者	使用 者 住所 氏名 ☐	
下水道使用料	排水人口 家族 名・勤務者 名 世帯数 総人口	
支 払 者	使 用 水 水道水・井戸水・その他 () 水道水栓番号	
施 工 者 (指定工事店)	指定工事店名 代表者氏名 ☐	
工 事 期 間	着工予定 年 月 日 完了予定 年 月 日	
添 付 書 類	排水設備調書図面・工事見積書又は契約書の写し	
確 認 申 請 番 号	第 号 受 付 日 年 月 日	

- (注) 1 太線の中だけ記入してください。
2 この申請書は、必ず工事着工の7日前までに提出してください。
3 排水設備の設置に際しては、設置する土地の所有者など利害関係者の承諾を得てから提出してください。

上記の申請について、次のとおり決定してよろしいか。		起 案	年 月 日	
(決裁欄)	合 議	決 裁	年 月 日	
		確 認	年 月 日	
		融資あつせん	有	無
決 定 区 分	支 障 な し ・ 支 障 あ り			

第3号様式（第5条関係）

除害施設計画確認申請書					年 月 日
(宛先) 津市上下水道事業管理者					
住 所					
申請者 氏 名					㊟
(設置者)					
(法人その他の団体にあつては、 主たる事務所又は事業所の所在 地、名称及び代表者の氏名)					
電 話					
次のとおり申請します。					
申 請 区 分	新 設・増 設・改 築				
設 置 場 所		☐ 自家	公共ま すの有	☐ 有	
		☐ 借家	無	☐ 無	
工 事 期 間	着工予定	年 月 日	完了予定	年 月 日	
施 工 者 (指定工事店)	指定工事店名		代表者氏名		㊟
排 除 汚 水 量	月平均	m ³ /月	上水道	m ³ /日	
	日最大	m ³ /日	地下水	m ³ /日	
汚 水 の 種 類					
添 付 書 類					
除 害 施 設 確 認 番 号	第	号	受 付 日	年 月 日	

(注) 太線の中だけ記入してください。

※ これより下段は下水道局記入欄となります。

上記の申請について、次のとおり決定してよろしいか。		起 案	年 月 日
(決裁欄)	合 議	決 裁	年 月 日
		確 認	年 月 日
決 定 区 分	支 障 な し ・ 支 障 あ り		

第4号様式（第6条関係）

下水道排水設備指定工事店指定申請書
(新規・更新)

年 月 日

(宛先) 津市上下水道事業管理者
津市公共下水道条例第7条第2項第4項の規定により、指定工事店の指定の申請をします。

申請者	ふりがな			
	商号			
	ふりがな		印	
	代表者氏名			
	ふりがな			
	営業所所在地	〒	電話	

[添付書類]

- 1 個人の場合は、住民票抄本及び身分証明書並びに経歴書
- 2 法人の場合は、登記事項証明書、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類
- 3 営業所の平面図及び付近見取図（第5号様式）並びに営業所の写真
- 4 専属責任技術者名簿（第6号様式）、専属する責任技術者に係る責任技術者証の写し及び雇用関係を証する書類
- 5 設備及び器材調書（第7号様式）
- 6 個人の場合は、市町村税の納税証明書
- 7 法人の場合は、法人税及び代表者の市町村税の納税証明書
- 8 誓約書（第8号様式）

※ 申請者は、これより上欄を記入してください。

上記の申請について、次のとおり決定してよろしいか。			
(決裁欄)	起案	年	月 日
	決裁	年	月 日
	証交付	年	月 日
決定区分	指定する ・ 指定しない		
決定理由			

第5号様式（第6条関係）

営業所の平面図及び付近見取図

平 面 図
付近見取図

- （注） 1 平面図は、間口及び奥行きの寸法等を記入すること。
- 2 付近見取図は、主な目標を入れて分かりやすく記入すること。
- 3 営業所の外部及び内部の状態が分かる写真数枚を添付すること。

第6号様式（第6条関係）

専 属 責 任 技 術 者 名 簿

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

商 号

代表者氏名

営業所所在地



次のとおり届け出ます。

ふ り が な 専 属 者 氏 名	住 所	証 番 号	摘 要
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	

〔添付書類〕

- 1 責任技術者証の写し
- 2 雇用関係を確認できるものとして、次のいずれかの写し
 - (1) 組合健康保険又は政府管掌健康保険証（雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く。）の写し
 - (2) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書
 - (3) 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿

第7号様式（第6条関係）

設 備 及 び 器 材 調 書

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

商 号

代表者氏名

営業所所在地



所有している設備及び器材は、次のとおりです。

1 設備

品 名	数 量	摘 要	その他
倉 庫	m ²	床面積	
車 両	車		
ファクシミリ	機		

2 測量器具

品 名	数 量	摘 要	その他
レ ベ ル	器		
水 平 器	器		
巻 尺	巻		

3 土工機械器具

品 名	数 量	摘 要	その他
ツルハシ、スコップ、ハンマー	丁		
転 圧 機	機		
コンクリートカッター	機		
電 動 ド リ ル	機	ホールソー（ ）	
ノコギリ、平ヤスリ	器		
トーチランプ	器		
発 電 機	機		
一 輪 車	台		

4 資材

- (1) 管材
- (2) ます材
- (3) その他

第8号様式（第6条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

商 号

代表者氏名



営業所所在地

津市公共下水道条例第9条第1項4号イ及びオに該当していないことを誓約します。

なお、後日該当が判明された場合は、指定を取り消されても異議を申し立てません。

第9号様式（第7条関係）

下水道排水設備指定工事店証

年 月 日

津市上下水道事業管理者（氏 名） 印

津市公共下水道条例第12条第1項の規定により、次の者を津市下水道排水設備指定工事店として指定する。

指 定 番 号	第 号
指定工事店名 (商号)	
代 表 者 氏 名	
営業所所在地	
指定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

第10号様式（第7条関係）

指定工事店証再交付申請書

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

津市公共下水道条例施行規程第7条第2項の規定により申請します。

申請者	指 定 番 号	第 号		
	ふ り が な			
	指定工事店名 (商号)			
	ふ り が な		印	
	代 表 者 氏 名			
	ふ り が な			
	営 業 所 所 在 地	〒 電 話		
[理由及び経過説明]				

備考 汚損による再交付申請の場合は、交付を受けている指定工事店証を添付すること。

第 1 1 号様式（第 8 条関係）

指 定 辞 退 届

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

津市公共下水道条例第 1 4 条第 1 項の規定により届け出ます。

申 請 者	指 定 番 号	第 号		
	ふ り が な			
	指定工事店名 (商号)			
	ふ り が な		印	
	代 表 者 氏 名			
	営 業 所 所 在 地	〒 電 話		
[理由]				

[添付書類]

指定工事店証

第12号様式（第8条関係）

異 動 届

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

指定工事店

（商号）

届出者 代表者氏名

㊟

営業所所在地

電 話

津市公共下水道条例第14条第2項の規定により届け出ます。

異 動 事 項	新	旧
ふ り が な		
組 織 又 は 商 号		
添 付 書 類	登記事項証明書（法人のみ）及び指定工事店証	
ふ り が な		
代 表 者 （氏 名）		
添 付 書 類	登記事項証明書（法人のみ）、指定工事店証並びに代表者の住民票抄本、身分証明書、経歴書及び市町村税の納税証明書。	
営 業 所 移 転		
添 付 書 類	第5号様式及び写真、登記事項証明書（法人のみ）並びに指定工事店証	
責 任 技 術 者		
添 付 書 類	専属する責任技術者に係る責任技術者証の写し及び雇用関係を証する書類	
住 居 表 示		
添 付 書 類	住居表示変更通知書又は登記事項証明書及び指定工事店証	
電 話 番 号		

第13号様式（第9条関係）

指定工事店取消等通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

指 定 番 号 第 号

指定工事店
（商号）

代表者氏名 様

営業所所在地

津市上下水道事業管理者 （氏 名） 印

次のとおり津市公共下水道条例第15条第2項の規定により、指定工事店に係る指定の
取 消 し
停 止 をしましたので、同条第3項の規定により通知します。

処 分 の 区 分	指定の取消し
	指定の停止期間 日間 年 月 日から 年 月 日まで
理由	
指定工事店証を速やかに返納すること。	

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6
0日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告と
して処分の取消しの訴えを提起することができます。

第14号様式 (甲) (第10条関係)

排水設備工事完了届

年 月 日

(宛先) 津市上下水道事業管理者

(〒)
住 所

届出者 氏 名 (印)
(指定工事店) (法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電 話

次のとおり排水設備の工事が完了しましたので届け出ます。
なお、この工事についての完了検査をお願いします。

設 置 区 分	☐ 水洗便所 ☐ 排水設備 ☐ 浄化槽撤去 新設・増設・改築		
設 置 場 所			
確 認 年 月 日 及 び 排水設備確認番号	年 月 日	水道水栓 番 号	
完 了 年 月 日	年 月 日		
検 査 希 望 年 月 日	年 月 日		
申請者 (設置者)	住 所		
	氏 名	(印)	
添 付 書 類			

※1 届出者は、これより上段を記入してください。

2 この完了届は、工事を完了した日から5日以内に提出してください。

上記の届出による検査結果は、次のとおりです。		起 案	年 月 日
(決裁欄)	合 議	決 裁	年 月 日
		証票交付	年 月 日
検 査 結 果	合 格 ・ 不 合 格		
検 査 事 項			
検 査 員 等	検査年月日 年 月 日 検査員(氏 名) ㊟		

第14号様式(乙) (第10条、第11条関係)

排水設備工事完了届 年 月 日			
(宛先) 津市上下水道事業管理者 (〒) 住 所			
届出者 (指定工事店) 氏 名 Ⓔ (法人その他の団体にあつては、 主たる事務所又は事業所の所在 地、名称及び代表者の氏名) 電 話			
次のとおり排水設備の工事が完了しましたので届け出ます。 なお、この工事についての完了検査をお願いします。			
設 置 区 分	☐ 水洗便所 ☐ 排水設備 ☐ 浄化槽撤去 新設・増設・改築		
設 置 場 所			
確認年月日及び 排水設備確認番号	年 月 日	水道水栓番号	
完 了 年 月 日	年 月 日		
検 査 希 望 年 月 日	年 月 日		
申請者 (設置者)	住 所		
	氏 名	Ⓔ	
添 付 書 類			

※ 届出者は、これより上欄を記入してください。

検 査 済 証	
上記の工事に係る完了検査の結果	合 格 不合格 と認める。
年 月 日 検査員 (氏 名) Ⓔ	
検査事項	

第15号様式（甲）（第10条関係）

除 害 施 設 工 事 完 了 届 年 月 日 （宛先）津市上下水道事業管理者 （〒 ） 住 所 届出者 氏 名 印 （使用者）{ 法人その他の団体にあつては、 主たる事務所又は事業所の所在 地、名称及び代表者の氏名 } 電 話 次のとおり除害施設の工事が完了しましたので届け出ます。 なお、この工事についての完了検査をお願いします。			
設 置 場 所			
確 認 年 月 日 及 び 除害施設確認番号	年 月 日	水 道 水 栓 番 号	
完 了 年 月 日	年 月 日		
検 査 希 望 年 月 日	年 月 日		
指定工事店	住 所		
	代 表 者 氏 名	印	
水質管理責任者氏名			
添 付 書 類			

※1 届出者は、これより上欄を記入してください。

2 この完了届は、工事を完了した日から5日以内に提出してください。

上記の届出による検査結果は、次のとおりです。		起 案	年 月 日
（決裁欄）	合 議	決 裁	年 月 日
		標示板 交 付	年 月 日
検 査 結 果	合 格 ・ 不 合 格		
検 査 事 項			
検 査 員 等	検査年月日 年 月 日 検査員（氏 名） 印		

第15号様式(乙) (第10条、第11条関係)

除 害 施 設 工 事 完 了 届			
		年 月 日	
(宛先) 津市上下水道事業管理者			
		(〒) 住 所	
届出者 氏 名 (使用者)		印 法人その他の団体にあつては、 主たる事務所又は事業所の所在 地、名称及び代表者の氏名	
		電 話	
次のとおり除害施設の工事が完了しましたので届け出ます。			
なお、この工事についての完了検査をお願いします。			
設 置 場 所			
確 認 年 月 日 及 び 除 害 施 設 確 認 番 号		年 月 日	水道水栓番号
完 了 年 月 日		年 月 日	
検 査 希 望 年 月 日		年 月 日	
指 定 工 事 店	住 所		
	代 表 者 氏 名	印	
水質管理責任者氏名			
添 付 書 類			

※ 届出者は、これより上欄を記入してください。

検 査 済 証	
上記の工事に係る完了検査の結果	合 格 不合格と認める。
年 月 日	
	検査員 (氏 名) 印
検査事項	

第16号様式（第11条関係）

証

標



第 1 7 号様式 (第 1 1 条関係)

除 害 施 設 標 示 板

津市除害施設確認番号第 号

津市公共下水道条例に基づく除害施設設置事業所

事業所の名称	
設置者の氏名	
業 種	
責任者氏名及び 担 当 部 課	

第18号様式 (第14条関係)

公共下水道使用開始（休止・廃止）届	
	年 月 日
(宛先) 津市上下水道事業管理者	
(〒)	住 所
届出者 氏 名	印
(使用者)	法人その他の団体にあつては、 主たる事務所又は事業所の所在 地、名称及び代表者の氏名 電 話
開 始	
次のとおり公共下水道使用の 休止 をしたいので届け出ます。	
廃 止	

※ 届出者は、これより上欄を記入してください。

上記の届出を確認しました。				起 案	年 月 日
(決裁欄)				合 議	年 月 日
				入 力	年 月 日
メーター番号		口 径		開 始 の 指 針	
備考					

第19号様式（第15条関係）

除害施設使用開始等届 年 月 日 (宛先) 津市上下水道事業管理者 (〒) 住 所 届出者 氏 名 ㊟ (使用者) (法人その他の団体にあつては、 主たる事務所又は事業所の所在 地、名称及び代表者の氏名) 電 話 開始・変更・ 次のとおり除害施設使用の休止・再開・ をしたいので届け出ます。 廃止	
設置（排除）場所	
開始等年月日	年 月 日
排除汚水量	1日最大排除量 m ³ ・1日最小排除量 m ³
排除汚水の質	水質表を添付すること。
営業の種類	
製品名等	
処理方法	

※ 届出者は、これより上欄を記入してください。

上記の届出を確認しました。		起 案	年 月 日
(決裁欄)	合 議	決 裁	年 月 日
		入 力	年 月 日
備考			

第20号様式（第16条関係）

公共下水道使用代理人選定（変更）届 年 月 日 （宛先）津市上下水道事業管理者 （〒 ） 住 所 届出者 氏 名 ㊞ 法人その他の団体にあつては、 主たる事務所又は事業所の所在 地、名称及び代表者の氏名 電 話 次のとおり代理人を 選定 変更 したので届け出ます。		
設 置 場 所		
新 代 理 人	住 所	
	氏 名	㊞ 電話
旧 代 理 人	住 所	
	氏 名	㊞ 電話
理由		

※ 届出者は、これより上欄を記入してください。

上記の届出を確認しました。		起 案	年 月 日
（決裁欄）	合 議	決 裁	年 月 日
		入 力	年 月 日
備考			

第 2 1 号様式（第 1 7 条関係）

公共下水道使用代表者選定（変更）届 年 月 日 （宛先）津市上下水道事業管理者 （〒 ） 住 所 届出者 氏 名 ㊟ （法人その他の団体にあつては、 主たる事務所又は事業所の所在 地、名称及び代表者の氏名） 電 話 次のとおり代表者を 選定 変更 しましたので届け出ます。		
設 置 場 所		
新 代 表 者	住 所	
	氏 名	㊟ 電話
旧 代 表 者	住 所	
	氏 名	㊟ 電話
理由		

※ 届出者は、これより上欄を記入してください。

上記の届出を確認しました。		起 案	年 月 日
（決裁欄）	合 議	決 裁	年 月 日
		入 力	年 月 日
備考			

第22号様式 (甲) (第18条関係)

公共下水道一時使用申請書	
	年 月 日
(宛先) 津市上下水道事業管理者)	
住 所	(〒)
申請者 氏 名	(印)
法人その他の団体にあつては、 主たる事務所又は事業所の所在 地、名称及び代表者の氏名	
電 話	
次のとおり申請します。	

※ 申請者は、これより上欄を記入してください。

上記の申請について、次のとおり決定してよろしいか。		起 案	年 月 日
(決裁欄)	合 議	決 裁	年 月 日
		精 算	年 月 日
決定区分	許可する ・ 許可しない	概 算 金 額	円
決定理由		精 算 金 額	円
		充当金 額 還付	円

第22号様式(乙)(第18条関係)

公共下水道一時使用申請書

年 月 日

(宛先) 津市上下水道事業管理者

(〒)

住 所

申請者 氏 名 印

法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名

電 話

次のとおり申請します。

設 置 場 所					
使 用 目 的					
使 用 状 況	ポンプ型式	吐 口 口 径	1 時 間 平 均 排 水 量	1 日 平 均 運 転 時 間	1 日 平 均 排 水 量
		mm	m ³	時 間 分	m ³
		mm	m ³	時 間 分	m ³
期 間 及 び 排 除 量	推 定 (使用前)	期 間 年 月 日 から 年 月 日まで			排 除 量 m ³
	確 定 (使用后)	期 間 年 月 日 から 年 月 日まで			排 除 量 m ³
添 付 書 類					

※ 申請者は、これより上欄を記入してください。

公共下水道一時使用許可（不許可）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった公共下水道一時使用については、次のとおり決定します。

年 月 日

津市上下水道事業管理者（氏 名） 印

決定区分	許可する ・ 許可しない	概算金額	円
決定理由		精算金額	円
		充当金額 還付	円

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第23号様式（甲）（第21条関係）

排 除 汚 水 量 申 告 書			
(宛先) 津市上下水道事業管理者		年 月 日	
		(〒)	
申告者		住 所	
(使用者)		氏 名	印
		法人その他の団体にあつては、 主たる事務所又は事業所の所在 地、名称及び代表者の氏名	
		電 話	
次のとおり申告します。			
営 業（排除）場 所			
汚 水 の 区 分	水道・井戸（手動・動力）		
	排水設備確認番号 第 号		
使 用 目 的	営業用・家事用・その他		
使 用 人 員	名（内同居人 人・通勤 人）		
営 業 内 容			
排 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
使 用 予 定 水 量	m ³		
排 除 予 定 水 量	m ³		
※ 動力でくみ上げている場合のみ記入してください。			
モ ー タ ー		ポ ン プ	
製作所名		製作所名	
出 力	馬 力	形 式	
電 圧	V	口 径	mm
電 流	A	揚水量	m ³
※ 申告者は、これより上欄を記入してください。			
上記の申告について、次のとおり決定してよろしいか。		起 案	年 月 日
(決裁欄)	合 議	決 裁	年 月 日
		通 知	年 月 日
		調 査	年 月 日
決 定 区 分	認定する・認定しない		年 月 日
決定理由		認 定 汚水量	m ³

第23号様式(乙)(第21条関係)

排 除 汚 水 量 申 告 書			
		年 月 日	
(宛先) 津市上下水道事業管理者			
		(〒)	
		住 所	
		申告者 氏 名 ㊟	
		(使用者) { 法人その他の団体にあつては、 主たる事務所又は事業所の所在 地、名称及び代表者の氏名 }	
		電 話	
次のとおり申告します。			
営業（排除）場所			
汚 水 の 区 分	水道・井戸（手動・動力）		
	排水設備確認番号 第 号		
使 用 目 的	営業用・家事用・その他		
使 用 人 員	名（内同居人 人・通勤 人）		
営 業 内 容			
排 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用予定水量	m^3		
排除予定水量	m^3		
※ 動力でくみ上げている場合のみ記入してください。			
モ ー タ ー		ポ ン プ	
製作所名		製作所名	
出 力	馬 力	形 式	
電 圧	V	口 径	mm
電 流	A	揚水量	m^3

※ 申告者は、これより上欄を記入してください。

排除汚水量認定決定通知書	
年	月
日付けで申告のあった排除汚水量については、次のとおり決定します。	
年	月
日	
津市上下水道事業管理者 (氏 名) 印	

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第24号様式 (甲) (第23条関係)

下水道使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 津市上下水道事業管理者

(〒)

住所
 申請者 氏 名

(印)

(法人その他の団体にあつては、
 主たる事務所又は事業所の所在
 地、名称及び代表者の氏名)

電 話

次のとおり申請します。

申 請 区 分	減額 ・ 免除
使 用 料 総 額	
申 請 理 由	
添 付 書 類	

※ 申請者は、これより上欄を記入してください。

次のとおり決定してよろしいか。				起 案	年 月 日	
(決裁欄)			合 議	決 裁	年 月 日	
				通 知	年 月 日	
決 定 区 分		1 減額する 2 免除する 3 却下する				
却下理由						
決 定 内 容	区 分	使用料総額				
	当初決定額	円				
	減免する額	円				
	納 付 額	円				

第24号様式 (乙) (第23条関係)

下水道使用料減免申請書		年 月 日
(宛先) 津市上下水道事業管理者		(〒)
申請者	住所 氏名	(印)
	〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
	電 話	

次のとおり申請します。

申 請 区 分	減額 ・ 免除
使 用 料 総 額	
申 請 理 由	
添 付 書 類	

※ 申請者は、これより上欄を記入してください。

下水道使用料減免決定（却下） 通知書

年 月 日付けで申請のあった下水道使用料の減免については、次のように通知します。

年 月 日

津市上下水道事業管理者 （氏 名） 印

決 定 区 分		☐ 減額する ☐ 免除する ☐ 却下する				
減 免 内 容	区 分	使用料総額				
	当初決定額	円				
	減免する額	円				
	納 付 額	円				

却下理由

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 2 5 号様式（第 2 4 条関係）

下水道使用料過誤納金還付（充当）通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市上下水道事業管理者（氏 名） 印

あなたが納められた下水道使用料は、次のとおり過誤納がありますので、
還付 いたします。
充当

水栓番号

過誤納金内訳

過誤納理由

使用年月	納付済額	納付すべき額	差引過誤納付額
年 月 分			
年 月 分			
年 月 分			
年 月 分			
年 月 分			
合 計			

充当先内訳

使用年月	未納額				充当額	差引未納額
	下水道 使用料			計		
年 月 分						
年 月 分						
年 月 分						
年 月 分						
年 月 分						
合 計						

差引還付金額 円

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第26号様式（第25条関係）

（表）

整理番号

新規受益者申告書

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

（〒 ）

住 所

受益者 ふりがな

（代表者）氏 名

㊞

所有者又は受益者が法人その他の
の団体にあつては、主たる事務
所又は事業所の所在地、名称及
び代表者の氏名

電 話

津市公共下水道条例施行規程第25条の規定により、次のとおり申告します。

土地の所有者		所 在 地	地 積	備 考
住 所	氏 名			
			m ²	

工事着手予定年月日 年 月 日

工事完成予定年月日 年 月 日

使用開始予定年月日 年 月 日

（負担区の名称 ）

(裏)

注 意 事 項

- 1 土地所有者以外の者が受益者である場合は、当該土地所有者と連署して申告してください。
- 2 同一の土地に2人以上の受益者があるときは、代表者が申告してください。
- 3 「地積」の欄には、土地台帳による地積及び仮換地地積を記入してください。

第27号様式（第25条関係）

加入金決定通知書

負担区分	
賦課年度	
整理番号	

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市上下水道事業管理者（氏 名） 印

あなたが納付すべき加入金の額を次のとおり決定しましたので通知します。

負 担 区 の 名 称	受 益 地 面 積	加 入 金 決 定 額
	m ²	円

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第28号様式 (第26条関係)

物件設置（変更）許可申請書		年 月 日
（宛先）津市上下水道事業管理者		（〒 ）
申請者		住所 氏名
		⑩
		（法人その他の団体にあつては、 主たる事務所又は事業所の所在 地、名称及び代表者の氏名）
		電 話
次のとおり申請します。		
申 請 区 分	新設・変更・その他（ ）	
物件の設置場所		
設備の名称構造		
占 用 許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
指定業者	住 所	
	代表者 氏 名	
備 考		

※ 申請者は、これより上欄を記入してください。

次のとおり決定してよろしいか。		起 案	年 月 日
(決裁欄)	合 議	決 裁	年 月 日
		通 知	年 月 日
決 定 区 分	許可する ・ 許可しない		
決定理由			
条 件 等			

第 2 9 号様式 (第 2 6 条関係)

物件設置 (変更) 許可 (不許可) 決定通知書 津市指令 (記号番号) 年 月 日 (氏 名) 様 津市上下水道事業管理者 (氏 名) 印 年 月 日付けで申請のあった物件設置 (変更) について、次のとおり決定したので、津市公共下水道条例施行規程第 2 6 条第 2 項の規定により通知します。	
決 定 区 分	許可・不許可
設 置 場 所	
物件の名称構造	
占 用 許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
決定理由	
条 件 等	

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第30号様式（第27条関係）

割 印		No. _____
公 共 下 水 道 検 査 員 立 入 証		
写 真	割 印	所 属 _____
		職 名 _____
		氏 名 _____
		生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		年 _____ 月 _____ 日交付
津市上下水道事業管理者 （氏 名） 印		

6.5cm

9.5cm

注 意

- 1 この証票は、他人の土地又は建築物に立ち入る場合は、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証票は、関係人の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。
- 3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第31号様式 (第27条関係)

割印		No. _____
下水道使用料徴収職員証		
写真 割印	所 属 _____	6.5cm
	職 名 _____	
	氏 名 _____	
	生年月日 年 月 日	
	有効期限 年 月 日	
年 月 日交付		
津市上下水道事業管理者 (氏 名)		

注 意

- 1 この証票は、下水道使用料の賦課及び徴収に従事する場合は、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証票は、関係人の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。
- 3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第32号様式（第28条関係）

排水設備等設置者（使用者）異動届 （宛先）津市上下水道事業管理者 年 月 日 （〒 ） 住所 氏名 法人その他の団体にあつては、主 たる事務所又は事業所の所在地、 名称及び代表者の氏名 ⑩ 届出者 電話 次のとおり届け出ます。			
設 置 場 所			
排 水 設 備 の 種 類			
確 認 番 号 及 び 確 認 年 月 日	年 月 日		
設 置 者 （使用者）	新	住 所	
		氏 名	
	旧	住 所	
		氏 名	
変 更 の 理 由			

※ 届出者は、これより上欄を記入してください。

上記の届出を確認しました。		起 案	年 月 日
（決裁欄）	合 議	決 裁	年 月 日
		入 力	年 月 日
備考			

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程をここに公布する。

平成 27 年 4 月 1 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市上下水道事業管理規程第 2 号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 18 年津市条例第 202 号。以下「条例」という。）第 13 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受益者の申告)

第 2 条 条例第 5 条の規定により公告された区域内の受益者は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定める日までに下水道事業受益者申告書（第 1 号様式）を管理者に提出しなければならない。この場合において、受益者が条例第 2 条第 1 項ただし書の規定による権利者であるときは、その土地の所有者と連署しなければならない。

2 前項の場合において、同一の土地に 2 人以上の受益者があるときは、受益者のうちから代表者を定め、代表者が同項の規定による申告をしなければならない。

(受益者の地積)

第 3 条 条例第 4 条の規定による受益者負担金及び分担金（以下「負担金」という。）の額の算定の基準となる土地の地積は、公簿によるものとし、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づく土地区画整理事業の施行区域にあって仮換地のなされている土地については、当該地積による。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、その他の方法によることができる。

(不申告等の取扱い)

第 4 条 管理者は、第 2 条第 1 項の規定による提出若しくは条例第 10 条の規定による届出のない場合又は当該提出若しくは届出の内容が事実と異なると認める場合は、当該提出又は届出によることなく、受益者を認定することができる。

(負担金の決定通知)

第5条 条例第6条第3項の規定による負担金の決定通知は、下水道事業受益者負担金（分担金）決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 管理者は、負担金に変更があったときは、その変更を通知するものとする。

3 条例第10条の規定による承継があった場合における承継後の負担金の額及び納期限等は、前2項の例により通知するものとする。

（負担金の納期）

第6条 条例第6条第4項の規定による負担金の徴収は、1年を2期に分割して行うものとし、その納期は、次に掲げるところによる。

第1期 9月1日から9月30日まで

第2期 3月1日から3月31日まで

2 管理者は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、負担金の納期を変更することができる。

3 負担金の徴収は、下水道事業受益者負担金（分担金）納入通知書（第3号様式）により行うものとする。

（負担金の端数計算）

第7条 条例第6条第1項の規定による負担金の算出について10円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てるものとする。

2 負担金を各年度及び各納期に分割する場合において、分割金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて最初の年度の第1期の分割負担金に合算するものとする。

（負担金の一括納付）

第8条 条例第6条第4項ただし書に規定する一括納付とは、受益者が下水道事業受益者負担金（分担金）決定通知書に記載された賦課決定額のうち、到来した納期に係る負担金を納付しようとする場合において、当該納期後の納期（次年度以降に係る納期を含む。）に係る納付すべき負担金を併せて納付することをいう。

（一括納付報奨金）

第9条 管理者は、受益者が負担金の一括納付をしたときは、条例第7条の規定により、納期前に納付した負担金の額の100分の0.3の額に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合は、1月とする。）を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を当該受益者に一括納付報奨金として交付する。ただし、当該受益者の未納に係る負担金がある場合においては、これを交付しない。

(過誤納金の取扱い)

第10条 管理者は、受益者の過誤納に係る徴収金（以下「過誤納金」という。）があるときは、遅滞なく還付しなければならない。ただし、当該受益者の未納に係る徴収金があるときは、過誤納金をその未納に係る徴収金に充当することができる。

2 管理者は、過誤納金を前項の規定により還付し、又は充当する場合は、その旨を遅滞なく当該受益者に対し、下水道事業受益者負担金（分担金）過誤納金還付（充当）通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(還付加算金)

第11条 管理者は、過誤納金を還付し、又は充当する場合は、その過誤納金の納付のあった日の翌日からその還付のための支払決定の日又はその充当の日までの期間の日数に応じ、その金額に年7.3パーセントの割合を乗じて得た額（以下「加算金」という。）を還付又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 加算金の計算の基礎となる過誤納金額に1,000円未満の端数があるとき、又は過誤納金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

3 加算金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(負担金の徴収猶予)

第12条 条例第8条に規定する負担金の徴収猶予を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金（分担金）徴収猶予申請書（第5号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の提出があったときは、別表第1に基づきその適否を決定し、下水道事業受益者負担金（分担金）徴収猶予決定通知書（第6号様式）により申請人に通知するものとする。

(徴収猶予の事由の消滅)

第13条 条例第8条の規定により徴収猶予を受けた者は、当該徴収猶予を受けた理由が消滅したときは、速やかに下水道事業受益者負担金（分担金）徴収猶予理由消滅申出書（第7号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申出書の提出があったときは、速やかに当該徴収猶予を取り消し、その旨を下水道事業受益者負担金（分担金）徴収猶予取消通知書（第8号様式）により受益者に通知するものとする。

(負担金徴収猶予の取消し)

第14条 管理者は、受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、その徴収猶予を取り消し、その猶予に係る負担金を一時に徴収することができる。

(1) 猶予期間を経過し、更に管理者の指定する期日までに負担金を納付しないとき。

(2) 受益者の状況により、その徴収猶予の理由が消滅したと管理者が認めるとき。

(3) その他管理者が必要があると認めるとき。

2 管理者は、前項の規定により徴収猶予を取り消したときは、その旨を下水道事業受益者負担金（分担金）徴収猶予取消通知書により受益者に通知するものとする。

(負担金の減免)

第15条 条例第9条第2項に規定する負担金の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする者は、納入の通知を受け取ったとき、又は減免の理由が発生したときは、遅滞なく下水道事業受益者負担金（分担金）減免申請書（第9号様式）にその理由を明らかにする書類を添えて管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の提出があったときは、別表第2に基づきその適否を決定し、下水道事業受益者負担金（分担金）減免決定通知書（第10号様式）により申請人に通知しなければならない。

(受益者の変更)

第16条 条例第10条に規定する受益者の変更の届出は、新旧受益者連署の上、遅滞なく下水道事業受益者変更申告書（第11号様式）を管理者に提出しなければならない。

(繰上徴収)

第17条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その納期前においても、負担金を繰り上げて徴収することができる。

(1) 受益者の財産につき、滞納処分、強制執行等強制換価手続が開始されたとき。

(2) 受益者につき相続があった場合において、相続人が限定承認をしたとき。

(3) 受益者である法人が解散したとき。

(4) その他管理者が必要があると認めるとき。

2 管理者は、前項の規定により繰上徴収をしようとするときは、下水道事業

受益者負担金（分担金）繰上徴収通知書（第 1 2 号様式）により当該受益者に通知するものとする。

（納付代理人の申告）

第 1 8 条 受益者は、本市の区域内に住所又は事務所等を有しない場合は、負担金の納付に関する事項を処理するため、本市の区域内において独立の生計を営む者のうちから納付代理人を定めることができる。

2 受益者は、前項の納付代理人を定めたときは、下水道事業受益者負担金（分担金）納付代理人申告書（第 1 3 号様式）を管理者に提出しなければならない。

（住所変更の届出）

第 1 9 条 受益者又は納付代理人は、住所又は事務所等を変更したときは、遅滞なく下水道事業受益者（納付代理人）住所変更申告書（第 1 4 号様式）を管理者に提出しなければならない。

（不申告等の認定）

第 2 0 条 管理者は、この規程の規定に基づき申告すべき事項について申告のない場合又は申告内容が事実と異なると認めるときは、申告によらないで認定することができる。

（督促）

第 2 1 条 条例第 1 1 条第 1 項に規定する督促状は、公共下水道事業受益者負担金（分担金）督促状兼納入通知書（第 1 5 号様式）によるものとする。

（身分証明書）

第 2 2 条 負担金の賦課及び徴収に従事する職員は、下水道事業受益者負担金（分担金）徴収職員証（第 1 6 号様式）を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第 2 3 条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行前に津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 1 9 1 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（同規則附則第 2 項の規定により同規則の規定によりなされた処分、

手続その他の行為とみなされたものを含む。)は、それぞれこの規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 条例附則第2項の規定により合併前の条例の例によるとされている負担金の賦課及び徴収に係る処分、手続その他の行為は、合併前の津都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則(昭和51年津市規則第42号)、都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則(平成4年久居市規則第17号)、久居市公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規則(平成17年久居市規則第8号)、一志町公共下水道事業受益者分担に関する条例施行規則(平成8年一志町規則第13号)又は白山町公共下水道事業受益者分担金徴収条例施行規則(平成8年白山町規則第6号)の例による。

(還付加算金の割合の特例)

- 4 当分の間、第11条第1項に規定する還付加算金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

第1号様式（第2条関係）

（表）

整理番号

下水道事業受益者申告書

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

（〒 ）

所有者 住所
（ふりがな）

氏 名

電 話 （ ）

（〒 ）

受益者 住所
（ふりがな）

氏 名

電 話 （ ）

（所有者又は受益者が法人その他の団体に
あつては、主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名）

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第2条の規定により、次の
とおり申告します。

土地の所有者

住 所	氏 名	所 在 地	地 積 (㎡)	登記 地目	現況	備 考

土地の所有者以外の権利者

住 所	氏 名	所 在 地	地 積 (㎡)	登記 地目	現況	権利の 種類	備考

(裏)

注 意 事 項

- 1 この申告書は、 年 月 日までに提出してください。
- 2 この申告書には、賦課対象区域内の土地で、あなたの所有地の状況を記載してありますので、内容を確認し、異動や誤りがありましたら訂正してください。
- 3 その土地に土地所有者以外の権利者（地上権、質権又は賃貸借若しくは使用貸借の権利を有する者。ただし、一時的なものを除く。）がある場合は、当該権利者が受益者となりますので、当該権利者が申告してください。
- 4 同一の土地に共有者がある場合は、代表者が申告してください。
- 5 「地積」の欄には、土地台帳による地積及び仮換地地積を記入してください。
- 6 「権利の種類」の欄には、地上権、質権、賃貸借又は使用貸借の別を記入してください。
- 7 「備考」の欄には、地積が現況と異なる場合はその旨を、土地の異動登記がなされていない場合はその理由を記入してください。

第2号様式（第5条、第8条関係）

賦課年度	
通知書番号	

下水道事業受益者負担金（分担金）決定通知書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（住所）
（氏名又は名称） 様

次のとおり下水道事業受益者 負担金 分担金 を決定しましたので、津市公共下水道事業

受益者負担に関する条例施行規程第5条第1項の規定により通知します。

年 月 日

津市上下水道事業管理者（氏 名） 印

賦課決定額内訳等

賦課決定額		賦課内容は別紙賦課明細書のとおり
円		
減免額・徴収猶予額		
円		
納付すべき額		
円		

納 期	年 度	年度	年度から	年度まで
第1期	9月1日から9月30日まで	円	毎年度	円
第2期	3月1日から3月31日まで	円	毎年度	円

- 負担金（分担金）の納付は、後日送付する納入通知書によって納付してください。
- 負担金（分担金）を一括納付される場合は、納期前に納付される負担金額の100分の0.3の額に納期前に係る月数（1月未満の端数があるときは1月とする。）を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を一括納付報奨金として交付します。
- この通知書に不服があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行政不服申立て等を行うことができます。
 - 負担金
この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。
また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 分担金
この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。
また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。
- あなたが津市の区域内に住所又は事務所等を有しない場合は、当該区域内において独立の生計を営む者のうちから納付代理人を定め、この通知書を受け取った日又は納付代理人を定める必要性を生じた日から14日以内に、下水道事業受益者負担金（分担金）納付代理人申告書を提出することができます。
- 受益者又は納付代理人の住所又は事務所等を変更した場合は、遅滞なく下水道事業受益者（納付代理人）住所変更申告書を提出してください。
- 受益者に変更があった場合は、遅滞なく下水道事業受益者変更申告書を提出してください。届出の日以後の納期に係る負担金は、新しく受益者となった方が負担することとなります。
- 負担金（分担金）の徴収猶予を受けた方でその事由が消滅した場合は、遅滞なくその旨を届け出てください。

下水道事業受益者負担金（分担金）賦課明細書

賦課決定額は10円未満の端数は切捨て

[illegible]

第3号様式その1 (第6条関係)

(1)

年度	下水道事業 受益者負担金 (分担金)	納入通知書	賦課年度	通知書番号

(お問い合わせ番号)

この納入通知書により、納付額を各納期限までに納めてください。

年 月 日

津市上下水道事業管理者 (氏 名) 印

(2)

下水道事業受益者負担金（分担金）納入通知額

納入通知額		賦課内容は別紙賦課明細書のとおり
納	入 通 知 額	
		円

期別	年度	年度	年度	年度	年度
納付期間（月 日～月 日）	年度	円	円	円	円
納付期間（月 日～月 日）	年度	円	円	円	円

下水道事業受益者負担金（分担金）一括納付報奨金差引納付額

納入期間	年 月 日から	年 月 日まで
区 分	全 期 分	1 年 分
負担金（分担金）額	円	円
一括納付報奨金額	円	円
差 引 納 付 額	円	円

1 負担金（分担金）の納付について

(1) 年 回（毎年 回）に分割し、各年度ごとに送付する納入通知書により納付してください。

(2) 一括納付される場合は、一括納付報奨金が交付されます。この場合においては納付すべき負担金（分担金）の額は、一括納付報奨金を控除した額になります。一括納付報奨金の算式は次のとおりです。

$$\text{◎ 第2期納付額} \times 0.3 / 100 \times \text{前納月数の累計} = \text{一括納付報奨金 (10円未満切捨て)}$$

○ 次の納付方法のいずれかを選んで納付してください。

全 額 一 括 納 付	全期分（2年目以降の時は残期分）の全額をまとめて納付の場合は、「全額一括」の納付書を使用してください。
1 年 分 一 括 納 付	1年分をまとめて納付する場合は、「1年分一括」の納付書を使用してください。
毎 期 納 付	年 回各納期ごとに納付する場合は、「1期分～ 期分」の各期別納付書を使用してください。

2 納付場所

(1) 津市上下水道事業等出納取扱金融機関

(2) 津市上下水道事業等収納取扱金融機関

※ 三重県、愛知県、岐阜県及び静岡県内のゆうちょ銀行・郵便局では、この納付書が使用できません。

これ以外のゆうちょ銀行・郵便局で納付の場合は、同封の「払込取扱票」により最寄りのゆうちょ銀行・郵便局から納付してください。

3 この納付書に不服がある場合

この通知書に不服があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行政不服申立て等を行うことができる。

(1) 負担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して審査請求を行うことができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) 分担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して審査請求を行うことができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

4 納期限までに納付しなかった場合

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、滞納処分を受ける場合があります。

5 受益者に変更があった場合

土地の売買その他の事由により受益者に変更があった場合は、下水道事業受益者変更申告書の提出が必要となります。変更申告書の提出がない場合は、従前の受益者に負担金（分担金）を納付していただくことになりますので、ご注意ください。

6 住所変更した場合

住所を変更した場合は、遅滞なく下水道事業受益者（納付代理人）住所変更申告書を提出してください。

7 お問い合わせ先

(干)

(名称) 局

(名称) 課

(電話)

()

下水道事業受益者負擔金(分担金)賦課明細書

[illegible]

下水道事業受益者 負担金(分担金)領収証書 口座番号 加入者名 津市上下水道企業出納員 年度 全額一括		下水道事業 受益者負担金(分担金) 年度 全額一括 口座番号 加入者名 津市上下水道企業出納員		納付書兼納入済通知書 ㊤	
様 賦年通知書号 徴収年度 期別		様 賦年通知書号 徴収年度 期別		様 住所 氏名 この納付書は、上記の納入期間の翌日以降、使用できません。 (納入期間は、 月 日から 月 日までです。)	
円 負担金(分担金) 一括納付金 報奨金		円 負担金(分担金) 一括納付金 報奨金		円 負担金(分担金) 一括納付金 報奨金	
合 計 納 期 限		合 計 納 期 限		合 計 納 期 限	
額 収 日 付 印 上記のとおり領収しました。		額 収 日 付 印 上記のとおり納付します。		額 収 日 付 印 左記のとおり領収しましたから通知します。	
納入者保管 津市下水道局		金融機関又は郵便局保管 津市下水道局		金融機関又は郵便局 津市下水道局	

下水道事業受益者 負担金(分担金)領収証書 ㊤		下水道事業 受益者負担金(分担金)		下水道事業 納付書兼納入済通知書 ㊤	
加入者名 津市上下水道企業出納員 年度 1年分一括		加入者名 津市上下水道企業出納員 年度 1年分一括		加入者名 津市上下水道企業出納員 年度 1年分一括	
賦年通知書番号		賦年通知書番号		賦年通知書番号	
負担金(分担金)額		負担金(分担金)額		負担金(分担金)額	
一括納付金		一括納付金		一括納付金	
納期限		納期限		納期限	
上記のとおり領収しました。		上記のとおり納付します。		上記のとおり領収しました。	
領収日付印		領収日付印		領収日付印	

この納付書は、上記の納入期間の翌日以降、使用できません。
(納入期間は、月 日から 月 日までです。)

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

住所氏名 様納

賦課年度 徴収年度 期別

通知書番号 負担金(分担金)額 一括納付金 報奨金

合 計 納 限

領 収 日 付 印

●この納付書は、1年分一括納付される場合に御使用ください。
金銭機関又は郵便局 津市下水道局

(9)

下水道事業受益者		下水道事業受益者		下水道事業	
負担金(分担金)領収証書 ㊤		負担金(分担金)納入書 ㊤		納付書兼納入済通知書 ㊤	
口座番号		口座番号		受益者負担金(分担金)	
加入者名		加入者名		年度 第1期分 口座番号	
津市上下水道企業出納員		津市上下水道企業出納員		加入者名 津市上下水道企業出納員	
年度 第1期分		年度 第1期分		年度 第1期分 口座番号	
様		様		様	
賦年	通知書番号	賦年	通知書番号	賦年	通知書番号
通知書	期別	通知書	期別	通知書	期別
負担金(分担金)	額	負担金(分担金)	額	負担金(分担金)	額
円		円		円	
督促手数料	円	督促手数料	円	督促手数料	円
延滞金	円	延滞金	円	延滞金	円
合計	円	合計	円	合計	円
納期限	年 月 日	納期限	年 月 日	納期限	年 月 日
上記のとおり領収しました。		上記のとおり納付します。		左記のとおり領収しましたから通知します。	
領収日付印	1	領収日付印	1	領収日付印	
納入者保管		津市下水道局 納入者保管		津市下水道局 納入者保管	

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにいねいに記入してください。

住所 氏名 様納

賦課年度 徴収年度 期別

通知書番号 負担金(分担金)額 円

督促手数料 延滞金 合計 円

納期限 年 月 日

領収日付印

●この納付書は期別(第1期分)納付される場合に御使用ください。
津市下水道局保管 金融機関又は郵便局 津市下水道局

下水道事業受益者 負担金（分担金）領収証書 ㊤ 口座番号 加入者名 津市上下水道企業出納員 年度 第2期分	下水道事業受益者 負担金（分担金）納入書 ㊤ 口座番号 加入者名 津市上下水道企業出納員 年度 第2期分	下水道事業 納付書兼納入済通知書 ㊤ 受益者負担金（分担金） 年度 第2期分 口座番号 加入者名 津市上下水道企業出納員																		
住所氏名欄に記入する際は、枠の中に入るようにいねいに記入してください。 この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。																				
<table><tr><td>住所</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>氏名</td><td colspan="2">様納</td></tr></table>			住所			氏名	様納													
住所																				
氏名	様納																			
<table><tr><td>課年度</td><td>徴収年度</td><td>期別</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>			課年度	徴収年度	期別															
課年度	徴収年度	期別																		
<table><tr><td>通知書番号</td><td colspan="2">左記のとおり領収しましたから通知します。</td></tr><tr><td>負担金（分担金）額</td><td colspan="2">円</td></tr><tr><td>督促手数料</td><td colspan="2">円</td></tr><tr><td>延滞金</td><td colspan="2">円</td></tr><tr><td>合計</td><td colspan="2">円</td></tr><tr><td>納期限</td><td colspan="2">年 月 日</td></tr></table>			通知書番号	左記のとおり領収しましたから通知します。		負担金（分担金）額	円		督促手数料	円		延滞金	円		合計	円		納期限	年 月 日	
通知書番号	左記のとおり領収しましたから通知します。																			
負担金（分担金）額	円																			
督促手数料	円																			
延滞金	円																			
合計	円																			
納期限	年 月 日																			
<table><tr><td>領収日付印</td><td colspan="2">領収日付印</td></tr><tr><td colspan="3">2</td></tr></table>			領収日付印	領収日付印		2														
領収日付印	領収日付印																			
2																				
津市下水道局 納入者保管																				

第3号様式その2（第6条関係）

(1)

年度	下水道事業 受益者負担金（分担金）	納入通知書 （口座振替用）	賦課年度	通知書番号

(住所)
(氏名)

様

あなたが、金融機関・郵便局で申込みされました口座より、納期限の日に振り替えますので、振替日が近くなりしたら、指定した口座の預貯金残高の確認と準備をお願いします。

年 月 日

津市上下水道事業管理者（氏 名） 印

(2)

下水道事業受益者負担金（分担金）納入通知額

納入通知額	賦課内容は別紙賦課明細書のとおり		
円			

期別	年度	年度	年度	年度	年度
	期	円	円	円	円
振替日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
振替日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

あなただの振替口座	
金融機関名	
預金種別	
口座番号	
口座名義	
納付区分	

1 負担金（分担金）の納付について

(1) 年 回（毎年 回）に分割し、各年度ごとに納入通知書を送付します。

(2) 納入通知額のとおりご指定の口座から納期限の日に振り替えます。

2 この納入通知書に不服がある場合

この通知書に不服があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行政不服申立て等を行うことができます。

(1) 負担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して審査請求を行うことができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) 分担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して審査請求を行うことができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

3 納期限までに納付しなかった場合

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、滞納処分を受ける場合があります。

4 受益者に変更があった場合

土地の売買その他事由により受益者に変更があった場合は、下水道事業受益者変更申告書の提出が必要となります。変更申告書の提出がない場合は、従前の受益者に負担金（分担金）を納付していただくこととなりますので、ご注意ください。

5 住所を変更した場合

住所を変更した場合は、遅滞なく下水道事業受益者（納付代理人）住所変更申告書を提出してください。

6 お問い合わせ先

(〒)

(名称) 局

(名称) 課

(電話) ()

第4号様式（第10条関係）

下水道事業受益者負担金（分担金）過誤納金還付（充当）通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（住所）

（氏名又は名称） 様

津市上下水道事業管理者 （氏 名） 印

次のとおり過誤納金を 還付 します。 充当 しますので、津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第10条第2項の規定により通知します。

通 知 書 番 号		賦 課 年 度		期 別		納 付 年 月 日		
		年度				年 月 日		
区 分		納 付 済 額		納付すべき額		差引過誤納付額		
負担金(分担金)額		円		円		円		
合 計		円		円		円		
充 当 内 容	年 度 別	期 別	未 納 の 金 額				充 当 額	差引 未納 還付 額
			負 担 金 (分 担 金) 額			計		
	年度		円			円	円	円
	年度		円			円	円	円
	年度		円			円	円	円
	年度		円			円	円	円
	計		円			円	円	円

この通知書に不服があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行政不服申立て等を行うことができます。

1 負担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 分担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第5号様式（第12条関係）

整理番号

下水道事業受益者負担金（分担金）徴収猶予申請書

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

（〒 ）

住 所

受益者 氏 名

㊦

電 話

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所
又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第12条第1項の規定により、

次のとおり下水道事業受益者 負担金 の徴収猶予を受けたいので申請します。
分担金

申 請 理 由							
猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで						
賦課年度及び期別	年度 期						
土 地 の 所 在	現況地目	地 積 (㎡)	1㎡当 たりの負担 金の額× 地積(円)	戸数割 額(円)			徴収猶予額 (円)

通知書番号

下水道事業受益者負担金（分担金）徴収猶予決定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（住 所）
（氏名又は名称） 様

津市上下水道事業管理者（氏 名）

先に申請のあった下水道事業受益者 負担金 分担金 の徴収猶予について、次のとおり決定しましたので、津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第12条第2項の規定により通知します。

徴収猶予期間 年 月 日 から 年 月 日まで
条 件 徴収猶予を受けることとなった理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を届け出ること。

決 定 区 分	徴収猶予決定 却下						
却 下 理 由							
猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで						
賦課年度及び期別	年度 期						
土 地 の 所 在	現況 地目	地 積 (㎡)	1㎡当 たりの負担 金の額× 地積(円)	戸数割 額(円)			徴収猶予 額(円)

この通知書に不服があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行政不服申立て等を行うことができます。

1 負担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 分担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第7号様式 (第13条関係)

[illegible]

第8号様式（第13条、第14条関係）

通知書番号

下水道事業受益者負担金（分担金）徴収猶予取消通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（住 所）
（氏名又は名称） 様

津市上下水道事業管理者（氏 名） 印

先に決定した下水道事業受益者 負担金 の徴収猶予について、次のとおり取り消したので、津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程 第13条 第14条 第2項 第2項 の規定により通知します。

取 消 理 由							
猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで						
賦課年度及び期別	年度 期						
土 地 の 所 在	現況 地目	地 積 (㎡)	1㎡当 たりの負担 金の額× 地積(円)	戸数割 額(円)			徴収猶予 取 消 額 (円)

この通知書に不服があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行政不服申立て等を行うことができます。

1 負担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 分担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第9号様式（第15条関係）

整理番号

下水道事業受益者負担金（分担金）減免申請書

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

（〒 ）

住 所

受益者 氏 名

印

電 話

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所
又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第15条第1項の規定により、

次のとおり下水道事業受益者 負担金 の減免を受けたいので申請します。
分担金

土 地 の 所 在	現況地目	地積（㎡）	減免申請地積（㎡）	備 考

減免の申請理由

通知書番号

下水道事業受益者負担金（分担金）減免決定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（住 所）
（氏名又は名称） 様

津市上下水道事業管理者（氏 名） 印

先に申請のあった下水道事業受益者 負担金 分担金 の減免について、次のとおり決定しましたので、津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第15条第2項の規定により通知します。

条 件 減免を受けることとなった理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を届け出ること。

決 定 理 由		年 度 期						
賦課年度及び期別		年 度 期						
土 地 の 所 在	現況地目	地 積 (㎡)	1㎡当 りの負担 金の額× 地積(円)	戸数割額 (円)	賦 課 決定額 (円)	減 免 率 (%)	減免額 (円)	納 付 すべき額 (円)
			(A)	(B)	(A) + (B)			(A) + (B) - (C)

この通知書に不服があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行政不服申立て等を行うことができます。

1 負担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 分担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第 1 1 号様式 (第 1 6 条関係)

通知書番号

年 月 日

下水道事業受益者変更申告書

(宛先) 津市上下水道事業管理者

(〒)

住 所

旧受益者 氏 名

印

電 話

(〒)

住 所

新受益者 氏 名

印

電 話

(旧受益者又は新受益者が法人その他の団体に
あつては、主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名)

次の土地について、受益者に変更があつたので、津市公共下水道事業受益者負担
に関する条例施行規程第 1 6 条の規定により申告いたします。

土 地 の 所 在	現況地目	地積 (㎡)	変 更 年 月 日	変 更 の 理 由

※ 受益者の変更は、届出日以降の変更となります。

第12号様式（第17条関係）

下水道事業受益者負担金（分担金）繰上徴収通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（住 所）
（氏名又は名称） 様

津市上下水道事業管理者 （氏 名） 印

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第17条第2項の規定により、次のとおり繰上徴収しますので通知いたします。

繰上徴収する理由					
繰上徴収による納期限		年 月 日			
通知書番号	年 度	期別	当 初 納 期 限	負担金(分担金)額	備 考
			年 月 日	円	
			年 月 日	円	
			年 月 日	円	
			年 月 日	円	
			年 月 日	円	
			年 月 日	円	
			年 月 日	円	
			年 月 日	円	
			年 月 日	円	
合 計				円	

この通知書に不服があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行政不服申立て等を行うことができます。

1 負担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して審査請求を行うことができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 分担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して審査請求を行うことができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

通知書番号

年 月 日

下水道事業受益者負担金（分担金）納付代理人申告書

（宛先） 津市上下水道事業管理者

（〒 ）

住 所

受益者 氏 名

㊞

電 話

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所
又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第18条の規定により、次のとおり納付代理人を定めたので申告いたします。

（納付代理人）

（〒 ）

住 所

氏 名

㊞

電 話

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所
又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

上記のとおり納付代理人となることを承認しました。

（〒 ）

住 所

氏 名

㊞

電 話

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所
又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

第14号様式（第19条関係）

通知書番号

年 月 日

下水道事業受益者（納付代理人）住所変更申告書

（宛先） 津市上下水道事業管理者

（〒 ）

受 益 者 住 所

（納付代理人） 氏 名



電 話

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所
又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第19条の規定により、次のとおり 受 益 者 の住所を変更しましたので、申告いたします。
納付代理人

新住所（所在地）	
旧住所（所在地）	
備 考	

(氏名)

漢語名詞 (附 名辭) 語源
(杜原)

公共共下水道事業受益者負担金（分担金）督促状兼納入済通知書

1D 市町村農地区	郵便字局料	食料金(分配金)	運輸手帳受金 CD

姓名	学号
----	----

納付期限
年 月 日

(津市下水道局保管)

津市(名称)局(名称)課
(住所)
電話番号

(付) トリ線

納付場所

津市上下水道事業等出資取扱金融機関
(金融機関名)

津市上下水道事業等収捐取扱企庫機関 願不同・企庫機関名については変更される
場合があります

(企|業|機|關|名)

(企|股|境|別|名)

以上の本店及び各支店・各出張所

氏名	試験年度	取組年度	期別	通知番号	額(金)	取組金(分組金)
管理手数料	円	延	補金	合計	円	円

上配金額が未払となっておりまして王舎、最善の金銭機関にて、この納付事で納付してください。

年 月 日

天津市上下水道事業管理者 (氏名)

12

納付期限 年 月 日 現在で
本状は 年 月 日 作成したものです。
既に納付済の場合は、行き違いです
のであからずご了承ください。

・精神処分
この精神状態を寛減した日から起算して 10 日を経過した日までに完結されないと、財産の差し押さえや強制執行を行う場合があります。

• 帶納処分

この停止状

いと、財源の乏

・不服申立て

何相宜

この通知書に
1966年10月15日

しても、6.1日以内に

被告として起

分担保金

この通知は、

LT30H215

また、この際

月以内に、津市

なお、この計

「とにかくさういふ

● **「おはようございます」**

第16号様式（第22条関係）

割 印		No. _____
下水道事業受益者負担金 （分担金）徴収職員証		
写 真	割 印	所 属 _____ 職 名 _____ 氏 名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	年 月 日交付	
	津市上下水道事業管理者 （氏 名） 印	

←————— 9.5cm —————→

↑————— 6.5cm —————↓

注 意

- 1 この証票は、下水道事業受益者負担金（分担金）の賦課及び徴収に従事する場合は、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証票は、関係人の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。
- 3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

別表第1（第12条関係）

下水道事業受益者負担金（分担金）徴収猶予基準表

徴収猶予項目	徴収猶予の期間
災害により土地又は家屋が被害を受けたとき。	3年間以内
受益者が盗難その他の事故により負担金を納付することが困難なとき。	1年間以内
受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とするとき。	2年間以内
係争地	受益者の決定（判定）の日までの期間
田畑、山林、原野、沼地その他これらに準ずる土地（宅地と認められるものを除く。）	宅地として使用するまで、又は使用できる状況にあると認められるまでの期間
管理者が特に必要と認めるもの	管理者が認定する期間

別表第2（第15条関係）

下水道事業受益者負担金（分担金）減免基準表

該当する受益者	減額又は免除の対象となる主な土地等	該当する主な用途	減ずる割合（％）
国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者	国又は地方公共団体が公用に供する土地	裁判所、警察署、県庁、市役所等庁舎	50
		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園	75
		警察法務収容施設	75
		病院	25
	公営住宅用地	県、市営住宅	25
	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する土地	社会福祉事務所、授産場、共同浴場、母子寮、保育所、児童福祉会館、老人ホーム等	75
	有料の職員宿舎の土地	職員寮、公舎等	25
	無料の職員宿舎の土地		それぞれが附属している施設と同じ
国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者		道路、河川、堤防、水路、海浜地、公園、広場等公衆の自由使用に供されるものの	100
国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者	企業用財産となっている土地	国有林野事業特別会計に属する行政財産及び各地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づく	25

		企業の用に供している土地	
生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号に規定する生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者			100
上記の受益者のほか、その状況により特に負担金を減額し、又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置するものに係る土地（管理者又は職員等の住居に使用する建物の敷地を除く。）	私立の小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校、幼稚園等	75
	宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条各号に掲げる団体が同条に規定する目的のために使用する土地（管理人等が住居に使用する建物の敷地を除く。）	神社、寺院、教会、修道院、本殿、拝殿、社務所、納骨堂その他境内地	50
		墓地	100
	地方公共団体が設置する社会教育施設用地	公民館、図書館、博物館、青年の家、体育館	50
	消防団が所有する消防用		100

車両器具等の格納に係る 土地		
公道から公道へ通ずる私 道		100
停車場その他鉄道用地	鉄道事業用地	25
踏切道及び駅前広場	鉄道事業用地	100
自治会等が所有する集会 所の敷地及びこれに類す る敷地		100
文化財である土地及び建 物並びにその他の工作物 の敷地	文化財保護法(昭和25年 法律第214号)又は三重 県文化財保護条例(昭和3 2年三重県条例第72号) 若しくは津市文化財保護 条例(平成18年津市条例 第245号)により指定さ れた文化財及び当該文化 財の保護のための施設の 用に供している土地	100
事業のための土地、物件、 労力又は金銭を提供した 受益者		その都度認定
その他管理者が特に減免 する必要があると認める 土地		その都度認定

津市水洗便所改造資金融資あっせんに関する規程をここに公布する。

平成 27 年 4 月 1 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市上下水道事業管理規程第 3 号

津市水洗便所改造資金融資あっせんに関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津市公共下水道条例（平成 18 年津市条例第 201 号。以下「条例」という。）第 25 条第 4 項の規定に基づき、水洗便所改造資金（以下「改造資金」という。）の融資あっせん（以下「融資あっせん」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(融資あっせん対象工事)

第 2 条 融資あっせんの対象となる工事は、処理区域（条例第 2 条第 4 号に規定する処理区域をいう。以下同じ。）内においてくみ取便所を水洗便所に改造し、又はし尿浄化槽を廃止して、公共下水道に接続する工事（以下「改造工事」という。）とする。

(あっせん対象者の要件)

第 3 条 融資あっせんは、次の要件を備えている者でなければ受けることができない。

- (1) 建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た占有者であること。
- (2) 改造資金の償還について支払能力を有すること。
- (3) 市税、公共下水道事業受益者負担金及び分担金並びに下水道使用料を滞納していないこと。
- (4) 自己資金では、改造工事の費用を一時に負担することが困難であること。
- (5) 供用開始の日から 3 年以内に改造工事を行う者であること。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）がこの期間内に改造することができなかったことについて相当の理由があると認める者については、この限りでない。
- (6) 管理者が別に指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）の融資条件を満たしていること。
- (7) 管理者が適当と認める連帯保証人を有すること。

- 2 前項第7号の連帯保証人は、改造資金の融資に係る弁済の資力を有する者で、独立の生計を営み、及び市町村税を滞納していないものでなければならない。

(融資あっせん)

第4条 管理者は、前条第1項の規定に該当する者に対し、指定金融機関への融資あっせんを行うものとする。

- 2 融資あっせんの額は、改造工事に要した費用の範囲内において1件につき100万円以内とし、1万円を単位とする。

(融資の条件)

第5条 改造資金の融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 利率は、融資を行う金融機関が定める利率とする。
- (2) 償還は、融資を受けた日の属する月の翌月からとし、60箇月以内の毎月元利均等分割払い（均等額に100円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てたものを均等額とし、切り捨てたことによって生じる残額は、最終月に一括して償還するものとする。）とする。ただし、約定償還日前においても繰上償還することができる。
- (3) 遅延利息その他の融資条件については、融資を行う指定金融機関の定めるところによる。

(融資あっせんの申請)

第6条 融資あっせんを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水洗便所改造資金融資あっせん申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 水洗便所改造資金融資借入申請書（第2号様式）
- (2) 津市公共下水道条例施行規程（平成27年津市上下水道事業管理規程第1号）第5条第1項の規定による排水設備計画確認申請書
- (3) 申請者及び連帯保証人の印鑑証明書
- (4) 申請者及び連帯保証人の市町村税の納税証明書
- (5) その他管理者が必要と認める書類

(融資あっせんの決定及び通知)

第7条 管理者は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査の上、融資あっせんの可否を決定し、水洗便所改造資金融資あっせん可否決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定による決定に際し、必要な条件を付することができる

る。

(工事の施工)

第8条 前条第1項の規定により融資あっせんの決定を受けた者は、当該決定通知日から2箇月以内に改造工事を完了しなければならない。

- 2 管理者は、融資あっせんの決定を受けた者が前項に規定する期間内に改造工事を完了しない場合は、その者に係る融資あっせんの決定を取り消すものとする。ただし、あらかじめ管理者の承認を得た場合は、この限りでない。

(融資の手続)

第9条 管理者は、条例第19条第1項に規定する検査を行い、改造工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合すると認めたときは、融資あっせん額を決定し、水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するとともに、水洗便所改造資金融資借入申請書に必要事項を記載し、融資あっせん額の決定を受けた者に送付するものとする。

- 2 前項の規定により融資あっせん額の決定を受けた者は、次に掲げる書類を指定金融機関に提出して、融資の申込みをするものとする。

- (1) 水洗便所改造資金融資借入申請書
- (2) 水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書
- (3) その他指定金融機関が必要と認める書類

- 3 指定金融機関は、前項の融資の申込みを受けたときは、速やかにこの規程に定める要件により審査し、融資の可否の決定を行うものとする。

(届出義務)

第10条 改造資金の融資を受けた者(以下「融資受給者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を水洗便所改造資金融資あっせん変更等届出書(第5号様式)により、管理者に届け出なければならない。

- (1) 融資受給者又は連帯保証人が、氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 融資受給者又は連帯保証人が、仮差押え、仮処分、強制執行、破産又は競売の申立て等を受けたとき。
- (3) 融資受給者又は連帯保証人が、死亡したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、融資受給者又は連帯保証人の身分又は財産上に重要な変動が生じたとき。

(融資あっせんの取消し)

第11条 融資受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、指定金融機関と協議の上、融資あっせんを取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により改造資金の融資を受けたとき。
- (2) 融資を受けた資金を目的以外に使用したとき。
- (3) その他融資あっせんの条件に従わないとき。

2 前項の規定により管理者が融資あっせんの決定を取り消した場合は、指定金融機関は、融資金の繰上償還を命ずることができる。

(利子補給)

第12条 管理者は、改造資金の融資を行った指定金融機関に対し、融資受給者が支払う利子のうち、利率年1.0パーセントを超える利率に相当する利子を補給するものとする。

2 前項の規定による利子の補給は、指定金融機関に対し、管理者が直接行うものとする。

第13条 管理者は、融資受給者（供用開始の日から3年以内に改造工事を行う者に限る。）が融資を受けた指定金融機関に利率年1.0パーセントに相当する利子を支払ったときは、当該融資受給者に対し、当該利子を補給するものとする。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に津市水洗便所改造資金融資あっせんに関する規則（平成18年津市規則第192号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（同規則附則第4項の規定により同規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなされたものを含む。）は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

第1号様式（第6条関係）

水洗便所改造資金融資あっせん申請書

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

印

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名〕

電 話

生年月日 年 月 日

水洗便所改造資金融資あっせんを受けたいので申請します。

借入申込額	円	排水設備工事 検査合格年月日	※ 年 月 日
施工場所	津市 町	工事費	※ 円
工事見積額	円	融資決定額	※ 円
水洗便所設置 家屋の所有関係	☐ 自己所有 ☐ 自己居住 ☐ 他人所有 ☐ 他人居住	利 率	年1.0%
職業又は勤務先		償 還 期 間	60月以内
指定工事店名		償 還 方 法	毎月元利均等 分割払い
連 帯 保 証 人	住 所	氏 名	職業又は勤務先
		印	
調 査	市 民 税	固 定 資 産 税	受 益 者 負 担 金
	※	※	※
			金 融 機 関
			※ ☐ 承認する ☐ 承認しない
			※ ☐ 規則第3条 に該当する ☐ 該当しない

（注） ※印欄は、記入しないこと。

- 添付書類
- 1 水洗便所改造資金融資借入申請書（第2号様式）
 - 2 排水設備計画確認申請書
 - 3 申請者及び連帯保証人の印鑑証明書各1通
 - 4 申請者及び連帯保証人の市町村税の納税証明書
 - 5 借家又は借地の場合は、各々の所有者の承諾書
 - 6 その他

第2号様式（第6条、第9条関係）

水洗便所改造資金融資借入申請書

年 月 日

（指定金融機関名） 様

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

印

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名）

電 話

水洗便所改造資金融資借入をしたいので申請します。

借入申込額	円	排水設備工事 検査合格年月日	※ 年 月 日
施工場所	津市 町	工事費	※ 円
工事見積額	円	融資決定額	※ 円
水洗便所設置 家屋の所有関係	☐ 自己所有 ☐ 自己居住 ☐ 他人所有 ☐ 他人居住	利 率	年1.0%
職業又は勤務先		償 還 期 間	60月以内
指定工事店名		償 還 方 法	毎月元利均等 分割払い
連 帯 保 証 人	住 所	氏 名	職業又は勤務先
		印	
借入希望 金融機関	金融機関名	支 店 名	口座名義
			口座番号

（注） ※印欄は、記入しないこと。

第 号

上記借入申請書につき申請内容を審査した結果、貸し付けることを適当と認め、水洗便所改造資金のあっせんを決定したので、融資を依頼します。

決定通知日	年 月 日	年 月 日
番 号		津市上下水道事業管理者（氏 名） 印

第3号様式（第7条関係）

水洗便所改造資金融資あっせん可否決定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市上下水道事業管理者 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった水洗便所改造資金融資あっせんについては、津市水洗便所改造資金融資あっせんに関する規程第7条第1項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

融 資 あ っ せ ん の 可 否	決 定	却 下
融 資 あ っ せ ん 予 定 額	円 (確定額は、改造工事完了検査合格後通知します。)	
決 定 の 条 件 又 は 却 下 理 由		

借入手続

融資あっせんの決定を受けた方は、本市が行う改造工事完了検査合格後に送付する水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書（第4号様式）及び水洗便所改造資金融資借入申請書（第2号様式）に、次に掲げる書類等を持参の上、借入を希望された指定金融機関で手続をしてください。

- 1 申請者及び連帯保証人の印鑑証明書 各1通
- 2 印鑑（実印及び銀行届出印）
- 3 借入金額に応じた収入印紙

第4号様式（第9条関係）

水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市上下水道事業管理者 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった水洗便所改造資金融資あっせん額については、津市水洗便所改造資金融資あっせんに関する規程第9条第1項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

設 置 場 所	
融 資 あ っ せ ん 額	円
金 融 機 関 名	

第5号様式（第10条関係）

水洗便所改造資金融資あっせん変更等届出書

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

（〒 ）

住 所

届出人 氏 名



（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名）

電 話

次のとおり変更が生じたので、津市水洗便所改造資金融資あっせんに関する規程第10条の規定により届け出ます。

変 更 等 項 目	(1) 融資受給者又は連帯保証人の住所又は氏名変更 (2) 融資受給者又は連帯保証人の 仮差押え ・ 仮処分 ・ 強制執行 ・ 破産又は競売の申立て (3) 融資受給者又は連帯保証人の死亡 (4) その他（ ）
変 更 等 内 容	
変 更 等 理 由	

（注） 押印は、氏名（法人等の団体にあつては、代表者の氏名）を自署する場合は、省略できます。

津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程をここに公布する。

平成 27 年 4 月 1 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市上下水道事業管理規程第 4 号

津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例（平成 21 年津市条例第 46 号。以下「条例」という。）第 13 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(区域外流入の許可の申請)

第 2 条 条例第 5 条の規定により区域外流入の許可を受けようとする者は、公共下水道事業区域外流入（変更）許可申請書（第 1 号様式。以下「許可申請書」という。）を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(区域外流入の許可)

第 3 条 管理者は、前条の規定による申請により区域外流入を許可したときは、公共下水道事業区域外流入（変更）許可書（第 2 号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

(区域外流入の許可の変更)

第 4 条 区域外流入の許可を受けた者は、区域外流入の許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に許可書を添えて管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

(区域外流入の許可の取消し)

第 5 条 区域外流入の許可を受けた者は、区域外流入の許可の取消しを受けようとするときは、公共下水道事業区域外流入許可取消届（第 3 号様式）に許可書を添えて管理者に提出しなければならない。

(受益地の地積)

第 6 条 条例第 4 条の規定による受益者分担金（以下「分担金」という。）の額の算定の基準となる土地の地積は、公簿によるものとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、その他の方法によることができる。

(分担金の徴収猶予)

第7条 条例第8条に規定する分担金の徴収猶予を受けようとする者は、公共下水道事業区域外流入受益者分担金徴収猶予申請書（第4号様式）を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による提出があったときは、別表第1に基づきその適否を決定し、公共下水道事業区域外流入受益者分担金徴収猶予決定通知書（第5号様式）により申請人に通知するものとする。

(分担金の減免)

第8条 条例第9条第2項に規定する分担金の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする者は、納入の通知を受け取ったとき、又は減免の理由が発生したときは、遅滞なく公共下水道事業区域外流入受益者分担金減免申請書（第6号様式）にその理由を明らかにする書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による提出があったときは、別表第2に基づきその適否を決定し、公共下水道事業区域外流入受益者分担金減免決定通知書（第7号様式）により申請人に通知しなければならない。

(申請その他の手続)

第9条 条例及びこの規程に基づく分担金に係る申請その他の手続については、この規程に定めるもののほか、津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成27年津市上下水道事業管理規程第2号）の例によるものとする。

(身分証明書)

第10条 分担金の賦課及び徴収に従事する職員は、下水道事業受益者分担金徴収職員証（第8号様式）を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規則（平成22年津市規則第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

第1号様式（第2条、第4条関係）

整理番号	
公共下水道事業区域外流入（変更）許可申請書	
年 月 日	
(宛先) 津市上下水道事業管理者	
(〒)	
住 所	
申請者 氏 名	印
電 話	
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所 又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
次のとおり	区域外流入 区域外流入変更 したいので申請します。
受 益 者	住 所 氏 名 印
土 地 所 有 者	住 所 氏 名 印
土 地 の 所 在 地	
地 籍 (m ²)	
登 記 地 目	
現 況	
建 物 の 用 途	
添 付 書 類	(1) 位置図及び地籍図の写し (2) 土地の登記簿謄本 (3) 排水設備の平面図 (4) その他管理者が必要と認める書類 ()

第2号様式（第3条―第5条関係）

整理番号

公共下水道事業区域外流入（変更）許可書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（住 所）

（氏名又は名称） 様

津市上下水道事業管理者（氏 名） 関

年 月 日付けで申請のあった区域外流入
区域外流入変更について、次のとおり
許可します。

受 益 者	住 所 氏 名
土 地 所 有 者	住 所 氏 名
土 地 の 所 在 地	
地 籍 （ m ² ）	
登 記 地 目	
現 況	
建 物 の 用 途	
許 可 条 件	

第3号様式（第5条関係）

整理番号

公共下水道事業区域外流入許可取消届

年 月 日

(宛先) 津市上下水道事業管理者

(〒)

住 所

申請者 氏 名



電 話

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所
又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり区域外流入の取消しを受けたいので、許可書を添えて届けます。

区域外流入許可年月日	年 月 日
許 可 番 号	津市指令（記号番号）
土 地 の 所 在 地	
取消しを受けようとする理由	

第4号様式（第7条関係）

整理番号

公共下水道事業区域外流入受益者分担金徴収猶予申請書

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

（〒 ）

住 所

受益者 氏 名

印

電 話

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所
又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程第7条第1項の規定により、次のとおり公共下水道事業区域外流入受益者分担金の徴収猶予を受けたいので申請します。

申 請 理 由							
猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで						
賦課年度及び期別	年度 期						
土 地 の 所 在	現況 地目	地 積 (㎡)	1㎡当た りの負担 金の額× 地積(円)	戸数割 額(円)			徴収猶予 額(円)

第5号様式（第7条関係）

通知書番号

公共下水道事業区域外流入受益者分担金徴収猶予決定通知書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（住 所）
（氏名又は名称） 様

津市上下水道事業管理者（氏 名） 印

先に申請のあった公共下水道事業区域外流入受益者分担金の徴収猶予について、次のとおり決定しましたので、津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程第7条第2項の規定により通知します。

徴収猶予期間 年 月 日 から 年 月 日まで
条 件 徴収猶予を受けることとなった理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を届け出ること。

決 定 区 分	徴収猶予決定 却下						
却 下 理 由							
猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで						
賦課年度及び期別	年度 期						
土 地 の 所 在	現況 地目	地 積 (㎡)	1㎡当 たりの負担 金の額× 地積(円)	戸数割 額(円)			徴収猶予 額(円)

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第6号様式（第8条関係）

整理番号

公共下水道事業区域外流入受益者分担金減免申請書

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

（〒 ）

住 所

受益者 氏 名

㊟

電 話

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所）
又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程第8条第1項の規定により、次のとおり公共下水道事業区域外流入受益者分担金の減免を受けたいので申請します。

土 地 の 所 在	現況地目	地積（㎡）	減免申請地積（㎡）	備 考

減免の申請理由

第7号様式（第8条関係）

通知書番号

公共下水道事業区域外流入受益者分担金減免決定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（住 所）

（氏名又は名称） 様

津市上下水道事業管理者（氏 名） 印

先に申請のあった公共下水道事業区域外流入受益者分担金の減免について、次のとおり決定しましたので、津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程第8条第2項の規定により通知します。

条 件 減免を受けることとなった理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を届け出ること。

決 定 理 由								
賦課年度及び期別		年 度 期						
土 地 の 所 在	現況地目	地 積 (㎡)	1㎡当 たりの分担 金の額× 地積(円)	戸数割額 (円)	賦課算 定 額 (円)	減 免 率 (%)	減免額 (円)	賦 課 決 定 額 (円)
			(A)	(B)	(A) + (B)		(C)	(A) + (B) - (C)

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第8号様式（第10条関係）

割 印		No. _____
下水道事業受益者分担金 徴収職員証		
写 真	割 印	所 属 _____
		職 名 _____
		氏 名 _____
		生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日
年 月 日交付		
津市上下水道事業管理者（氏 名）印		

9.5cm

6.5cm

注 意

- 1 この証票は、下水道事業受益者分担金の賦課及び徴収に従事する場合は、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証票は、関係人の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。
- 3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

別表第 1（第 7 条関係）

公共下水道事業区域外流入受益者分担金徴収猶予基準表

徴収猶予項目	徴収猶予の期間
災害により土地又は家屋が被害を受けたとき。	3 年間以内
受益者が盗難その他の事故により分担金を納付することが困難なとき。	1 年間以内
受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とするとき。	2 年間以内
係争地	受益者の決定（判定）の日までの期間
管理者が特に必要と認めるもの	管理者が認定する期間

別表第 2（第 8 条関係）

公共下水道事業区域外流入受益者分担金減免基準表

該当する受益者	減額又は免除の対象となる 主な土地等	該当する主な用途	減ずる割合 (%)
国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者	国又は地方公共団体が公用に供する土地	裁判所、警察署、県庁、市役所等庁舎	5 0
		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園	7 5
		警察法務収容施設	7 5
		病院	2 5
	公営住宅用地	県、市営住宅	2 5
	社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業の用に供する土地	社会福祉事務所、授産場、共同浴場、母子寮、保育所、児童福祉会館、老人ホーム等	7 5
	有料の職員宿舍の土地	職員寮、公舎等	2 5
	無料の職員宿舍の土地		それぞれが、附属し

			ている施設 と同じ
国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者		道路、河川、水路、公園、広場等公衆の自由使用に供されるものの	100
国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者	企業用財産となっている土地	国有林野事業特別会計に属する行政財産及び各地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づく企業の用に供している土地	25
上記の受益者のほか、その状況により特に分担金を減額し、又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置するものに係る土地（管理者又は職員等の住居に使用する建物の敷地を除く。）	私立の小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校、幼稚園等	75
	宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条各号に掲げる団体が同条に規定する目的のために使用する土地（管理人等が住居に使用する建物の敷地を除く。）	神社、寺院、教会、修道院、本殿、拝殿、社務所、納骨堂その他境内地	50
		墓地	100
	地方公共団体が設置する社会教育施設用地	公民館、図書館、博物館、青年の家、体育館	50
	消防団が所有する消防用車両器具等の格納に係る土地		100

公道から公道へ通ずる私道		100
停車場その他鉄道用地	鉄道事業用地	25
踏切道及び駅前広場	鉄道事業用地	100
自治会等が所有する集会所 の敷地及びこれに類する敷 地		100
文化財である土地及び建物 並びにその他の工作物の敷 地	文化財保護法（昭和25年法律 第214号）又は三重県文化財 保護条例（昭和32年三重県条 令第72号）若しくは津市文化 財保護条例（平成18年津市条 令第245号）により指定され た文化財及び当該文化財の保護 のための施設の用に供している 土地	100
事業のための土地、物件、労 力又は金銭を提供した受益 者		その都度認 定
その他管理者が特に減免す る必要があると認める土地		その都度認 定

津市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例施行規程をここに公布する。

平成27年4月1日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市上下水道事業管理規程第5号

津市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、津市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例（平成24年津市条例第33号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがない排水施設又は処理施設）

第2条 条例第3条第3号に規定する上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）とする。

(1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの

(2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準

イ 大腸菌が検出されないこと。

ウ 濁度が2度以下であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第4条の3第2項に規定する国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう講ずる措置）

第3条 条例第3条第5号に規定する管理者が別に定める措置は、次項及び第

3 項に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
 - (2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
 - (3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
 - (4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次項及び第3項に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置
- 2 重要な排水施設（地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、若しくは復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設をいう。以下同じ。）及び処理施設の耐震性能は、次に定めるとおりとする。
- (1) レベル1地震動（施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。）に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。
 - (2) レベル2地震動（施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動をいう。）に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。
- 3 重要な排水施設以外の排水施設の耐震性能は、前項第1号に定めるとおりとする。

（排水管内径及び排水渠の断面積の数値）

第4条 条例第4条第1号に規定する管理者が別に定める数値は、排水管内径にあっては100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあっては、

30ミリメートル)とし、排水渠の断面積にあつては5,000平方ミリメートルとする。

(処理施設の構造において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障がないよう講ずる措置)

第5条 条例第5条第2号に規定する管理者が別に定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

(終末処理場の維持管理において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障がないよう講ずる措置)

第6条 条例第7条第6号に規定する管理者が別に定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

津市上下水道事業公告第 1 号

津市水道局が執行する建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）に関する必要な事項について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

なお、この公告は事後審査型入札を執行するに当たっての共通事項を示すものであり、個々の入札に付する事項及び入札参加資格等については、別に公告します。

平成 27 年 4 月 6 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

事後審査型条件付一般競争入札共通事項

1 入札参加者に必要な資格要件

事後審査型入札に参加できる建設業者等は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可（建設コンサルタント等にあつては、それぞれの業務に関し法令の定めるところによる登録）及び同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査（建設コンサルタント等にあつては、上下水道事業管理者が別に定める審査）を受けており、かつ、その審査の基準日の前日までに営業年数が 1 年以上あること。
- (3) 津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (4) 当該対象工事等の業種に応じた技術者を有していること。
- (5) 個別の案件ごとの公告（以下「個別公告」という。）から入札時までの期間において、津市から指名停止等を受けていないこと。
- (6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者（津市から再認定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始を申

し立てた者若しくは決定を受けた者（本市から再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (8) 建設業法その他の法令、規則等に違反していないこと。
- (9) 個別公告において示す参加資格要件を満たしていること。
- (10) その他上下水道事業管理者が事後審査型入札に係る参加業者として不適当であると認める者でないこと。

2 設計書及び設計図書の閲覧等

建設工事等に係る設計書及び設計図書については、個別公告で示す期間、水道総務課等において閲覧に供するほか、当該公告で示す販売店において有償で頒布する。

3 入札参加方法等

- (1) 入札参加者は、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において設計図書等に関する質問がある場合は、個別公告において示す参加資格要件を有する者に限って、期限日までに書面のみにより申し出ることができる。質問に対する回答は、津市ホームページに掲載するものとする。
- (2) 事後審査型入札においては、入札参加のために事前に申請手続きを行うことを要せず、この共通事項及び個別公告において示す参加に係る資格要件を満たす者は、当該公告において示す入札書提出期限までに入札書を提出することにより入札参加できるものとする。
- (3) 入札方法は郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、水道総務課への持参は認めない。
- (4) 封筒は、水道局が配布する郵便入札専用の指定封筒等を使用すること。
- (5) 個別公告で示した入札書提出期限までに日本郵便株式会社津中央郵便局必着とする。

- (6) 宛先

〒514-8799

日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市水道局 水道総務課 宛

- (7) 入札回数は、1回とする。

4 入札書

- (1) 指定様式の入札書に、入札日（開札日）、入札者の住所（所在地）・商号（名称）・代表者氏名・印（入札参加資格審査申請時に提出した使用印

鑑届に押印された印）、入札金額、工事名、工事場所及び落札可能件数を鮮明に表示すること。また、入札金額はアラビア数字で、文字は楷書で記載すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は、指定した封筒等に入れ、開札日時、件名、差出人名を記入の上、3箇所の封印をすること。

5 積算内訳書

- (1) 入札書の入札金額に対応した積算内訳書を必ず提出すること。
- (2) 積算内訳書の合計金額は、必ず入札書の入札金額と同額とすること。
- (3) 積算内訳書は、入札書を提出（郵送）する際に必ず同封すること。
- (4) 積算内訳書の審査を行った結果、不明な点があるときは、さらに詳しい積算明細書等の資料提出及び積算根拠の説明を求めることがある。

6 開札の立会い

開札の立会人を、入札参加者の中から選定する。ただし、選定された立会人が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員に立ち会わせ、開札することができる。

7 開札及び落札候補者の決定

- (1) 開札は、個別公告において示す日時及び場所において行うものとする。
- (2) 開札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の審査のため落札決定を保留し、開札を終了するものとする。
- (3) (2)の落札候補者となるべき者が複数ある場合は、開札立会人によるくじ引きにより、当該複数入札者の落札候補順位を決定する。

8 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。

- (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (4) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (5) 入札者の記名押印のないとき。
- (6) 入札金額を訂正しているとき。
- (7) 入札書の日付がない又は個別公告の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (8) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (9) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (10) 入札保証金の納付がないとき、又は額が不足するとき。
- (11) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (12) 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。
- (13) 入札書が提出期限を過ぎて到着したとき。
- (14) 水道局が配布する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (15) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (16) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (17) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (18) 入札書に記載された金額と積算内訳書に記載された金額が異なるとき。
- (19) 落札候補者となった件数が落札可能件数に達した以後に当該落札候補者が入札をしたとき。
- (20) 開札後に入札参加資格の審査を行った結果、入札参加資格要件を満たさないことが分かったとき。
- (21) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (22) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき。

9 落札可能件数の変更

入札書投函以降、落札可能件数に変更が生じた場合は、「落札可能件数変更届」を提出すること。

10 入札書の書き換え等の禁止

一度提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

11 入札参加資格確認資料の提出

落札候補者となった者は、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申

請書（以下「確認申請書」という。）及び次に掲げる確認資料を水道総務課へ提出するものとする。

(1) 建設工事の場合

- ア 建設業許可証明書等の写し（支店等業者にあつては、支店等が対象業種の建設業許可を有することを証明する書類）
- イ 配置予定の主任（監理）技術者及び現場代理人等との雇用関係を確認するための書類（雇用保険、社会保険被保険者証等の写し）
- ウ 配置予定の主任（監理）技術者の資格者証の写し（実務経験の場合は、実務経験経歴書）
- エ 専任技術者証明書の写し（建設業許可申請時に必要な営業所の専任技術者調書の写し）
- オ 同種工事の施工実績届出書
- カ その他入札参加資格を確認するために個別公告で示した資料

(2) 建設コンサルタント等の場合

- ア 建設コンサルタント等に係る登録を証明する書類
- イ 当該業種における直近決算の営業収入金額が確認できる書類
- ウ 配置予定技術者との雇用関係を確認するための書類（雇用保険、社会保険被保険者証等の写し）
- エ 配置予定技術者の資格証の写し等
- オ 同種業務の履行実績届出書
- カ その他入札参加資格を確認するために個別公告で示した資料

(3) 落札候補者は、提出を求められた日の翌日から起算して2日以内に確認申請書及び確認資料を提出しなければならない。

(4) 落札候補者が提出期限内に確認申請書及び確認資料を提出しない場合、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たしていないものとみなす。

12 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

13 落札者の決定

- (1) 落札候補者から提出された確認申請書及び確認資料を審査した結果、入札参加資格要件を満たしていることを確認したときは、当該落札候補者を落札者と決定する。
- (2) (1)の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者のした入札を無効とし、次に低い価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、適格者が現れるまで順次審査を行うものとし、その過程において、同価格の入札をした者が複数ある場合は、別に指定する日時及び場所においてくじ引きを行い、落札候補者の順位を決定する。この場合において、くじ引きを代理人が行う場合は、委任状を提出しなければならない。
- (3) 入札参加資格要件の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知するものとする。
- (4) (3)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に書面により決定理由について説明を求めることができる。
- (5) (4)の説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して4日以内に回答書により回答するものとする。

14 入札保証金

入札の際に入札価格の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第15条第1項各号のいずれかに該当する場合及びあらかじめ個別公告においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

15 契約保証金

- (1) 契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。
- (2) 津市建設工事執行規則（平成18年津市規則第41号）第12条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

16 予定価格

予定価格は、個別公告において明らかにする。

17 最低制限価格

最低制限価格の設定については、個別公告において明らかにする。

18 入札の中止等

- (1) 事後審査型入札への参加に係る業者等が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等公正な入札の執行を確保することができないと認めるときは、当該事後審査型入札を延期、中止等の措置をとることがある。
- (2) 天災その他やむを得ない事由により入札（開札）を行うことができないと認めるときは、入札（開札）を中止することがある。
- (3) 入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用、郵送に係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。

19 異議申立て等

入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

20 期限の特例

この共通事項において示す期限については、津市の休日を定める条例（平成18年津市条例第14号）第3条の規定を準用する。

津市上下水道事業公告第 2 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 27 年 4 月 6 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成27年4月6日		工 事 担 当 課	工務課
工 事 名	平成27年度 工務第3号 栗真町屋町地内配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 栗真町屋町		地内	
工 事 概 要	配水管布設工 D I P φ75mm L=17.0m 配水管布設工 P P φ50mm L=6.0m 仕切弁設置工 φ75mm～φ50mm N=4箇所			
工 期	契約締結の日から 平成27年8月7日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請として、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成27年4月27日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札情報（水道局）」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成27年4月27日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL 059(228)9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成27年4月15日 午後5時まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成27年4月22日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階） FAX 059-237-5819		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成27年4月27日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成27年4月30日 午前9時00分 津市水道局2階 入札室			
予 定 価 格	3,181,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・技術者要件欄に記載した津市発注工事とは、水道局又は調達契約課発注工事で担当課執行分を除く。 ・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（NS形口径450mm以下）又は铸铁管製造メーカーの配管技能講習会（NS形口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成27年4月6日		工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成27年度 工務第6号 主要地方道久居河芸線道路交通安全対策事業に伴う河辺町地内配水管移設工事(本設)				
工 事 場 所	津市 河辺町		地内		
工 事 概 要	配水管布設工 D I P φ500mm L=1.6m 配水管布設工 D I P φ300mm L=27.9m 仕切弁設置工 φ300mm～φ100mm N=2箇所 舗装本復旧工 A=142m ²				
工 期	契約締結の日から 平成27年8月31日 まで				
発 注 業 種	土木一式(配水管工事)				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請として、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成27年4月27日 まで			
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札情報(水道局)」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成27年4月27日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL 059(228)9811			
設計図書等に関する質問	提出期限	平成27年4月15日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成27年4月22日 ホームページにて回答			
	提 出 先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX 059-237-5819			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成27年4月27日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成27年4月30日 午前9時15分 津市水道局2階 入札室				
予 定 価 格	9,000,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・技術者要件欄に記載した津市発注工事とは、水道局又は調達契約課発注工事で担当課執行分を除く。 ・水道局が指定する講習会等とは、口径500mm以上の配水管布設工事については、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会大口径管、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(NS形口径500mm以上)又は鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会(NS形口径500mm以上)をいい、口径450mm以下の配水管布設工事については、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会I、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(NS形口径450mm以下)又は鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会(NS形口径450mm以下)をいう。この工事は、それぞれの講習会等を修了した者が必要。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成27年4月6日		工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成27年度 工務第8号 美里町家所地内送水管及び配水管移設工事（仮設及び本設）				
工 事 場 所	津市 美里町家所		地内		
工 事 概 要	送水管布設工 D I P φ150mm L=2.4m 仮設管布設工 D I P φ150mm L=53.4m 配水管布設工 D I P φ100mm L=0.3m 仮設管布設工 S G P-V A φ100mm L=59.3m 配水管布設工 D I P φ75mm L=45.3m 不断水仕切弁設置工 φ200mm N=2箇所 仕切弁設置工 φ150mm～φ75mm N=8箇所 不断水仕切弁設置工 φ125mm N=1箇所 消火栓設置工 単口地下式 N=1箇所 不断水仕切弁設置工 φ75mm N=2箇所				
工 期	契約締結の日から 平成27年7月31日 まで				
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】B・A1・A2	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請として、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成27年4月27日 まで			
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札情報（水道局）」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成27年4月27日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL 059(228)9811			
設計図書等に関する質問	提出期限	平成27年4月15日 午後5時まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成27年4月22日 ホームページにて回答			
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階） FAX 059-237-5819			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成27年4月27日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成27年4月30日 午前9時30分 津市水道局2階 入札室				
予 定 価 格	13,704,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、 事後審査型条件付一般競争入札共通事項 のとおりとする。 ・技術者要件欄に記載した津市発注工事とは、水道局又は調達契約課発注工事で担当課執行分を除く。 ・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（NS形口径450mm以下）又は铸铁管製造メーカーの配管技能講習会（NS形口径450mm以下）をいう。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成27年4月6日		工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成27年度 工務第11号 一志町大仰地内配水管撤去工事				
工 事 場 所	津市 一志町大仰		地内		
工 事 概 要	配水管撤去工 V P φ 125mm L = 460.0m				
工 期	契約締結の日から 平成27年6月30日 まで				
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】 久居・一志	【地区】 一志	【格付】 B・A1・A2	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】 久居・一志	【地区】 久居・白山	【格付】 B	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成27年4月27日 まで			
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札情報（水道局）」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成27年4月27日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL 059(228)9811			
設計図書等に関する質問	提 出 期 限	平成27年4月15日 午後5時まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成27年4月22日 ホームページにて回答			
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階） FAX 059-237-5819			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成27年4月27日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成27年4月30日 午前9時45分 津市水道局2階 入札室				
予 定 価 格	7,733,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・技術者要件欄に記載した津市発注工事とは、水道局又は調達契約課発注工事で担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成27年4月6日		工 事 担 当 課	浄水課
工 事 名	平成27年度 浄水第7号 片田浄水場1号導水ポンプ修繕			
工 事 場 所	津市 片田志袋町		地内	
工 事 概 要	1号導水ポンプ取替 水中ポンプ φ200mm×3.74m ³ /min×19kw×1台			
工 期	契約締結の日から 平成27年10月30日 まで			
発 注 業 種	機械器具設置			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（愛知県、岐阜県、三重県）内本店又は支店等		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間に於いて官公庁等が発注した工事（修繕を含む）で、元請として上水道施設のポンプの製作又は据付の実績を有する者であること		
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（津市発注工事における専任配置）	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件	年平均完成工事高を有すること（審査基準日 平成24年10月1日～平成25年9月30日）			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成27年4月27日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札情報（水道局）」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成27年4月27日 まで		
	販 売 店	（有）オグラ 津市垂水2870番地の20 TEL 059(228)9811		
設計図書等に関する質問	提 出 期 限	平成27年4月15日 午後5時まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成27年4月22日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階） F A X 0 5 9 - 2 3 7 - 5 8 1 9		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成27年4月27日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成27年4月30日 午前10時00分 津市水道局 2階 入札室			
予 定 価 格	2,369,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	無			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・技術者要件欄に記載した津市発注工事とは、水道局又は調達契約課発注工事で担当課執行分を除く。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ・工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成27年4月6日		業 務 担 当 課	工務課	
業 務 名	平成27年度 工務第9号 大里山室町地内水管橋詳細設計業務委託				
業 務 場 所	津市 大里山室町		地内		
業 務 概 要	水管橋詳細設計 橋梁添架形式 N=1橋				
期 間	契約締結の日から 平成27年8月28日 まで				
発 注 業 種	土木関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業 種	土木関係コンサルタント	部 門	上水道及び工業用水道
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店又は市内支店等			
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
		市内支店等	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件	過去10年間に於いて官公庁等が発注した業務で、浄水施設又は配水施設の設計業務の実績を有する者であること			
	技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者(津市発注業務における専任配置)		
		照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成27年4月27日 まで			
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札情報(水道局)」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成27年4月27日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL 059(228)9811			
設計図書等に関する質問	提 出 期 限	平成27年4月15日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成27年4月22日 ホームページにて回答			
	提 出 先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX 059-237-5819			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成27年4月27日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成27年4月30日 午前10時15分 津市水道局 2階 入札室				
予 定 価 格	3,850,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・技術者要件欄に記載した津市発注業務とは、水道局又は調達契約課発注業務で担当課執行分を除く。 ・同種業務実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成27年4月6日		業 務 担 当 課	工務課		
業 務 名	平成27年度 工務第14号 二級河川相川河川改修(新相川橋)事業に伴う水管橋詳細設計業務委託					
業 務 場 所	津市 藤方及び高茶屋小森上野町		地内			
業 務 概 要	配水管詳細設計 大口径、開削 L=200.0m 水管橋詳細設計 パイプビーム形式 N=5橋					
期 間	契約締結の日から 平成27年10月5日 まで					
発 注 業 種	土木関係コンサルタント					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業 種	土木関係コンサルタント		部 門	上水道及び工業用水道
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
		市内支店等	営業収入金額を有すること			
	同種業務 実績要件	過去10年間に於いて官公庁等が発注した業務で、浄水施設又は配水施設の設計業務の実績を有する者であること				
	技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者(津市発注業務における専任配置)			
		照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成27年4月27日 まで				
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札情報(水道局)」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成27年4月27日 まで				
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL 059(228)9811				
設計図書等に関する質問	提 出 期 限	平成27年4月15日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成27年4月22日 ホームページにて回答				
	提 出 先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX 059-237-5819				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成27年4月27日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成27年4月30日 午前10時30分 津市水道局 2階 入札室					
予 定 価 格	16,160,000 円 (税抜き)					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・技術者要件欄に記載した津市発注業務とは、水道局又は調達契約課発注業務で担当課執行分を除く。 ・同種業務実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成27年4月6日		業 務 担 当 課	浄水課	
業 務 名	平成27年度 浄水第8号 三雲浄水場配水ポンプ設備改修工事に係る詳細設計業務委託				
業 務 場 所	松阪市甚目町		地内		
業 務 概 要	配水ポンプ設備改修工事の詳細設計業務委託 配水ポンプ 3台 配水ポンプ盤 3台 天井走行クレーン 1台 電気室改修 1式				
期 間	契約締結の日から 平成27年10月30日 まで				
発 注 業 種	土木関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業 種	土木関係コンサルタント	部 門	上水道及び工業用水道
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店又は市内支店等			
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
		市内支店等	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件	過去10年間に於いて官公庁等が発注した業務で、上水道施設における日量12,000m3以上の配水ポンプ設備の設計業務の実績を有する者であること			
	技術者要件	管理技術者	同業種（同部門）に係る技術士（津市発注業務における専任配置）		
		照査技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成27年4月27日 まで			
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札情報（水道局）」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成27年4月27日 まで			
	販 売 店	（有）オグラ 津市垂水2870-20 TEL 059(228)9811			
設計図書等に関する質問	提 出 期 限	平成27年4月15日 午後5時まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成27年4月22日 ホームページにて回答			
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階） FAX 059-237-5819			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成27年4月27日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成27年4月30日 午前10時45分 津市水道局 2階 入札室				
予 定 価 格	19,050,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・技術者要件欄に記載した津市発注業務とは、水道局又は調達契約課発注業務で担当課執行分を除く。 ・同種業務実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成27年4月6日		業 務 担 当 課	工務課		
業 務 名	平成27年度 工務第7号 水道管布設工事に係る設計図作成業務委託					
業 務 場 所	津市 内各所					
業 務 概 要	管路設計1.0m当たりの単価契約 予定管路総延長 13,225m					
期 間	契約締結の日から 平成28年3月28日 まで					
発 注 業 種	測量					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業種	測量		部門	測量一般
		測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店				
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	測量一般に関する営業収入金額を有すること			
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	測量士（津市発注業務における専任配置）			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成27年4月27日 まで				
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札情報（水道局）」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成27年4月27日 まで				
	販 売 店	（有）オグラ 津市垂水2870-20 TEL 059(228)9811				
設計図書等に関する質問	提 出 期 限	平成27年4月15日 午後5時まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	平成27年4月22日 ホームページにて回答				
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階） FAX 059-237-5819				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	平成27年4月27日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成27年4月30日 午前11時00分 津市水道局 2階 入札室					
予 定 価 格	1m当たり 1,760 円（税抜き）					
最低制限価格	有（本件に限り、1円未満は切り捨て。）					
入札保証金	免 除					
契約保証金	免 除					
前 金 払	無					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・技術者要件欄に記載した津市発注業務とは、水道局又は調達契約課発注業務で担当課執行分を除く。					

津市上下水道事業公告第3号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年津市条例第202号）第5条第1項の規定により平成27年度に負担金（分担金）を賦課しようとする区域を次のとおり定めましたので、公告します。

平成27年4月9日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

負担金（分担金）を賦課する区域

橋内東部第2処理分区第6負担区（高洲町の一部）900.00平方メートル、津第1処理分区第2負担区（雲出伊倉津町の一部）5,157.04平方メートル、津第1処理分区第3負担区（雲出本郷町の一部）2,628.65平方メートル、津第3-1処理分区第1負担区（高茶屋小森町の一部）13,815.35平方メートル、津第3-2処理分区第2負担区（高茶屋一丁目の一部、高茶屋小森町の一部）14,797.56平方メートル、津第5処理分区第1負担区（津興の一部）838.14平方メートル、津第5処理分区第2負担区（大園町の一部、津興の一部）5,586.74平方メートル、津第5処理分区第3負担区（垂水の一部、大字岩田の一部、津興の一部、藤方の一部、半田の一部）49,937.14平方メートル、津第5処理分区第4負担区（垂水の一部、藤方の一部、半田の一部）46,418.73平方メートル、津第5処理分区第5負担区（垂水の一部）1,561.28平方メートル、中央第1負担区（久居野口町の一部）349.99平方メートル、北部負担区（久居桜が丘町の一部、久居小野辺町の一部、久居野村町の一部）12,060.93平方メートル、南部負担区（久居元町の一部）2,576.51平方メートル、芸濃町棕本処理区（芸濃町棕本の一部）24,122.93平方メートル、一志第2処理分区第1分担区（一志町井関の一部）22,709.54平方メートル、一志第3-3処理分区第1分担区（一志町高野の一部）18,042.92平方メートル、一志町第3-1処理分区負担区（一志町高野の一部、一志町八太の一部）3,861.12平方メートル。

津市選挙管理委員会告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成27年津市選挙管理委員会告示第38号は廃止する。

平成27年4月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

- 1 50分の1の数 4, 563人
- 2 6分の1の数 38, 019人
- 3 3分の1の数 76, 038人

津市選挙管理委員会告示第50号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により、平成27年4月18日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので、同法第23条第2項の規定により告示する。

平成27年4月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

縦覧の場所	津市西丸之内23番1号 津市本庁舎8階 津市選挙管理委員会事務局
-------	-------------------------------------

平成２７年４月１２日執行の三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第４９条の７により読み替えて適用される同令第２５条の規定により告示する。

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

職務を行うべき日	辞任する者	新たに選任する者
4月3日	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 若浪 常	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 山原 敏昭

職務を行 うべき日	辞任する者	新たに選任する者
4月5日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 中村 覚	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 家田 友紀

津市選挙管理委員会告示第52号

平成27年4月26日執行予定の津市長選挙における候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定めたので公職選挙事務取扱規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第1号）第69条の規定により告示する。

平成27年4月2日

津市選挙管理委員会

委員長 坂 口 賢 次

提出すべき場所 津市西丸之内23番1号 津市本庁舎8階
大会議室A

津市選挙管理委員会告示第53号

平成27年4月26日執行予定の津市長選挙における投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月2日

津市選挙管理委員会

委員長 坂 口 賢 次

投票所を開く時間 午前7時

投票所を閉じる時間 午後7時

津市選挙管理委員会告示第54号

平成27年4月26日執行予定の津市長選挙について、津市議会の議員及び津市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（平成18年津市条例第4号）第2条第1項に規定するポスター掲示場に、ポスターを掲示することができる日を次のとおり告示する。

平成27年4月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

掲示することができる日 平成27年4月19日

津市選挙管理委員会告示第55号

平成27年4月26日執行予定の津市長選挙における不在者投票の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所を次のとおり定める。

平成27年4月2日

津市選挙管理委員会

委員長 坂 口 賢 次

交付場所	交付できる選挙人が登載されている選挙人名簿の投票区
津市本庁舎8階 大会議室B	第1～第120投票区
津市河芸庁舎1階 防災研修室	第1～第120投票区
津市芸濃庁舎2階 防災会議室	第1～第120投票区
津市美里庁舎1階 会議室	第1～第120投票区
津市安濃庁舎2階 会議室1・2	第1～第120投票区
津市久居庁舎1階 1A会議室	第1～第120投票区
津市香良洲公民館1階 大会議室	第1～第120投票区
津市一志庁舎1階 住民活動室	第1～第120投票区
津市白山庁舎2階 203会議室	第1～第120投票区

津市選挙管理委員会告示第56号

平成27年4月26日執行予定の津市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙公報発行に関する規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第7号）第6条第2項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

平成27年4月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

- 1 くじを行う日時 平成27年4月19日 午後5時30分
- 2 くじを行う場所 津市西丸之内23番1号 津市本庁舎8階
大会議室A

津市選挙管理委員会告示第 57 号

平成 27 年 4 月 26 日執行予定の津市長選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項及び第 5 項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成 7 年三重県選挙管理委員会告示第 5 号）第 85 条の規定により告示する。

平成 27 年 4 月 2 日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

- 1 くじを行う日時 平成 27 年 4 月 19 日 午後 5 時 30 分
- 2 くじを行う場所 津市西丸之内 23 番 1 号 津市本庁舎 8 階
大会議室 A

津市選挙管理委員会告示第58号

平成27年5月12日執行予定の津市波瀬財産区議会議員選挙における候補者届等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定めたので告示する。

平成27年4月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

提出すべき場所 津市一志町波瀬4332番地2
津市波瀬出張所

津市選挙管理委員会告示第59号

平成27年5月12日執行予定の津市波瀬財産区議会議員選挙における不在者投票の投票用紙等の交付場所を次のとおり定める。

平成27年4月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

交付場所 津市一志町波瀬4332番地2
津市波瀬出張所

津市選挙管理委員会告示第60号

平成27年5月12日執行予定の津市波瀬財産区議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示における掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選管告示第5号）第85条の規定により告示する。

平成27年4月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

- 1 くじを行う日時 平成27年5月7日 午後5時30分
- 2 くじを行う場所 津市西丸之内23番1号 津市本庁舎8階
津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第61号

平成27年5月12日執行予定の津市波瀬財産区議会議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録に関して、次のとおり定めたので、公職選挙施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成27年4月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

1 被登録資格の決定の基準となる日

平成27年5月6日（年齢については、平成27年5月12日とする。）

2 登録を行う日

平成27年5月6日

3 縦覧に供する期間

平成27年5月7日

津市選挙管理委員会告示第62号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により平成27年5月6日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので、同法第23条第2項の規定により告示する。

平成27年4月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

縦覧の場所 津市西丸之内23番1号 津市本庁舎8階
津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第63号

平成27年4月12日執行の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第1項の規定により告示する。

平成27年4月3日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

別紙のとおり

地域	投票区	投票所名称・施設	所在地
津	1	旧津市社会福祉センター	津市 丸之内27番10号
	2	津市立養正小学校	津市 丸之内養正町14番1号
	3	津市相愛保育園	津市 相生町77番地
	4	津市立敬和小学校	津市 中河原445番地
	5	津市敬和公民館	津市 寿町21番22号
	6	津市橋南会館	津市 柳山津興1535番地27
	7	津市阿漕塚記念館	津市 柳山津興622番地
	8	津市立育生小学校	津市 下弁財町津興1350番地
	9	津市立橋南中学校	津市 上弁財町津興2537番地4
	10	セントヨゼフ女子学園	津市 半田1330番地
	11	津市橋南公民館	津市 幸町18番22号
	12	津工会館	津市 半田142番地
	13	津市立新町小学校	津市 八町三丁目3番1号
	14	津市立西橋内中学校	津市 東古河町7番1号
	15	三重大学附属幼稚園	津市 観音寺町523番地
	16	三重県栄町庁舎（旧三重県民サービスセンター）	津市 栄町一丁目954番地
	17	津市立南立誠小学校	津市 桜橋二丁目39番地
	18	津市アストプラザ	津市 羽所町700番地
	19	津市津西会館	津市 一身田上津部田1355番地5
	20	津市立西が丘小学校	津市 長岡町800番地437
	21	上浜団地集会所	津市 上浜町四丁目49番地
	22	津市立北立誠小学校	津市 江戸橋一丁目30番地
	23	津市立雲出幼稚園	津市 雲出本郷町1165番地
	24	津市城山会館	津市 城山二丁目20番3号
	25	津市南郊公民館	津市 高茶屋三丁目25番6号
	26	三重県工業研究所	津市 高茶屋五丁目5番45号
	27	三重県立津高等技術学校	津市 高茶屋小森町1176番地2
	28	津市立藤水小学校	津市 藤方1627番地
	29	津市南が丘会館	津市 垂水2882番地1
	30	津市立南が丘小学校	津市 垂水2538番地1
	31	津市立神戸小学校	津市 神戸332番地1
	32	泉ヶ丘集会所	津市 野田21番地792
	33	津市立片田小学校	津市 片田井戸町22番地
	34	津市立櫛形小学校	津市 分部1211番地1
	35	津市立安東小学校	津市 納所町245番地
	36	緑の街集会所	津市 河辺町3511番地7
	37	津市立一身田小学校	津市 一身田大古曽355番地
	38	津市一身田公民館	津市 一身田町293番地3
	39	豊野会館	津市 一身田豊野1406番地479
	40	町屋会館	津市 栗真町屋町714番地1
	41	津市栗真保育園	津市 栗真小川町274番地
	42	津市白塚公民館	津市 白塚町5205番地
	43	津市白塚市民センター	津市 白塚町2111番地
	44	白塚団地第2自治会集会所	津市 白塚町58番地15
	45	津市立大里小学校	津市 大里窪田町1821番地
	46	津市高野尾転作促進技術研修所	津市 高野尾町5417番地
	47	津市立豊が丘会館	津市 豊が丘二丁目1番1号

地域	投票区	投票所名称・施設	所在地
河芸	48	中別保公民館	津市 河芸町中別保2034番地3
	49	津市立豊津小学校	津市 河芸町一色1680番地
	50	津市立上野小学校	津市 河芸町上野2963番地
	51	東千里公民館	津市 河芸町東千里759番地
	52	津市立千里ヶ丘小学校	津市 河芸町千里ヶ丘13番地
	53	津市立黒田小学校	津市 河芸町北黒田109番地1
	54	南黒田公民館	津市 河芸町南黒田442番地1
	55	三行地区農業構造改善センター	津市 河芸町三行1228番地1
芸濃	56	津市芸濃総合文化センター	津市 芸濃町棕本6824番地
	57	津市立明小学校	津市 芸濃町林325番地
	58	旧安西小学校	津市 芸濃町北神山310番地
	59	津市雲林院福祉会館	津市 芸濃町雲林院1019番地
	60	津市落合の郷	津市 芸濃町河内900番地
美里	61	津市美里ふるさと資料館	津市 美里町北長野1445番地
	62	津市立高宮公民館	津市 美里町足坂560番地2
	63	津市立みさと幼稚園	津市 美里町家所2054番地
安濃	64	津市草生公民館	津市 安濃町草生4249番地1
	65	津市村主公民館	津市 安濃町連部69番地1
	66	津市安濃公民館	津市 安濃町内多3653番地
	67	津市明合公民館	津市 安濃町粟加978番地
久居	68	久居総合福祉会館	津市 久居東鷹跡町20番地2
	69	津市立誠之小学校	津市 久居西鷹跡町424番地
	70	津市立成美小学校	津市 久居新町737番地
	71	津市立立成小学校	津市 久居野村町560番地
	72	久居さくらが丘集会所	津市 久居桜が丘町1813番地5
	73	津市密柑山幼稚園	津市 久居北口町554番地2
	74	津市北部保育園	津市 久居北口町859番地3
	75	津市元町地区集会所	津市 久居元町2099番地2
	76	津市須ヶ瀬構造改善センター	津市 須ヶ瀬町1610番地7
	77	木造区集会所	津市 木造町1581番地
	78	津市桃園情報センター	津市 新家町1365番地5
	79	津市こべき保育園	津市 久居元町2314番地17
	80	津市立戸木小学校	津市 戸木町880番地
	81	津市七栗産業会館	津市 庄田町517番地1
	82	津市立栗葉幼稚園	津市 森町284番地1
	83	一色公会所	津市 久居一色町766番地2
	84	下稲葉公会所	津市 稲葉町200番地
	85	上稲葉ふれあい会館	津市 稲葉町2764番地1
	86	津市榊原農民研修所	津市 榊原町5104番地
	87	津市下村教育集会所	津市 榊原町8161番地2
	88	寺野垣内集会所	津市 榊原町4696番地1
	89	津市榊原上教育集会所	津市 榊原町10295番地1
香良洲	90	津市香良洲公民館	津市 香良洲町1876番地1
	91	津市立香海中学校	津市 香良洲町128番地

地域	投票区	投票所名称・施設	所在地
一志	92	井生公会所	津市 一志町井生2691
	93	津市大井公民館	津市 一志町大仰217番地1
	94	井関公会所	津市 一志町井関1550
	95	津市波瀬ふれあい会館	津市 一志町波瀬2232番地2
	96	室の口公民館	津市 一志町波瀬6401番地8
	97	津市川合文化会館	津市 一志町八太420番地4
	98	津市庄村集会所	津市 一志町庄村244番地1
	99	津市高岡老人憩いの家	津市 一志町高野1321番地1
	100	津市一志高岡公民館	津市 一志町田尻605番地2
	101	津市一志体育館	津市 一志町高野160番地728
	102	津市小山集会所	津市 一志町小山401番地1
	103	虹が丘集会所	津市 一志町虹が丘5番地7
白山	104	津市元取公民館	津市 白山町城立305番地
	105	津市立家城小学校	津市 白山町南家城647番地
	106	津市立川口小学校	津市 白山町川口1991番地
	107	津市大三農村集落多目的共同利用施設	津市 白山町二本木1001番地253
	108	津市三ヶ野集会所	津市 白山町三ヶ野2773番地1
	109	津市倭公民館	津市 白山町中ノ村581番地
	110	津市八ツ山農村集落多目的共同利用施設	津市 白山町八対野994番地1
美杉	111	津市竹原多目的集会所	津市 美杉町竹原2821番地
	112	津市美杉総合文化センター	津市 美杉町八知5580番地2
	113	津市太郎生多目的集会所	津市 美杉町太郎生2120番地
	114	下太郎生中農業集落多目的集会所	津市 美杉町太郎生4473番地3
	115	津市伊勢地地域住民センター	津市 美杉町石名原1681番地
	116	津市八幡地域住民センター	津市 美杉町奥津1288番地8
	117	津市美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」	津市 美杉町川上3372番地
	118	津市丹生俣多目的集会所	津市 美杉町丹生俣1360番地2
	119	津市多気地域住民センター	津市 美杉町上多気1031番地
	120	津市下之川地域住民センター	津市 美杉町下之川6115番地

津市選挙管理委員会告示第64号

平成27年4月12日執行の三重県議会議員選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定による読み替え後の第41条第1項の規定により告示する。

平成27年4月3日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

期日前 投票所名	期日前投票所を 設ける期間	期日前投票所の場所	投票できる選挙人が登録されて いる選挙人名簿の投票区
第1期日前 投票所	平成27年4月4日 から同年4月11日まで	津市本庁舎8階 大会議室B	第1～第120投票区
第2期日前 投票所	平成27年4月4日 から同年4月11日まで	津市河芸庁舎1階 防災研修室	第1～第120投票区
第3期日 前投票所	平成27年4月4日 から同年4月11日まで	津市芸濃庁舎2階 防災会議室	第1～第120投票区
第4期日前 投票所	平成27年4月4日 から同年4月11日まで	津市美里庁舎1階 会議室	第1～第120投票区
第5期日前 投票所	平成27年4月4日 から同年4月11日まで	津市安濃庁舎2階 会議室1・2	第1～第120投票区
第6期日前 投票所	平成27年4月4日 から同年4月11日まで	津市久居庁舎1階 1A会議室	第1～第120投票区
第7期日前 投票所	平成27年4月4日 から同年4月11日まで	津市香良洲公民館1階 大会議室	第1～第120投票区
第8期日前 投票所	平成27年4月4日 から同年4月11日まで	津市一志庁舎1階 住民活動室	第1～第120投票区
第9期日前 投票所	平成27年4月4日 から同年4月11日まで	津市白山庁舎2階 203会議室	第1～第120投票区
第10期日前 投票所	平成27年4月4日 から同年4月11日まで	津市美杉総合文化センター 会議室1	第1～第120投票区

津市選挙管理委員会告示第65号

平成27年4月12日執行の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における津市開票区の開票の場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により告示する。

平成27年4月3日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

- 1 開票の場所 津市安濃中央総合公園内体育館
- 2 開票の日時 平成27年4月12日 午後9時30分から

津市選挙管理委員会告示第66号

平成27年4月12日執行の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における開票管理者及び開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第68条の規定により告示する。

平成27年4月3日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

1 開票管理者

住 所 ○○○○○○○○○○
氏 名 坂 口 賢 次

2 開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住 所 ○○○○○○○○○○
氏 名 鈴 木 捷 功

津市選挙管理委員会告示第67号

平成27年4月12日執行の三重県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7により読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

平成27年4月3日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

別紙のとおり

第1期日前投票所

立ち会う日	住 所	氏 名	所属党派	住 所	氏 名	所属党派
4月4日		川原林 哲也	無所属		佐脇 吉直	無所属
4月5日		吉田 光雄	無所属		田中 義二	無所属
4月6日		炭谷 拓治	無所属		川原林 洋子	無所属
4月7日		伊藤 正	無所属		東村 和子	無所属
4月8日		高尾 君子	無所属		佐脇 吉直	無所属
4月9日		村崎 秋見	無所属		高山 武子	無所属
4月10日		炭谷 拓治	無所属		阪 富子	無所属
4月11日		川原林 洋子	無所属		川治 隆子	無所属

第2期日前投票所

立ち会う日	住 所	氏 名	所属党派	住 所	氏 名	所属党派
4月4日		樋廻 孝子	無所属		宮本 正司	無所属
4月5日		吉田 道明	無所属		杉本 行男	無所属
4月6日		岡野 ツヤ子	無所属		池田 由美子	無所属
4月7日		中西 弘子	無所属		藤枝 和子	無所属
4月8日		岡 正調	無所属		宮本 正司	無所属
4月9日		長井 喜久	無所属		樋廻 孝子	無所属
4月10日		岡野 ツヤ子	無所属		池田 由美子	無所属
4月11日		中西 弘子	無所属		藤枝 和子	無所属

第3期日前投票所

立ち会う日	住 所	氏 名	所属党派	住 所	氏 名	所属党派
4月4日		長谷川 幸男	無所属		伊藤 三男	無所属
4月5日		吉川 創	無所属		宮本 正史	無所属
4月6日		吉田 忠良	無所属		近澤 音美	無所属
4月7日		伊藤 三男	無所属		柴田 秀子	無所属
4月8日		竹尾 泰	無所属		宮本 正史	無所属
4月9日		横山 和俊	無所属		柴田 秀子	無所属
4月10日		伊藤 三男	無所属		林 重一	無所属
4月11日		佐藤 恵子	無所属		片岡 正春	無所属

第4期日前投票所

立ち会う日	住 所	氏 名	所属党派	住 所	氏 名	所属党派
4月4日		小森 勝則	無所属		吉川 郁子	無所属
4月5日		福西 美恵	無所属		川井 綾子	無所属
4月6日		川口 幸治	無所属		泉 道雄	無所属
4月7日		吉川 一生	無所属		森川 一正	無所属
4月8日		小森 勝則	無所属		久家 春海	無所属
4月9日		今瀬 青佳	無所属		野田 眞嗣	無所属
4月10日		行岡 明弘	無所属		吉川 郁子	無所属
4月11日		福西 美恵	無所属		小宮 正充	無所属

第5期日前投票所

立ち会う日	住 所	氏 名	所属党派	住 所	氏 名	所属党派
4月4日		中尾 輝夫	無所属		小宮 貞則	無所属
4月5日		岡山 八十	無所属		重松 一親	無所属
4月6日		紀平 正一	無所属		濱田 昌宏	無所属
4月7日		落合 一生	民主党		伊嶋 三男	無所属
4月8日		前田 和巳	無所属		中川 克哉	無所属
4月9日		村山 好昭	自由民主党		村越 洋	無所属
4月10日		稲田 英夫	無所属		濱田 昌宏	無所属
4月11日		宇陀 勉	無所属		横山 君雄	無所属

第6期日前投票所

立ち会う日	住 所	氏 名	所属党派	住 所	氏 名	所属党派
4月4日		大田 恵子	無所属		柴田 房子	無所属
4月5日		垣野 よね子	無所属		山田 好子	無所属
4月6日		星合 美智子	無所属		三井 昌子	無所属
4月7日		市場 ひさ子	無所属		波多野 律子	無所属
4月8日		市川 敦子	無所属		中桐 幸子	無所属
4月9日		大井 廣子	無所属		伊藤 美智	無所属
4月10日		前野 深雪	無所属		伊藤 美智	無所属
4月11日		大田 恵子	無所属		坂井 幸子	無所属

第7期日前投票所

立ち会う日	住 所	氏 名	所属党派	住 所	氏 名	所属党派
4月4日		山本 容江	無所属		奥野 ひとみ	無所属
4月5日		奥野 ひとみ	無所属		南出 美智代	無所属
4月6日		東海 はる美	無所属		奥村 節子	無所属
4月7日		東海 はる美	無所属		奥村 節子	無所属
4月8日		竹田 朋代	無所属		高山 純子	自由民主党
4月9日		後藤 裕子	無所属		奥野 ひとみ	無所属
4月10日		高山 純子	自由民主党		高山 恒子	無所属
4月11日		奥野 ひとみ	無所属		南出 美智代	無所属

第8期日前投票所

立ち会う日	住 所	氏 名	所属党派	住 所	氏 名	所属党派
4月4日		平山 僖枝子	無所属		山本 美也子	無所属
4月5日		野垣内 教子	無所属		田中 育良	無所属
4月6日		飯田 恭子	無所属		林 富美子	無所属
4月7日		田中 幸雄	無所属		山本 美也子	無所属
4月8日		野垣内 教子	無所属		田中 育良	無所属
4月9日		飯田 恭子	無所属		林 富美子	無所属
4月10日		平山 僖枝子	無所属		篠田 忠廣	無所属
4月11日		野垣内 教子	無所属		田中 幸雄	無所属

第9期日前投票所

立ち会う日	住 所	氏 名	所属党派	住 所	氏 名	所属党派
4月4日		川井 要美	無所属		坂下 愛子	無所属
4月5日		楠滝 烈	無所属		藤谷 さえ子	無所属
4月6日		鳥屋尾 健一	無所属		長谷川 直道	無所属
4月7日		小林 洋之	無所属		脇田 智加子	無所属
4月8日		永岡 矢太郎	無所属		服部 洋子	無所属
4月9日		藤田 仁	自由民主党		柿本 操	無所属
4月10日		山本 義男	無所属		竹森 正迪	無所属
4月11日		中嶋 忠男	無所属		坂下 愛子	無所属

第10期日前投票所

立ち会う日	住 所	氏 名	所属党派	住 所	氏 名	所属党派
4月4日		境 敦史	無所属		石田 紀美子	無所属
4月5日		結城 實	無所属		辻谷 美喜子	無所属
4月6日		坂本 偉	無所属		廣瀬 仁己	無所属
4月7日		萩野 千賀子	無所属		新島 崇宏	無所属
4月8日		坂本 偉	無所属		小林 勝彦	無所属
4月9日		横山 常郎	無所属		日高 晃	無所属
4月10日		松浦 定美	無所属		萩野 千賀子	無所属
4月11日		結城 實	無所属		小林 一正	無所属

津市選挙管理委員会告示第68号

平成27年4月12日執行の三重県議会議員選挙における津市開票区の開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示する。

平成27年4月3日

津市選挙管理委員会

委員長 坂 口 賢 次

- 1 くじを行う場所 津市本庁舎8階 大会議室A
- 2 くじを行う日時 平成27年4月9日 午後5時30分

津市選挙管理委員会告示第69号

平成27年4月12日執行の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成27年4月3日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

別紙のとおり

投票区	投票所名称	投票管理者		職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
1	旧津市社会福祉センター	福田 政一		三宅 正則	
2	津市立養正小学校	吉住 充弘		小野寺 卓也	
3	津市相愛保育園	中原 賢二		山村 武寛	
4	津市立敬和小学校	西澤 幸生		中津 宜大	
5	津市敬和公民館	家城 覚		谷本 有司	
6	津市橋南会館	瀧 宣彦		富田 正明	
7	津市阿漕塚記念館	坂倉 誠		利藤 浩一	
8	津市立育生小学校	藤田 善樹		谷本 聖美	
9	津市立橋南中学校	中井 征喜		岡林 洋子	
10	セントヨゼフ女子学園	松田 孝行		松井 誠	
11	津市橋南公民館	出口 真也		加藤 充孝	
12	津工会館	木下 一大		古市 和久	
13	津市立新町小学校	濱田 耕二		鳶田 まり子	
14	津市立西橋内中学校	山口 滋人		柿内 宏介	
15	三重大学附属幼稚園	片岡 伸介		鈴木 弘一	
16	三重県栄町庁舎(旧三重県民サービスセンター)	宮本 達也		川北 江利子	
17	津市立南立誠小学校	三浦 弘充		杉山 美紀	
18	津市アストプラザ	山口 尚利		藤森 美穂子	
19	津市津西会館	多門 伸浩		松永 智宏	
20	津市立西が丘小学校	真柄 利光		林 桂子	
21	上浜団地集会所	橋本 知巳		田辺 隆志	
22	津市立北立誠小学校	澤口 太		山本 美保	
23	津市立雲出幼稚園	伊藤 哲也		村田 智昭	
24	津市城山会館	川原田 吉光		福岡 恵美	
25	津市南郊公民館	山本 裕介		辻岡 和也	
26	三重県工業研究所	草深 寿雄		瀬古 卓弘	
27	三重県立津高等技術学校	橋本 直樹		後藤 伸幸	
28	津市立藤水小学校	松井 昭道		鈴木 宏明	
29	津市南が丘会館	米山 浩之		川邊 純二	
30	津市立南が丘小学校	中村 光司		葛井 克昌	
31	津市立神戸小学校	谷中 勝則		長井 弘紀	
32	泉ヶ丘集会所	川邊 勝利		野田 和正	
33	津市立片田小学校	小宮 伸介		黒川 浩伸	
34	津市立櫛形小学校	三松 正幸		秋田 道康	
35	津市立安東小学校	坂越 健二		増田 繁樹	
36	緑の街集会所	中西 友幸		松本 邦子	
37	津市立一身田小学校	藤井 孝則		前田 巧	
38	津市一身田公民館	前田 裕久		服部 顕	
39	豊野会館	高木 伸幸		田山 文也	
40	町屋会館	松下 康典		吉田 和司	
41	津市栗真保育園	落合 勝利		西口 昌孝	
42	津市白塚公民館	水谷 隆彦		濱口 淑子	
43	津市白塚市民センター	西口 哲司		川北 学	
44	白塚団地第2自治会集会所	加藤 雅司		酒井 亮	
45	津市立大里小学校	小菅 武		岩野 伸郎	
46	津市高野尾転作促進技術研修所	伊藤 英明		草深 貴宣	
47	豊が丘会館	西川 誠		植谷 弘也	
48	中別保公民館	岡 則幸		若林 麻衣子	
49	津市立豊津小学校	長谷川 厚志		豊住 和美	
50	津市立上野小学校	丹羽 敬二		舟橋 裕子	
51	東千里公民館	駒田 好彦		高橋 豊人	
52	津市立千里ヶ丘小学校	松下 貴史		永田 慶一	
53	津市立黒田小学校	長井 新治		後藤 啓太	
54	南黒田公民館	笠井 洋幸		青 百合恵	
55	三行地区農業構造改善センター	大西 寛章		鈴木 たか子	
56	津市芸濃総合文化センター	木下 信人		伊藤 和幸	
57	津市立明小学校	小林 孝弘		蟻戸 孝明	
58	旧安西小学校	松本 良由喜		米津 裕司	
59	津市雲林院福祉会館	松谷 弘樹		青木 芳光	
60	津市落合の郷	豊濱 博幸		吉川 雅徳	

投票区	投票所名称	投票管理者		職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
61	津市立美里ふるさと資料館	池田 良孝		辻本 恵子	
62	津市高宮公民館	谷口 竜二郎		不破 孝幸	
63	津市立みさと幼稚園	小林 玉季		今井 一則	
64	津市草生公民館	紀平 久樹		紀平 浩司	
65	津市村主公民館	小林 久晃		長谷川 美穂子	
66	津市安濃公民館	長谷川 稔		荒木 康	
67	津市明合公民館	若林 勤也		小林 泰子	
68	久居総合福祉会館	小川 幸則		田口 芳裕	
69	津市立誠之小学校	前田 達		前川 秀樹	
70	津市立成美小学校	木村 みどり		谷口 弘明	
71	津市立立成小学校	海津 正周		山口 隆司	
72	久居さくらが丘集会所	糸川 綾子		諸戸 由美子	
73	津市密柑山幼稚園	松下 浩己		森川 浩好	
74	津市北部保育園	稲垣 正司		佐野 隆之	
75	津市元町地区集会所	上野毛戸 いずみ		村田 展弘	
76	津市須ヶ瀬構造改善センター	南条 弥生		高土 健一	
77	木造区集会所	垣野 哲也		山口 直美	
78	津市桃園情報センター	下里 秀紀		真田 貴之	
79	津市こべき保育園	橋本 剛至		関岡 宏幸	
80	津市戸木小学校	松永 正春		大井 清	
81	津市七栗産業会館	岸江 一浩		前川 尚貴	
82	津市立栗葉幼稚園	大川 祐喜		小坂 明子	
83	一色公会所	野村 尚生		渡邊 進	
84	下稲葉公会所	丸山 美由紀		松島 正則	
85	上稲葉ふれあい会館	水野 浩哉		長谷川 義記	
86	津市榑原農民研修所	三浦 みさ子		中山 貴博	
87	津市下村教育集会所	森 孝之		木村 博友	
88	寺野垣内集会所	玉木 幸樹		山川 隆宏	
89	津市榑原上教育集会所	鳥井 宏孝		日比 孝明	
90	津市香良洲公民館	藤川 圭司		岩城 孝	
91	津市立香海中学校	奥野 昌也		小野 真裕	
92	井生公会所	伊勢野 久好		町野 倫也	
93	津市大井公民館	藤田 定彦		池山 みずき	
94	井関公会所	片山 公子		鯖戸 嘉典	
95	津市波瀬ふれあい会館	辻村 繁之		神田 敦史	
96	室の口公民館	松室 晃		前山 広重	
97	津市川合文化会館	森澤 啓		村田 英紀	
98	津市庄村集会所	館 伸明		竹内 俊晴	
99	津市高岡老人憩いの家	長脇 弘幸		野末 寛	
100	津市一志高岡公民館	田端 健		加賀 康介	
101	津市一志体育館	上川 幸則		澤田 和也	
102	津市小山集会所	中廣 保治		小津 哲也	
103	虹が丘集会所	奥野 芳章		徳井 孝文	
104	津市元取公民館	辻岡 賢二		鏡 昌典	
105	津市立家城小学校	飯田 精一		中西 智徳	
106	津市立川口小学校	鈴木 理也		廣瀬 みすず	
107	津市大三農村集落多目的共同利用施設	野田 剛史		前田 宏樹	
108	津市三ヶ野集会所	木村 重好		瀬田 義久	
109	津市倭公民館	岩脇 里司		村山 昌之	
110	津市ハツ山農村集落多目的共同利用施設	横山 幸司		西川 直希	
111	津市竹原多目的集会所	溝口 咲子		奥村 昌弘	
112	津市美杉総合文化センター	井上 博之		渡邊 孝史	
113	津市太郎生多目的集会所	木下 修		松本 巧也	
114	下太郎生中農業集落多目的集会所	竹森 さわか		今井 博之	
115	津市伊勢地地域住民センター	佐野 栄志		松本 和子	
116	津市八幡地域住民センター	藤田 千晃		石淵 誠人	
117	津市美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」	藤田 泰大		安木 作	
118	津市丹生俣多目的集会所	田中 文二		芝山 弘行	
119	津市多気地域住民センター	菊田 文雄		木下 誠	
120	津市下之川地域住民センター	中林 生公		杉谷 義之	

津市選挙管理委員会告示第70号

平成27年4月12日執行の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第49条の7により読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

平成27年4月3日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

期日前投票管理者

第5期日前投票所

職務を行 うべき日	辞任する者	新たに選任する者
4月4日	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 小林 芳雄	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 杉本 弘

津市選挙管理委員会告示第 7 1 号

平成 2 7 年 4 月 1 2 日執行の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令(昭和 2 5 年政令第 8 9 号) 第 4 9 条の 7 により読み替えて適用される同令第 2 5 条の規定により告示する。

平成 2 7 年 4 月 6 日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

期日前投票管理者

第 1 0 期日前投票所

職務を行 うべき日	辞任する者	新たに選任する者
4 月 1 1 日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 横谷 周	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 結城 實

津市選挙管理委員会告示第 7 2 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 8 条の規定により、次の者を
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成 2 7 年 4 月 9 日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

1 抹消者数

男	女	計
2 1 人	4 人	2 5 人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成 2 7 年 4 月 9 日

平成２７年４月１２日執行の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第４９条の７により読み替えて適用される同令第２５条の規定により告示する。

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

職務を行うべき日	辞任する者	新たに選任する者
４月１０日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 田中 文二	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 前田 憲一

津市選挙管理委員会告示第 7 4 号

平成 2 7 年 4 月 1 2 日執行の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票管理者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 5 条の規定により告示する。

平成 2 7 年 4 月 9 日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

記

投票区	辞任する者	新たに選任する者
第 118 投票区	○○○○○○○○○○○○○○○ 田中 文二	○○○○○○○○○○○○○○○○○ 水谷 晃